

損保ジャパンと日本興亜損保は、関係当局の認可等を前提として、2014年9月1日に合併し、「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」になります。

輸出製品に関する PL保険のご案内

General Liability Policy Standard Provisions
Products and Completed Operations Liability Insurance Coverage Part



まえがき

PL (Product Liability) は、輸出関連企業はもとより、日本国内においても、一般的な概念になりました。特にアメリカにおいてはメーカー、ディーラーに対する消費者、ユーザーからのPL訴訟攻勢は厳しく、高額な損害賠償金をさることながら、応訴するために大変な費用と時間・労力が費やされています。

このため、アメリカのメーカーは、日本に比べて極めて高い保険料を支払ってPL保険を手配しています。また、かつての保険危機の時代に見られたように、今日においても、PL保険に加入すること自体が難しい場合もあります。日本企業も海外進出に伴い、PL訴訟に巻き込まれて日本では考えられない高額な賠償金を負担したり、PL訴訟に備えて専門の弁護士を数多く雇用したり、高い保険料のPL保険に加入しています。

従来からアメリカにおいては、PL訴訟の行き過ぎにブレーキをかけようとする動きが合衆国単位や州単位で見られますが、依然としてメーカー、特に日本企業のような外国企業にとって厳しい状況が続くものと覚悟しなければなりません。

一方、ヨーロッパ諸国においても、EC指令が1985年に成立後、各国で本指令の内容に従った国内法が施行され、PLを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

さらに、中国をはじめ、アジア諸国においても、従来はPL訴訟とは縁が遠かったものの、近年は消費者意識の変化などから、PL訴訟の増加傾向が如実に現れている点も目が離せません。

今後、海外での営業活動を踏まえて健全な企業経営を維持していくためには、PL保険の内容を知り、PLに対する多面的な対応を考慮しなければなりません。このため、本資料では、アメリカを中心とした欧米諸国のPLの現状をご案内すると同時に、海外において提起される煩雑で費用のかかるPL訴訟への対応方法として、英文賠償保険約款によるPL保険の活用方法ならびにアメリカにおいてPL対策の基本とされ、日本企業でも利用されておりますPLP (Product Liability Prevention) の進め方および当社のPLPサービス等についてご案内いたします。

今後の海外での営業活動のご発展のため、有効にご活用いただけますと幸いです。

輸出製品に関するPL保険のご案内

(生産物賠償責任保険)

目 次

まえがき	
PL (Product Liability)	1
1. 日本におけるPL	1
2. 海外におけるPL	2
3. 北米におけるPL	4
4. ヨーロッパにおけるPL	15
5. 中国におけるPL	18
6. アジアにおけるPL	19
世界各国のPL法の立法状況一覧表	20
海外PL保険（英文賠償責任保険）のご案内	25
1. 保険の内容	25
2. ご契約にあたり	29
3. クレーム対応	30
企業におけるPL対策のすすめ方	35
PLコンサルティングの提供	38
PL対策概念図	40
米国におけるPL賠償事例集	42
欧州におけるPL賠償事例集	51
中国におけるPL賠償事例集	53
「参考」英文賠償責任保険約款	54

PL (Product liability)

Product Liability (製造物責任)とは、一般に、製造物の欠陥により他人の生命、身体または財産にかかる被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償に対する責任のことをいいます。

〈例〉 異物や汚染物の食品への混入による食中毒の発生、欠陥部品に起因したテレビ火災による家屋の焼失、自動車の燃料タンクに欠陥があり走行中に火災が発生したことによる運転者の傷害等は典型的なPL事故です。

○PL保険の対象とされる生産物 (Products) には、通常、自動車等の工業製品に限らず加工食品や農産物、水産物などの自然産物も含まれます。

1 日本における PL

日本では平成7年(1995年)7月1日に「製造物責任法」が施行されました。民法にもとづく損害賠償請求では、被害者がメーカーなどの企業の過失を立証しなければならず、被害者救済が十分に図れていないとの指摘があったためです。そこで、同法では過失責任主義から欠陥責任主義へ移行することで被害者の証明責任を緩和し、消費者の保護・充実に努めました。

さらに、訴訟手続きを定めた新民事訴訟法が平成10年(1998年)に施行され、司法制度の国際化の観点から米国流の開示手続き (Discovery) が一部導入されました。また、PL裁判を左右するかなめともいえるのが証拠文書ですが、被告企業に課された文書提出義務も「原則提出しない (例外的提出)」から「原則提出」へと転換されています (文書提出義務の一般義務化。新民事訴訟法 第220条第4項)。

このような法律の整備にともない、実際に訴訟となるケースも増えており、独立行政法人「国民生活センター」の調べでは、2011年8月末までに製造物責任に基づく訴訟が142件発生していると報告されています。(2013年時点では230～240件と推定) また、訴訟の結果も、和解を含めると、おおよそ、5～6割は被害を受けた消費者側に補償がおこなわれているとされています。

以上のように企業を取り巻くPL訴訟の周辺環境の変化にともなって、消費者の賠償意識が高まり、同時に企業の社会的責任が高まっています。

2 海外におけるPL

PLは、科学技術の発達に伴なう大量生産、大量消費の時代に発生した問題です。その国の経済が発展し、消費の拡大と共に消費者の権利意識が高まると、欠陥製品に対するPL追及が始まります。PLは経済が発展するのに伴い必然的に登場する問題だからです。国によっては新たにPL法を制定したり、従来から存在している民法の一部や、消費者保護法の一部を改正して対応しています。

○アメリカでは…

アメリカは判例法（コモンロー）の国といわれています。したがって、日本のPL法のような、アメリカの全州に適用される連邦法としてのPLについての制定法はありません。しかし、アメリカでは、1960年代中頃までには、コモンローをベースに判例法の積み重ねによって「PL責任法理（アメリカでは厳格責任“Strict Liability”）」が確立しています。その後、この厳格責任法理は、次に示すようなアメリカ独特の訴訟環境や司法制度と相まって、被告企業を震かんさせる超高額賠償金を認める判決を続発させることとなります。

- ① 裁判で争うことに抵抗感や違和感のない社会（異なる法的背景を持つ異民族集合国家）
- ② 安い提訴費用（連邦地裁：\$350、各州：ミシガン\$150～カリフォルニア\$435）
- ③ 被害者に同情的になる陪審員制度（欠陥判定、賠償額の認定は一般人である陪審員業務）
- ④ 弁護士の成功報酬制度（敗訴した場合の原告の負担無し。着手金不要）
- ⑤ 広い範囲の情報開示（被告企業からの情報収集可能。電子開示もある）
- ⑥ 原告を支援する専門家証人の存在（専門家証人の会社があり容易に利用可能）
- ⑦ 懲罰的賠償金（場合によっては実際の損害額の数倍の賠償金が懲罰的賠償金として発生）

その結果、アメリカではPL訴訟の急増と懲罰的賠償金の高額化により、1970年代半ばには、PL保険を手配できないプレス機械メーカーなどが倒産する「PL危機（PL Crisis）」と呼ばれる状況が出現し、大きな社会問題となりました。また、PL訴訟件数の増加と賠償金の高騰の結果、アメリカの損害保険業界は莫大な損失を被りました。そのため、1984年後半頃からPL保険の保険料は大幅にアップし、医薬品、自動車、自動車部品、スポーツ用品など多くの製品についてPL保険の引受が拒否され始めました。その結果、1984～1986年にかけて賠償保険全体の市場が破綻するという「保険危機（Insurance Crisis）」を招きました。アメリカの代表的週刊誌「Time」が、1986年3月24日号で“Sorry, America, Your Insurance Has Been Canceled.”（米国よ、残念ですがあなたの保険は解約されました）という巻頭記事を掲載したことは、その時の混乱を如実に物語っているといえます。

このような状況を受けて、連邦議会において、PL法案が何度か提出され、州によって異なるPL法制を統一しようとしてきました。しかし、消費者の権利を損なう、州の立法権を侵害する、等の理由で成立しませんでした。その後も訴訟濫用抑止法案（H.R. 420、Lawsuit Abuse Reduction Act of 2005）（H.R. 2393、Frivolous Lawsuit Reduction Act）などの連邦レベルでの改善案が出されましたが、いずれも不成立に終わっています。

しかし、司法や各州レベルでは、行き過ぎたPLを揺り戻すための様々な不法行為法の改革が行われてきました。懲罰的賠償金を課すための原告の立証責任の強化や、懲罰的賠償金の上限設定、連帯責任法理の廃止などがその一例です。しかし、このような州レベルの改革も一部の州に限定されており、また、メーカーの責任を制限した州法が「違憲」との判決を下される例もあって、どこの州の州民が購入するかわからないアメリカに製品を輸出する日本企業にとっては、PL追及の甘い州に合わせての製品作りは危険といえます。アメリカのPL訴訟専門の弁護士は、「最近、アメリカのPL訴訟がニュースの話題にのぼらなくなっているかも知れないが、決してアメリカのPL問題が沈静化しているわけではない。高い賠償水準のまま高位安定の状態である。」と警鐘を鳴らしています。

○欧州諸国では…

ヨーロッパ諸国では、各国内で事情は異なりますが、PLに対して伝統的な民法の運用解釈により対応してきました。しかし、1985年、ヨーロッパ諸国内の競争条件の均等化および消費者保護の強化等を目的に旧ヨーロッパ共同体（EC、現EU）は、EU加盟国に対し、厳格責任法理（PL法理）をヨーロッパ（EU加盟各国域内）で採用する旨のPL指令「欠陥製造物に対する責任に係わる加盟国の法律上、規則上および行政上の規定の接近に関する閣僚理事会指令（85/374/EEC：1999/34/ECにより、一部改正）」を発令しました。EU加盟各国は、この指令に沿って国内法を整備することが強制的に求められました。イギリスのようにいち早く国内法を整備した国や、元々、民法の契約法に基づくPL追及が厳しかったためか国内法を整備が遅れたフランスのような国もありましたが、いまではEU加盟国全てに一部のオプション条項を除き、ほぼ共通のPL法が導入されています。EC指令の発令当初はPL訴訟の急増を懸念する論説が出ましたが、ヨーロッパにはアメリカのような民事事件への陪審員制度の適用や、弁護士の成功報酬制度といったPL訴訟の急増を招くような訴訟環境は無く、ほぼ日本並みの水準で訴訟件数が推移しているようです。



しかし、ここで忘れてはならないのは、ヨーロッパでは製品事故を事前に回避するための法規制がアメリカより厳しく、製品が市場に出るからの各国所轄官庁の監視も厳しいという事実です。ヨーロッパでは、共通の安全技術基準（欧州規格）に適合していることを「CEマーキング」で示さない限り、EU域内で製品を販売することはできません。このCEマーキングを取得するには、製品の危険度に応じた第三者機関による認証が必要となります。また、「一般

製品安全指令（92/59/EEC-1994）（2001/95/EC）」や「機械指令（98/37/EC-1998）」は、消費者用製品や産業用機械のメーカー・輸入業者に対し、「安全な製品のみを市場に出すこと」を要求しています。そして、欠陥製品の監視システム（RAPEX）により、メーカーや販売店などに対し、市場監視による欠陥製品の発見と官庁への早期通知義務を課しています。

このようにヨーロッパでは「安全が確認された製品のみを販売」→「欠陥品監視システム」→「欠陥品による被害者やリコール漏れ製品による被害者へのPL法の適用」が、一連の流れとしてスムーズにつながっています。したがって、万一の事故が発生した場合、アメリカのような懲罰的な賠償金制度がなくとも、欠陥品発生時の情報が短時間でEU域内に知れ渡り、消費者の反応も厳しく、企業は大きなブランド・ダメージを受けるようです。

一方、ヨーロッパの核となるEUは、現在も加盟国が増加しており、1952年に原点となった欧州石炭鉄鋼共同体（ECSC）が設立されて以降、2013年までに6回の拡大を経て、28カ国の加盟となっています。こうしたEU加盟国の拡大は、そのままPL法理導入国の増加につながるようになります。今後もEUが拡大の基調にあることを考えると、EU隣接地域も含め、いわゆる“ヨーロッパ”では、PL問題が潜在する地域として意識しておく必要があります。

○その他の地域では

例えば、アジアでは、中国、台湾、韓国、オーストラリア、フィリピン、マレーシアが、日本のPL法施行（1995年）前後にPL法理を導入しており、近年では、経済発展著しいタイやベトナムでもPL法理が導入されています。

また、南米では、ブラジルが日本より5年も早く、消費者保護法の中にPL法理を導入しています。

3 北米における PL

（1）法 理

○厳格責任の適用—

アメリカにおけるPLの法理として、コモンローをベースにして一般に過失責任（Negligence）、保証責任（Warranty）および厳格不法行為責任（Strict Liability in Tort）が認められています。

アメリカのPL法理は、当初イギリスの判例に拘束されてきましたが、今や独自の判例法を形成しています。メーカーなどの契約上の責任を定める保証責任は、1960年代に統一商法典をベースにほとんどの州で商法が制定された際に確立し、また厳格不法行為責任については、1965年に裁判規範である第2次不法行為法リステイトメント第402条Aに規定採用されて以来、広く認められてきました。判例の傾向も、次第に過失責任から被告メーカーの過失を要件としない厳格責任中心へと変化してきました。

○州ごとに異なる法律—

アメリカにおいては、自動車や医薬品の安全性のような特に連邦法で規制されるべきと定められた事項以外は、各州が固有の法律を持つことができます。したがって、各州で、これらの3つの法理を独自に判例を通じて発展させ、固有の法体系を作り出しています。このため同じ法理でも州により要件、抗弁、損害の範囲、時効等が異なっており、どの州の法律が適用されるかによってもPL訴訟の結果に差異が生じてきます。

① 過失責任 (Negligence)

過失責任とは、メーカー、販売業者等、製品の流通に関与した者の過失、注意義務違反を根拠とする責任です。厳格責任の登場により、「製品の欠陥」に加えて被告であるメーカーや販売店などの「過失」を立証しなければならない過失責任は、もはや無用と考えられがちですが、ほぼ全てのPL訴訟で原告側は過失責任を訴因に加えています。その理由は、被告側の過失を主張することによって陪審員による高額な賠償評決額、ひいては懲罰的賠償金も引き出したいからだといわれています。

i) 注意義務違反の判断基準：製品の危険性の程度、社会的有用性の程度ならびに安全性の高い製品を製造することの技術的および経済的可能性等を総合して判断されます。

〈注〉 1. 法令や業界で作成した基準 (Standard) は注意義務の最低基準とされることが多く、この基準を満たしていても注意義務を尽くしたとはいえません。

2. 過失責任においては、一般に「製造当時の科学技術水準 (State of the art technology)」で予見不可能な損害 (開発危険) については、メーカーに責任なしとされます。日本のPL法でも同様の規定がありますが、日本同様、この「開発危険の抗弁」が認められるケースは極めてまれです。その製品に代わる機能を有する代替品が身近には無く、昔は安全と思って長年使用していたところ、ある日突然に人や環境に対する危険性が明らかになり、使用禁止となったアスベストやPCB入り製品などには当てはまる抗弁です。しかし、被害者に同情的で救済を強く意識した陪審員制度の下では、企業が「危険性を認識した」または「危険性を認識すべき」とされる時期は厳しく吟味されます。

ii) メーカー側に過失のあることの立証：過失を根拠にPL訴訟を提起する場合は、被害者 (原告) はまずメーカー側 (被告) に過失があったことを立証しなければなりません。具体的に次のような立証が必要となります。

〈例〉 (a) 被告の不注意により欠陥製品が製造された。

(b) その製品が身体等に有害に作用した。

(c) その有害作用が被告において予見可能であり、被告は有害作用に対し適切な予防策をとらなかった。

原告が被告 (メーカー) の過失を立証することは極めて困難なことです。しかし、アメリカにおいては幅広い「開示手続き (Discovery)」が認められており、また、日本では裁判官が行う「過失の有無判定」はアメリカでは一般市民である陪審員の仕事であることから、陪審員がメーカー側の過失を認めることはそれ程困難なことではありません。また、1944年のエスコラ

対コカコーラボトリング社事件の判決によって、「事実推定則」(Res ipsa Loquitur)の適用が得られるようになり、原告側の立証責任が緩和され、ますますメーカーの過失責任を追及しやすくなりました。

☆エスコラ対コカコーラボトリング

この事案は、コカコーラ配送会社から受け取ったコカコーラのビンを冷蔵庫に入れようとしていたところ、突然ビンが破裂し、重傷を負ったという事故を受けて、起こされた訴訟です。被災した原告は「ビンを日光に当たる場所に置いたわけでもなく、持ち運びや取り扱いの際にビン同士をぶつけるような乱暴な取り扱いをしたわけでもない。ただ突然に破裂した。したがって、ビンに最初から欠陥があったか、再使用されたビンに傷があったに違いない。いずれにせよビンの点検に過失があった」と主張しました。

☆レス・イプサ・ロクイトール (Res ipsa Loquitur) : 事実推定則

「事実それ自体が(被告の過失を)物語る。」という趣旨のラテン語です。次の3条件の存在について、原告が十分な証拠提出をした場合、被告(メーカー)の過失が推定されます。

- (a) 損害は被告が排他的に支配していた物により生じたこと。
- (b) 原告が損害を被るまで被告の製造時の状態と同じであったこと。
- (c) なんらかの被告の過失がなければ当該損害は発生しなかったこと。

これに対し、被告としては以上の条件が充足されないこと、または注意義務違反のないことを反証しなければなりません。このように、この原則の存在は、原告の過失の立証責任を軽減し、被告メーカーに無過失の反証を要求することになります。

② 保証責任 (Warranty)

アメリカにおけるPL訴訟の法理として、極めて頻繁に使用されている考え方として保証責任 (Warranty) があります。

保証責任の内容

メーカー、販売業者等、製品の流通に関与した者は、契約その他の行為により、製品が特定の性能、品質、安全性を有することを明示的に保証する場合があります。また、流通に置くという行為により、製品が一定の性能、品質、安全性を有することを黙示的に保証したものとされます。売主はこの明示または黙示の保証に違反したときは、保証責任の法理により責任を追及されます。

原告が売主側の責任を追及する場合には売主の注意義務違反(過失)の存在を立証することなく、基本的には保証違反の事実のみの立証で十分です。被告(売主)は、抗弁のために、明示、黙示の保証の存在を否認したり、予め免責条項を設定し、保証の一部を制限したこと等で反証しなければなりません。

統一商法典と保証責任

保証責任は、「統一商法典 (Uniform Commercial Code : U. C. C)」や「マグヌソン・モス保証法 (Magnuson Moss Warranty Act)」に規定されている法理です。統一商法典は1952年に統一売買法 (Uniform Sales Act) を吸収して定められた制定法であり、1960年代に広く

各州で承認採用され、現在ではルイジアナ州を除く各州で採用されています。一方、「連邦取引委員会改善法（マグヌソン・モス保証法）」は1975年に導入され、書面による保証書の内容を規定し、連邦最低保証基準を示しています。

なお、統一商法典は動産の売主に対する保証責任を規定しているものの、売主でないメーカーに対する保証責任は定めていません。

2 種類の保証責任

- i) **明示の保証 (Express Warranty)** : 売主が製品に対し、その製品の性能、品質、安全性等の事実について確言、約束、説明をしたり、見本をみせて取引したことが買主の購入意欲をそそったような場合、売主は買主に対し明示の保証責任を負担することになります。特に、現代における多種多様なマスコミュニケーションでの広告宣伝表示によっても保証責任が認められており、ほとんどの製品について何らかの広告、宣伝により明示の保証が認められる判例が増えています。また、製品の安全性に関する販売店員の口頭説明なども明示の保証の対象となります。日本ではテープレコーダなどによる物的証拠がないと、なかなか証拠として認められませんが、アメリカでは開示手続きの中に、宣誓をした店員に対し、原告側弁護士が直接質問する「証言録取 (Deposition)」というものもあり、証拠が入手しやすく、法廷での宣誓と同様の効果をもっています。また、裁判官は民事では「証拠がほどほどに立証されればよい。(証拠の優越、preponderance of evidence)」との考えから、証言が証拠として採用されやすいといえます。以上のような環境のもとで、「口頭説明による明示の保証違反」があったか否かは、最終的に陪審員の判断にゆだねられます。
- ii) **黙示の保証 (Implied Warranty)** : 市場に置かれた製品は、別に文書で示さなくとも一定の性能、品質、安全性等を有しているという保証が黙示の保証です。黙示の保証には次の2つがあります。この2つの保証は一般に重複する要素が多く、同時に二つの保証が成立する場合もあり、また一方の保証が認められない場合でも他方の保証が認められることがあります。
 - a) ある特定目的に適合する旨の保証＝「特定目的適合性の保証」(Warranty of fitness for use for particular purpose) : 例えば、航空機用のネジを納入する場合、航空機の場合なら品質に関する契約書が結ばれるでしょうが、仮に無かったとしても「航空機用ネジ」として受注し納品する場合は、ネジメーカーは1万メートル上空から常温の地上に降りる熱衝撃(サーマル・ショック)や、振動にも耐えるネジを納めることが「特定目的への適合性についての黙示の保証」として要求されます。



- b) 製品が通常の目的に適合する旨の保証＝「商品性の保証」(Warranty of merchantability)：仮にTVが製品だとすると、TVという商品には動画が映し出されたり、チャンネルを変えられるといった機能が備わっていることを、メーカーは、カタログや売買契約書に記載していなくとも「商品性の黙示の保証」として保証しています。もし購入後間もないTVから出火した場合は、購入者は「そのようなTVを望んだ覚えは無い」として「商品性に関する黙示の保証違反」としてメーカーを訴えることとなります。
- **契約関係**：保証責任の重要な要素は契約関係の存在です。統一商法典では「明示の保証」も「黙示の保証」も、その製品の購入者だけでなく、たとえ直接の契約当事者関係が無くとも、購入者の家族や同居者、隣人といった製品を使用すると合理的に予見されるエンドユーザーにまで及ぶと規定しています（UCC第2-318条）。例えば、「明示の保証」については、食品事故による判決において、宣伝、広告が「重要な事実に対する確信」を一般消費者に与えているという理由で、メーカーと直接の契約関係のないエンドユーザーとの契約関係を認めています。一方、「黙示の保証」に関しても、判例は「大量販売を前提とするマーケティングの時代、エンドユーザーの手に渡るまで黙示の保証が存続する」と述べています。
- **免責約款**：保証責任法理におけるメーカー、販売業者の抗弁方法として売主と買主の商品知識が対等である場合に統一商法典によって免責約款の有効性が認められておりますが、現代の科学技術の発達に伴う商品の複雑／高度化のため、一般の消費者用製品においては、その有効性が疑問視されます。

③ 厳格不法行為責任（Strict Liability in Tort）

1963年カリフォルニア州のグリーンマン対ユバ・パワープロダクツ事件（大工道具の欠陥による頭部重傷事件）で最初に認められ、さらにアメリカにおいて州裁判所の解釈規範として実体法的機能を果している第2次不法行為法リステイトメント第402条Aで正式に採用された後、PL訴訟における厳格不法行為責任の法理が一般化、この法理に基づく訴訟数が急速に拡大しました。しかし、1970年代後半から1980年代半ばにかけて厳格責任法理の行き過ぎが問題になり、前述のように各州ベースで不法行為法の改正や、個別の判決の中で行き過ぎた厳格責任法理に歯止めをかけようとする司法の動きが活発となりました。その結果、1980年代には第2次不法行為法リステイトメントで示された厳格責任の考え方について、各州の解釈にばらつきが大きくなりました。そこで、1991年、アメリカ法律協会は30年間続いた裁判規範であるリステイトメントの改定に着手し、1997年に第3次リステイトメントを総会で採択しました。

i) 厳格不法行為責任の内容：

厳格不法行為責任とは、欠陥製品による被災者である消費者は、過失責任における被告（メーカー）側の過失の立証をすることなく、次の3点を根拠に被告に対しPLを追及することができるとした法理です。

(i) 製品に欠陥があったこと。

(ii) 当該損害はその欠陥によって生じたこと。

(iii) その欠陥は製品の出荷時（被告の支配下にあった時）に、既に存在していたこと。

ii) 欠陥について：

第2次不法行為法リステイトメント第402条Aにおいては、厳格不法行為責任における欠陥を「不相当に危険な欠陥を有する」(defective condition unreasonably dangerous to one's person or property)と規定していました。その後、各州により欠陥概念の解釈に差異がみとめられ、第2次不法行為法リステイトメントの「不相当に危険な」を欠陥状態の修飾語として忠実に守ろうとした州の他に、「不相当に危険な」の修飾語はいらないとするカリフォルニア州などの州、また、変形バージョンや独自の欠陥概念を持つその他の州が多数出現しました。一般には、欠陥概念は(i)設計上の欠陥(ii)製造過程上の欠陥(iii)警告表示上の欠陥、の3つに区分されており、第3次不法行為法リステイトメントの第2条「製品の欠陥の種類」では、これらの3つの欠陥について次のように定義しています。

〈設計上の欠陥〉

販売者等が、もし合理的な代替設計を採用していれば、リスクを減少または回避することができた場合で、かつ、その代替設計を採用しなかったことがその製品を合理的に安全なものにしなかった場合には、その製品には設計上の欠陥があります。

〈製造上の欠陥〉

たとえ製品の準備、販売に際し、あらゆる可能な注意が尽くされていたとしても、製品がその意図された設計から逸脱している場合には、その製品は製造上の欠陥を含みます。

〈指示・警告表示上の欠陥〉

販売者等が、もし合理的な指示もしくは警告を施していれば、リスクを減少または回避することができた場合で、かつ、その指示もしくは警告を施さなかったことが製品を合理的に安全なものにしなかった場合には、その製品には指示もしくは警告上の欠陥があります。

第2次不法行為法リステイトメント第402条Aにおいては、(i)設計上の欠陥(ii)製造上の欠陥(iii)警告表示上の欠陥の全てに厳格責任(PL法理)が適用されました。しかし、第3次不法行為法リステイトメントでは、(ii)製造上の欠陥のみに厳格責任を適用し、(i)設計上の欠陥と(iii)警告表示上の欠陥には「予見可能性」を取り入れ、従来 of 過失責任に戻したと解釈されています。これは、アメリカ法律家協会による「行き過ぎたPL」への司法の揺り戻しといえます。

第3次不法行為法リステイトメント(第2条b項)に基づき、原告が設計上の欠陥を主張する場合には、①予見可能なリスクを減少または回避することができる合理的な代替設計(reasonable alternative design)の存在、②その代替設計の不採用による合理的な安全性の欠如、の2点を立証しなければなりません。しかし、この代替設計の立証を要求する第3次不法行為法リステイトメントに対して、「代替設計が提示できない場合は、設計欠陥を主張できないのか?それでは、第2次不法行為法リステイトメントの『不相当に危険な(unreasonably dangerous)』の方が消費者にとって良いのではないか。」との意見もあり、オクラホマ州のように第3次不法行為法リステイトメントに追従しない州も出ています。

被告（メーカー、販売業者）の主な抗弁

被告（メーカー、販売業者）の主な抗弁には次のようなものがあります。

a. 危険の引受（Assumption of Risk、Assumed risk）

「危険の引受」とは、被害者が製品に欠陥が存在していることを認識しながら、あえて自発的に自分から危険に身をさらした結果、損害が発生した事故であるという抗弁方法です。例えばブレーキに欠陥があり、うまく効かないことを知りながら坂を下るような事案が該当します。この抗弁の成否は、原告の「危険の認識」と「危険の甘受」の立証にあり、被害者の年齢、知識、経験等を総合的に検討しなければなりません。

b. 誤使用（Misuse）

第2次不法行為法リステイトメント第402条Aにおいて、製品の欠陥のために発生した事故であっても、被害者が本来意図した使用方法でない誤った使用方法（誤使用）がなされた場合は、被告メーカーの責任は認められないとされています。しかしながら、現在の判例の中で誤使用が唯一の原因でない場合は有効な抗弁として認められない判例が多数を占めています。第3次不法行為法リステイトメントでは「製品の誤使用は、それが原告によるものであれ、第三者によるものであれ、そうした行為は、欠陥や因果関係、比較過失と関連性がある。」（第2条コメント）と規定しており、第2次不法行為法リステイトメントのような被告側の絶対的抗弁（積極的抗弁）とはせず、原告側の比較過失（日本の過失相殺に類似の概念）の対象になると規定しています。第3次不法行為法リステイトメントでは、誤使用の立証義務は誰が負うかということや負担割合には言及せず、各法廷地の地域法にゆだねるとしています。

c. 寄与過失（Contributory Negligence）

「寄与過失」とは、一般人であれば誰でも発見できる製品の欠陥を、被害者が不注意により見過ごしたために発生した事故であるという抗弁方法です。この方法は、過失責任に対する抗弁方法であり、保証責任や厳格責任に対しては有効ではありません。現在では、過失責任においても寄与過失を採用している州はアラバマ州など極僅かであり、圧倒的多数の州が、寄与過失から比較過失に移行しています。これは、被災者である原告の過失が傷害事故発生の原因（近因）であったと被告メーカーが立証した場合、仮に被告メーカーに過失があっても、原告は損害賠償を一切得られないという寄与過失の考え方が、原告に対しあまりに酷との考えが広まったからです。

d. 比較過失 (Comparative Negligence)

「比較過失」は、日本における過失相殺と同内容と考えられます。アメリカにおいては、本来、過失相殺的な考え方はなく、被害者に過失があれば責任は一切発生しないという「寄与過失」の考え方で処理されてきましたが、陪審員の同情的評決がこのような考え方を導き出しました。この比較過失には州により様々なタイプがあります。「純粹比較過失 (Pure form, virginal form)」と呼ばれる、過失割合に比例して賠償額が減額がなされるタイプや、原告の過失割合が被告の過失割合と比較して50%を超えない場合のみ、原告の過失割合に応じて減額されるタイプなどがあります。また、単に過失責任の抗弁とされるだけでなく各州におけるPLの法理の見直しの中で、この比較過失の考え方が、厳格責任 (PL法理) に、一部では保証責任にも採用されています。

e. 時効 (Statute of Limitation 出訴期限法)

日本のPL法が「損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から、3年間行わないときは、時効によって消滅する。」と規定しているように、アメリカにおいても、原告が損害の発生後に裁判所に提訴できる期間が定められています。このような時効が存在する理由は、「法の権利の上にあぐらをかき許されない。」からだといわれています。時効の期間は、請求権の性質や損害の性質によって異なります。

出訴期限は各法理や州によって異なりますが、一般的には次のとおりです。

- 不法行為に基づく請求権 (請求権が発生した日が起算日) 1～6年、通常2～3年
- 契約に基づく請求権 (売買、引渡日が起算日)
 - ①文書の場合：3～15年、通常5～6年
 - ②口頭の場合：2～15年、通常3～6年
- 統一商法典：4年、ただし、合意により1年まで短縮可能

f. 法定責任期間 (Statute of repose)

製品が製造販売された後、一定期間が経過した場合、原告は訴求することができません。それが「法定責任期間 (Statute of repose)」と呼ばれる除斥期間です。この法定責任期間の始期は州によって異なっており、製品の販売日、最初の購入者への引渡し日、製造日などがあります。製品が倉庫で数年保管されることもあり、消費者保護の観点から最初の購入者への引渡し日からスタートすると規定することが多いようです。法定責任期間は、5～12年と州によって相当開きがありますが、多くの州で10年です。ちなみに日本のPL法では「引渡しから10年」、ヨーロッパ (EU) では「流通に置いた日から10年」と規定されています。

g. その他

原材料、部品メーカーにおいては、完成品の事故の責任は、原材料、部品メーカーには及ばないとする「近因（Proximate Cause）の否定」を主張する方法もあります。しかし、アメリカのPL追及は「欠陥製品を流通に乗せた、全ての当事者がPLの責任を負う。」というのが大原則です。部品や原料・中間体のメーカーといえども、それらの欠陥が原因で最終完成品が欠陥品となり、人身傷害事故や財物損壊事故が発生した場合には、「近因の否定」が通用しないこともあります。また、第一次的な責任は回避できたとしても、完成品メーカーや中間製品製造メーカーから、納入契約に基づき求償される可能性は残ります。

原材料・中間体メーカーは、製品の警告不備を訴因とするエンドユーザーや加工メーカーの従業員からのPL訴訟に対しては、その責任を免れる「原材料供給者理論（bulk suppliers doctrine or rule）」や「知識ある中間者理論（learned Intermediary doctrine）」で抗弁します。これらの抗弁は、原材料・中間体メーカーは最終完成品のユーザーや従業員に警告を届けられる立場に無いことから、原材料や中間体を更に加工するメーカーやその雇用主に対し、安全データシート（SDS）と共に警告をすればそれで充分警告義務を果たしたと認めるものです。

また、日本のメーカー等、外国人が争う手段として裁判管轄の否定がありますが外国のメーカーでもアメリカ（州）で少しでも商売を行っていれば管轄権（jurisdiction）が認められるように、ロングアーム法（Long Arm Statute）が広く適用されている今日では、抗弁方法として有効ではなくなっています。

(2) アメリカにおけるPL問題深刻化の背景

科学技術の発展による大量生産、大量販売に伴うPL問題は先進諸国にとって共通の問題で、被害者1名あたりの賠償額の高額化および訴訟件数の増大など、アメリカにおけるPL問題の深刻化は、他の先進諸国と異なった次のような要因がその背景となっていると考えられます。「アメリカでは…」のところで箇条書きで挙げた事項についてもう少し詳しく見てみましょう。

1. **アメリカ人気質**—「個人主義」に裏付けられ、他人の責任を追及することに勇敢です。
「人種のるつぼ」と呼ばれる多民族国家のアメリカにおいては、自己主張、権利主張をしないと埋もれてしまいます。この国では「沈黙は金」ではありません。従って訴訟という手段をとることは国民の権利として当然であり、何ら抵抗感がないように子供時代から教育をされています。
2. **次のような特徴的な司法制度の要因**
 - a. **圧倒的多数の弁護士**—日本の最高裁判所事務総局の「裁判所データブック2003」によれば、アメリカには2011年時点で日本の約39倍である約120万人の弁護士がおり、毎年3万人ずつ増えているともいわれています。この結果、PL事故の被害者は、訴訟の依頼先に不自由せず、また弁護士側も事故にあった者からの依頼にすぐに応じられるよう病院等と協定を結んでいるなど商売熱心です。
 - b. **原告の弁護士報酬は成功報酬 (Contingent fee) が一般的**—PL訴訟における原告はほとんどこの制度を利用し、訴訟に1セントも使わないことができます。弁護士は原告からPL訴訟を請負った場合、調査費用等一切を自ら出費します。従って敗訴すると1セントの収入もなく、費用は全て自分持ちとなりますが、勝訴等により賠償金の獲得に成功した場合には、その金額の30～50%を原告との契約により取得することができます。
一般に、和解による場合でも和解金の30%程度を取得することが可能なため、弁護士は、労力や費用のかかる公判による解決より和解をすることを好んでいるといわれています。このため、アメリカにおけるPL訴訟の95～97%は公判前に和解で解決されています。
 - c. **陪審制度による公判**—アメリカにおいて、陪審審理をうけることは憲法において保障されており、民事公判では、両当事者が陪審審理を拒否した場合のみ、陪審員を入れないう公判を行うことができます。そして、PL訴訟はほとんど陪審員による裁判が行われています。陪審員は各州により異なりますが、選挙人登録名簿より当該案件に偏見を持たない者の中から無作為に選任される一般人(18才以上の米国人)12人ないし6人で構成され、裁判の事実問題と責任問題や損害賠償額の算定まで行うことになっています。陪審員の評決は一般に公平であるといわれていますが、PL訴訟案件は技術的なことが多く、陪審員にとって難解な分野です。したがって、原告およびその弁護士の演出により感情的に被告メーカーの責任を安易に認めてしまう傾向があるようです。
 - d. **社会保障・社会保険制度の現状**—アメリカでは、私的保険の発達とは裏腹に健康保険、労災保険等の社会保険の不備が目立ちます。また、各州の労災保険法においては、雇用主は労働災害による被災被用者に労災保険の給付金を支払えば、それ以上の支払を免れることになり、労災事故の被災者は、全般的に低い労災保険の給付金に満足せずに労災

事故の直接の原因となった工作機械メーカーなどに対しPL訴訟を提起しているのが実状です。

e. 懲罰的損害賠償金 (Punitive damages) の支払—被告の行為が特に悪質であり、社会的制裁が必要であるという場合に、通常の損害賠償金とは別個に原告が被告に対し請求できる金額を懲罰的損害賠償金とといいます。

通常の損害賠償金の額の多寡にかかわらず、多額の懲罰的損害賠償金を命ぜられた事例も多く見られます。1978年2月にカリフォルニア州裁判所が大手自動車メーカーに1億2500万ドル(約320億円)の懲罰的損害賠償金の支払を命じた事案は、日本にアメリカの懲罰的賠償金の怖さを知らしめた歴史的な事案として有名です。

懲罰的損害賠償金の許否および金額の算定は陪審員に委ねられており、アメリカのPL訴訟の高額判決の大きな要因となっています。

なお、2000年初頭、あまりに高額な「懲罰的損害賠償」は、訴訟における「適正な法手続条項 (Due process clause)」に反するとの議論が起こり、連邦最高裁判所より「懲罰的損害賠償は補填的賠償の一桁倍以下(10倍未満)とすべき」との指針が出されることになりました。この指針により、「懲罰賠償」に対して、多少の金額的な制限が考慮されるようになりましたが、指針そのものには、法的な強制力がなく、近年でも州裁判所の下級審では10倍を越える懲罰賠償が課されるケースも見受けられるのが現状といえます(なお、一部の州では、州法(不法行為法)の中で、懲罰賠償の金額に上限を設け、自主的に制限をかけています)。

3. その他 民事訴訟の変化—多数の弁護士がドル箱的に扱っていた民事訴訟は、自動車事故に関する訴訟が圧倒的に多かったのですが、多数の州で自動車保険がNo-Fault^(※)保険に改定され事故解決に弁護士が必要でなくなったこと、またPL訴訟と並んで問題になっていた医療過誤訴訟の激増傾向が各州での訴訟制限立法や医師会による紛争処理制度の確立とともに鎮静化したため、独禁法訴訟を除くとPL訴訟が弁護士にとって一番のドル箱になった時期もありました。アメリカの弁護士は、その時代のニーズに合わせてビジネスの種を探します。そのニーズは、自動車→PL→環境→知財と変遷してきました。しかし、PLや環境問題は普遍的な問題であり、むしろ専門的な弁護士群に特化されてきたと見るべきです。

(※) NO-FAULT保険(ノーフォルト保険)とは誰が事故原因者であるかに関わりなく、各々の運転者が自分の傷害に対して支払いを受ける自動車保険制度をいう。内容は州によって異なる。

(3) アメリカ連邦政府レベルでの製品安全確保と消費者保護

① 消費者製品安全委員会の活動

1972年10月に「危険な製品による不当な傷害からの消費者の保護」を目的として消費者製品安全法(Consumer Product Safety Act: Consumer Product Safety Improvement Act of 2008)が制定され、翌年の1973年11月にこの法律に基づいて消費者製品安全委員会(Consumer Product Safety Commission C. P. S. C.)が設置され、危険製品に対する監視に当たっています。

C. P. S. Cの具体的活動

C. P. S. CはN. E. I. S. S. (National Electronic Injury Surveillance System 全米電子危害監

視システム)を開発し、全国119の救急病院(2009年時点で96病院に集約)をオンラインで結び危害情報を収集し、そのデータに基づいて事故の頻度、深刻度等を考慮し危険製品の安全規格を定めています。

② マグヌスン・モス保証法(連邦取引委員会改善法)

1975年7月に制定されたこの法律は、価格10ドル以上の消費者製品の書面による保証基準および保証をめぐる紛争に係る法的拘束力のない仲裁機関での判定方法等を定めています。

4. ヨーロッパにおけるPL

(1) EC指令

① 概要

ヨーロッパ諸国においては、伝統的に不法行為法または契約法によって製造物責任を処理してきましたが、1960年代初頭に全ヨーロッパを席卷したサリドマイド事件^(※)を契機に、旧ヨーロッパ共同体(EC)として消費者保護を実現するための法の統一化を目指す気運が高まり、1985年7月25日、「欠陥製造物に対する責任に係わる加盟国の法律上、規則上および行政上の規定の接近に関する閣僚理事会指令(85/374/EEC:1999/34/ECにより一部改正)」が成立しました。これを受けて加盟12か国は、以後3年以内(1988年7月30日)に本指令の内容に従い、国内法にPL法理を導入することが義務付けられました。

この義務は、ECが拡大して、EUとなった現在でも加盟国に求められており、新たにEUに加盟する国々は、順次、PL法理の導入を図っています。

(※) サリドマイド事件…1957年旧西ドイツで開発された睡眠・鎮静剤サリドマイドを妊婦が服用することによって、胎児に奇形を生じた世界的な薬害事件。その後、多くの難治性疾患に有効であるとして、米国ではサリドマイドを治療薬として販売することを許可している。

② 域内PL法理統一化の必要性

ECにおいて、PLに関する統一立法の必要性が検討されるに至った理由としては、a. 消費者保護、b. 競争条件の同一化、c. 流通の促進、が挙げられます。

a. 消費者保護の実現

サリドマイド事件、トルコ航空機墜落事件(DC10事件)を契機として、消費者保護の気運が高まったこと。

b. 競争条件の同一化

加盟国間で製造物責任についての法制に差があると、製造業者の製品コストに差が生じ(安全装置の標準装備、警告ラベル・取扱説明書の改善、PL保険料等)、競争条件に不公平が生ずること。

c. 流通の促進

法制の差が、EC域内における製品の流通を阻害(厳格責任法未制定国製品の輸入拒否等)すること。

③ 特色

a. 厳格責任の採用

製造者は、過失の有無を問わず、製品の欠陥により生じた他人の身体障害および財産損害について、損害賠償責任を負うこととなっています。

b. 「消費者期待基準」による欠陥の認定

欠陥とは、消費者が通常に期待する安全性を備えていないこと、つまり「消費者期待基準」によることとされています。

c. 3つのオプション（各国の判断に任せる部分）の採用

(a) 「第一次農産物および狩猟物への適用」

EC指令の適用対象となる製造物に、第一次農産物と狩猟物を含めるかどうか？

→1996年にイギリスで発生した狂牛病を契機に検討が続けられ、1999年に未加工農産物（猟鳥獣、魚介）を適用除外とする加盟各国のオプション条項は外されました。

(b) 「開発危険の抗弁の採否」

開発危険^(※)を製造者の抗弁として認めるか否か？

(※) 開発危険とは「製造者がその製造物を流通においた時点における科学・技術の知識水準上、認識することができなかった欠陥によって生じた損害」を意味します。

→2011年に欧州委員会が発表した資料によれば、フィンランドとルクセンブルグの2か国だけが「開発危険の抗弁」を全面的に認めていません。スペインは、原則「開発危険の抗弁」を認めています。フランスは人体構成部品や人由来製品（人体構成部品を用いた製品）に対しては「開発危険の抗弁」を認めていません。ドイツも、医薬品に関してのみ薬事法に基づく補償があるとの理由で「開発危険の抗弁」を認めていません。

(c) 「責任限度額の設定」

同一欠陥物に起因する人身損害について、製造者の責任限度額を7,000万ユーロ（約120億円）を下回らない額で設定することができることとなっています。

→2003年に欧州委員会が発表した資料等によれば、ドイツとポルトガル、スペイン、スロバキアの4か国だけが「責任限度額」を設定しています。当初ギリシャ、イタリアも設定していましたが、1994年に撤廃しています。

(2) ヨーロッパの現状

① 和解解決が主流のヨーロッパ

欧州委員会では、PL指令の改定の必要性を議論するため、定期的に加盟各国におけるPLの実情について調査をおこなっており、これまでPL指令について4回のレビューが実施されています。2001年に公表された第2次レビュー報告書では、PL訴訟の約90%が裁判外和解で解決されていると報告され、2011年に公表された第4次レビュー報告書でも、法廷外の紛争解決手段（ADR）が、製品の欠陥、また、損害や因果関係が明白な場合は、比較的機能していると報告されています。このような状況は、日本、アメリカと同様といえます。な

お、第4次レビュー報告書では、オーストリアとラトビアの事例として以下のような裁判外和解例も紹介しています。

- ・折りたたみ式のオムツ交換台から幼児転落：1,500ユーロで和解
- ・料理セットの取手が破損し、足に火傷：2,500ユーロで和解
- ・料理で食中毒：1000ユーロで和解
- ・肘掛け椅子から転落して重傷：5000ユーロで和解

② 集団訴訟

アメリカでは“Class Action”と呼ばれる集団訴訟がさかんであり、その行き過ぎが問題となって、歯止めとしての「クラスアクション適正化法（Class Action Fairness Act of 2005）」が成立しています。日本では1998年に施行された新民事訴訟法に日本版クラスアクション制度と呼ばれる「選定当事者制度」が導入され、2013年には被害者集団の救済が図れるよう「消費者団体訴権制度」の改正もおこなわれています。

一方、ヨーロッパでは、ドイツ、フランスでは集団訴訟にまつわる規則が存在しており、それ以外の国でも、オランダ（1994）、ポルトガル（1995）、イギリス/ウェールズ（2000）、スペイン（2000）などの国々において集団訴訟にまつわる規則が成立してきています。

③ 今後の方向性

前述の第4次レビュー報告書では、次のような結論がまとめられており、現行のPL指令が有効に作用しており、改定の必要なしと判断しているようです。したがって、企業に対する消費者保護の要請は、今後も強く求められていくと思われます。

- (1) PL指令の更なる改定の必要はない。
- (2) 現状のPL指令は、消費者保護と製造者との適切な利害関係のバランスを保っている
- (3) EU加盟各国の、PL指令の国内法への取り込みや裁判所判断には差異が見られるものの、通商の重大な障壁となったり、競争をゆがめたり、消費者の効果的な救済を阻害していない。
- (4) EU加盟各国内で、PL指令に基づくPLクレームは増加している。この傾向は、特にオーストリア、フランス、ドイツ、イタリア、ポーランド、スペインで見られる。

(3) アメリカのPLとの比較

EU域内ではアメリカと比較して

- ① 弁護士の数が少ない。
- ② 弁護士の成功報酬制度がない。
- ③ 陪審制度がない。
- ④ 懲罰賠償が採用されていない。
- ⑤ 開示手続制度がない。

という制度上の違いとあわせて、社会経済環境の違い（権利意識がアメリカ人ほど強くない、社会保障制度が充実している等）により、アメリカタイプのPL問題は発生しないであろうといわれています。

5 中国におけるPL

(1) 中国の製造物責任を定める主な法規

現在、中国では、製造物責任を定める主な法規として「製品品質法」「権利侵害責任法」という2つの法規が定められています。「製品品質法」では、製造物責任法理の基本的な部分を定めており、「権利侵害責任法」では、製品品質法を補足するという位置づけで、製造物責任上の責任主体や賠償額について定めています。なお、「民法通則（日本での一般民法に該当）」という法律でも特殊不法行為（第122条）として、製品安全問題を取り扱うことが可能となっています。

① 製品品質法

製品品質法は1993年に施行、2000年9月に改正された法律です。この法律は、中国で流通する製品の安全性・品質に関して、企業側の管理強化を促すと同時に、企業側の責任を明確化することにより、消費者の利益を保護することを目的としています。この法律により、基本的に生産者に対しては無過失責任（欠陥責任）を、販売者に対しては過失責任を課しています。

② 権利侵害責任法

権利侵害責任法は、2009年12月に中華人民共和国第11期全国人民代表大会で採択され、2010年7月1日から施行されている法律です。この法律は、様々な賠償責任（交通事故、医療事故等）について、責任主体や賠償の視点から大枠を定めたものであり、製造物責任については第5章「製品責任（第41～47条）」で定められています。この法律の最も大きな特徴は、被告（製造物責任の場合、多くは企業）に対して、懲罰的賠償が課される可能性を明示しているところにあります。

③ 消費者権益保護法

中国では、1993年に消費者権益保護法が施行されており、この中で「商品またはサービスが、人身と財産の安全を保障する要求に合致すること」を求めています。直接的に製造物責任を定める法規ではありませんが、製品事故等が発生した場合、「修理、交換、返品を保証している商品について、事業主は修理、交換、返品の責任を負う（第45条）」「死亡事故に関して埋葬費用、死亡補償金を支払わねばならない（第42条）」「財物損害について、製品修理・交換・返金、損害補償責任を負う（第44条）」等が定められています。

(2) 増加しつつある民事訴訟

下図は中国における民事訴訟の件数を1979年から2009年までまとめたものです。中国では「改革開放」による部分的な資本主義の導入により、民間の経済活動が活発化するにつれて、民事訴訟件数も右肩あがりに増加してきており、特に中国が本格的に高度成長に入った2000年と2009年の比較では、約1.7倍に増加しています。こうした傾向と呼応して中国内の弁護士事務所や弁護士業務に携わる人員も増加を続けています。

このように民事訴訟全体の数が増加していることから、民事訴訟の一種である製造物責任訴

訟も増加しているものと推察されます。また、増加する司法人口に起因して、米国で見られるような「訴訟の産業化」につながり、弁護士主導の提訴件数増加の可能性も懸念されます。

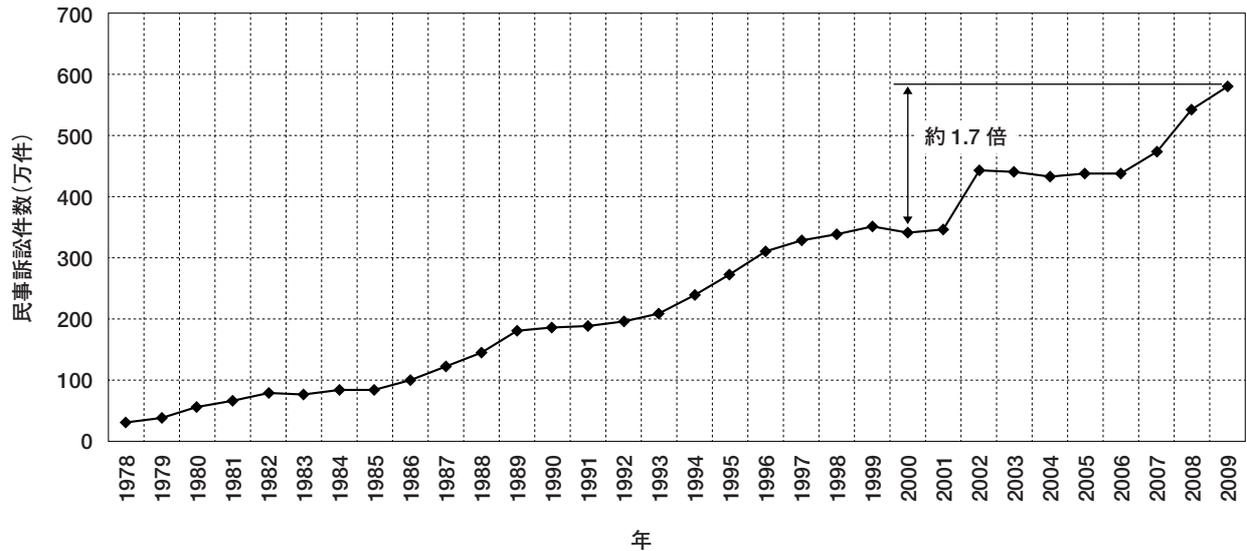


図. 中国における民事訴訟の件数推移

独立行政法人 科学技術振興機構「SciencePortal China」にて公表されているデータを集計・グラフ化

6 アジアにおけるPL

中国以外のアジア諸国においても、経済発展と共にPL法理の制定が進められており、台湾（消費者保護法）、韓国（製造物責任法）、フィリピン（消費者保護法）、マレーシア（消費者保護法）などでは2000年初頭までに導入されています。さらに近年では、2009年にタイ（安全でない製造物が原因で生じた損害に対する責任について）で、2011年には、ベトナム（消費者権利保護法）でPL法理の導入が実施されました。

現時点では、基本的にアジアにおけるPL賠償額は欧米諸国と比較して高い状況にはありません。しかし、経済の発展にともない、これらの国々の国民所得が向上、消費者権利を強く意識するようになることは、日本、中国を見ても明らかであり、今後、ゆっくりではあっても高額化していくものと予想されます。

世界各国のPL法の立法状況一覧表

2014年2月1日時点調査

国名	立法化の状況	オプションの採用状況			
		第一次農産物への適用 (EU加盟国では 1999年オプション 条項削除)	開発危険の抗弁	責任限度額の設定	
EU 加盟国	イギリス (消費者保護法)	1988年3月1日施行 (Consumer Protection Act 1987) 1991,1993,2002年一部改正	適用あり (EC指令では動産 および他の動産& 不動産に組み込ま れる動産が対象。電 気も対象。スペイ ンはガスも含む。な おスウェーデンは オプション条項が 外される以前から 第一次農産物を対 象に含む。またラ トビアのように労 務(サービス)の 欠陥を含める国も ある)	採用 (同時期に同種製品を 製造していた他メー カーも発見できないと 立証した場合に成立)	なし
	ギリシヤ (製造物責任省令)	1988年7月30日施行 (Article 6 of Law 2251/1994 on Consumer Protection) 2007年7月一部改正		採用	なし (当初設定したが 1994年廃止)
	イタリア (製造物責任大統領令)	1988年6月29日施行 (Consumer Code former DPR 224/88)		採用	なし (当初設定したが 1994年廃止)
	ルクセンブルク (製造物責任法)	1989年5月21日施行 (General Product Safety Law) 2006年7月一部改正		不採用	なし
	デンマーク (製造物責任法)	1989年6月10日施行 (Act no.371 of 7 June 1989) 2000年11月一部改正 (Law No 1041 of 28 November)		採用	なし
	ポルトガル (製造物責任政令)	1989年11月21日施行 (Portuguese Decree-Law No.383/89 of 6th November) 2001年一部改正 (DL 131/2001, of 24/04)		採用	100億エスクード (約50millionユー ロ、1999年以前は エスクード)
	ドイツ (製造物責任法)	1990年1月1日施行 (Product Liability Act 1989) 2002年7月一部改正 (Gesetzes vom 19 [BGBl. I S. 2674])		採用 (医薬品に関しての み適用しない)	1億6,000万DM (約82millionユーロ)
	オランダ (民法改正)	1990年11月1日施行 (Articles 6:185-6:193 Netherlands Civil Code)		採用	なし
	ベルギー (製造物責任法)	1991年4月1日施行 (Act of 25 February 1991 on Liability for Defective Products) 2000, 2007年一部改正		採用	なし
	フランス (民法改正)	1998年5月21日施行 (Law no 98-389 dated May 19 1998)		採用 (開発危険の抗弁は 人体パーツには適 用しない)	なし
	アイルランド (製造物責任法)	1991年12月16日施行 (Liability for Defective Products Act, 1991)		採用	なし
スペイン (製造物責任法) (消費者使用者保護法)	1994年7月8日施行 (Spanish Act 22/1994 of July 6 1994) 2007年11月施行 (Act Number 1/2007, of 16 November, on Consumers and Users Protection [Texto Refun dido de la Ley General para la Defensa de Consumidores y Usa rarios y otras Leyes complemen tarias]) 1994年施行法は、2007年施行法 の128条～149条に取り込まれた	採用 (開発危険の抗弁は 人が消費する医薬 品、食品、食品原 料には適用しない)	約3millionユーロ 1994年施行法では、 105億ペセタ (約63millionユーロ)		

国名	立法化の状況	オプションの採用状況			
		第一次農産物への適用 (EU加盟国では 1999年オプション 条項削除)	開発危険の抗弁	責任限度額の設定	
EU 加盟国	オーストリア (製造物責任法)	1988年7月1日施行 (Product Liability Act) 2001年にProdukthaftungsgesetz (BGBL No.98/2001)として改正	適用あり (EC指令では動産 および他の動産& 不動産に組み込ま れる動産が対象。電 気も対象。スペイ ンはガスも含む。な おスウェーデンは オプション条項がら 外される以前から 第一次農産物を対 象に含む。またラ トビアのように労 務(サービス)の 欠陥を含める国 もある)	採用	なし
	フィンランド (製造物責任法)	1991年9月1日施行 (Product Liability Act 694/1990) 1993年一部改正 (539/1993)		不採用	なし
	スウェーデン (製造物責任法)	1993年1月1日施行 (Swedish Product Liability Act 1992)		採用 (他の免責条項である 7条c項とf項は不採用)	なし
	チェコ (製造物責任法) (新民法)	1998年6月1日施行 (Act on Responsibility for Damage Due to Defect of a Product, Law No.59) 2014年1月施行 (zákona č. 89/2012 Sb) 1998年施行法は、2014年施行法 の § 2939以降に取り込まれた。		採用	なし
	ブルガリア (消費者保護法)	1999年7月3日施行 (Consumer Protection and Rules of Trade Act : CPA) 2006年に“Consumer Protection Act”として改正施行		採用	BGN 100 million (約51millionユーロ) 2006年に“Consumer Protection Act”と して改正施行され 上記制限廃止。
	キプロス (欠陥製品法)	1997年1月1日施行 (Law No.105(I) of 1995)		採用	なし
	エストニア (製造物責任法)	2002年7月1日施行 (The Law of Obligation Act) 2002,2003,2004年一部改正。 § 1061以降		採用	なし
	ハンガリー (製造物責任法)	1994年1月1日施行 Act X of 1993 on Product Liability (Law No 10 of 16.2.93, amended by Law No 25 of 16.3.98)		採用	なし
	ラトビア (製造物責任法)	2000年7月19日施行 (The Law on the Liability for the Product and Service Deficiencies) 2004年一部改正 (“Par atbildību par precēs un pakalpojuma trūkumiem” (Latvijas Republikas Saeimas un Ministru Kabineta Ziņotājs, 2000, 14.nr.; 2004, 10.nr.)		採用	なし
	リトアニア (民法改正)	2001年7月1日施行 (The Civil Code of the Republic of Lithuania)		採用	なし
	ルーマニア (民法改正)	2004年6月7日施行 (Legea nr. 240 din 07/06/2004 privind raspunderea producatorilor pentru pagubele generate de pro- dusele cu defecte [Law No.240/2004])		採用	なし
マルタ (消費者法改正)	2003年1月28日施行 (The Consumer Affairs Act [ATT DWAR L-AFFARIJIE TAL-KONSUMATUR])	採用	なし		

国名	立法化の状況	オプションの採用状況			
		第一次農産物への適用 (EU加盟国では 1999年オプション 条項削除)	開発危険の抗弁	責任限度額の設定	
EU 加盟国	ポーランド (民法改正)	2000年7月1日施行 (Civil Code art.449 ¹⁻¹¹ [Kodeks cywilny TYTUŁ VII])	適用あり (EC指令では動産 および他の動産& 不動産に組み込ま れる動産が対象。電 気も対象。スペイン はガスも含む。な おスウェーデンは オプション条項がら 外される以前から 第一次農産物を対 象に含む。またラ トビアのように労 務(サービス)の 欠陥を含める国も ある)	採用	なし
	スロバキア (製造物責任法)	1999年12月1日施行 (294 Act of 2 November 1999 on Product Liability [Law No.294])		採用	SKK 3,500 million (約105.7millionユーロ)
	クロアチア (民事責任法)	2005年施行 (CIVIL OBLIGATIONS ACT Gazette no.35/2005)		採用	なし (ただし、実損害と 乖離が無い場合は、 契約における上限 条項は有効)
	スロベニア (製造物責任法と消費者 保護法の並列)	① 2001年施行 (Obligations Code No.83/2001) 2004, 2006, 2007, 2010年一部改正 ② 2004年施行 (Consumer Protection act No.98/2004)		採用 (但し医療用製品を 除く Medical Product Act No.31/2006)	なし
欧州・ 中央アジア・ 中東	トルコ (製造物責任法と消費者 保護法の並列) 右の①の消費者保護法 (法4077号)に欠陥製品 被害への保障内容を含ん でいる	① 1995年9月8日 [法4077号] 施行 2003年6月13日 [改法4822号] 施行 (LAW NO.4077 ON CONSUMER PROTECTION AMENDED BY LAW NO.4822 [OG No: 25048, 14 March 2003]) ② 2003年6月14日施行 (BY-LAW ON LIABILITIES FOR DAMAGES RESULTED FROM DEFECTIVE GOODS)	あり (1999年時点では 「なし」であったが、 2003年施行の法 4822ではEU加盟 候補国としてEUへ の完全適合を目指 したので「あり」に 変更。2013年時点 で加盟交渉継続中)	採用	なし
	カザフスタン (消費者保護法)	2007年5月7日施行 (LAW REPUBLIC OF KAZAKHSTAN Consumer Protection)	定めなし	不採用	なし
	ウクライナ (消費者権利保護法)	1991年5月12日施行 2005年12月1日改正 (The Law of Ukraine “On the Protection of Consumer Rights”)	定めなし	不採用	なし
	イスラエル (製造物責任法)	1980年9月1日施行 (Defective Products [Liability] Law 1980 [תש”ם-1980 חוק], האחריות למוצרים פגומים])	適用なし (1999年時点。なお、 イスラエルのPL法 は人身損害のみに 適用される)	採用 (1999年、2007年確 認)	なし (明文規定は無い が、PL法第5条 [非経済損失は上限 5万シェケル]で規 定する例外を除き 基本的に無し)

国名	立法化の状況	オプションの採用状況			
		第一次農産物への適用 (EU加盟国では 1999年オプション 条項削除)	開発危険の抗弁	責任限度額の設定	
EFTAS	ノルウェー (製造物責任法)	1989年1月1日施行 (Product Liability Act 104/1988 [Lov om produktansvar [produktansvarsloven]]) 1992年一部改正 (lov 27 nov 1992 nr. 113)	あり (医薬品等については第三章にて特別 規定あり)	採用 (但し製品が消費者 が合理的に期待す る安全レベルに達 していた時)	なし
	アイスランド (製造物責任法)	1992年1月1日施行 (Act No 25/1991 on Product Liability)	あり	採用	7,000万 ECU
	スイス (製造物責任法)	1994年1月1日施行 (Federal law on liability for defective products of 18/6/93 [Swiss Product Liability Act]) 2007年7月一部改正	あり (2013年時点)	採用	なし
	リヒテンシュタイン (製造物責任法)	1994年1月1日施行 (Gesetz vom 12. November 1992 über die Produktehaftpflicht) 1994,1997,2001年一部改正	あり (動産および他の動 産・不動産に組み 込まれる動産、お よび電気)	採用	なし
アジア	オーストラリア (事業行為法改正)	1992年7月9日施行 Part VA 部分 (Trade Practices Act 1974) (Trade Practice Amendment Act 1992) (Trade Practices Amendment Act (No.1,2) 2010)	あり	採用	なし (基本的には無いも のの、不法行為法 の改正では人身傷 害損害に制限を設 定の方向)
	フィリピン (消費者法)	1992年7月16日施行 (Consumer Act of the Philippines 1992)	なし	不採用	なし
	中国 (製品品質法)	1993年9月1日施行 (産品質量法) 2000年7月改正	なし	採用	なし (さらに権利侵害責 任法にて懲罰的賠 償が認められてい る)
	台湾 (消費者保護法)	1994年1月13日施行 (消費者保護法)	なし	採用	なし (懲罰的賠償につ いては、実損害額の3 倍以下)
	韓国 (製造物責任法)	2002年7月1日施行 (제조사 책임법 [法律第 11813号] 2013/5/22 一部改正)	なし	採用	なし
	マレーシア (消費者保護法)	1999年11月15日施行 (The Consumer Protection Act Part X :Product liability) 2006年1月一部改正	なし (ただし、一回のみ 供給され、それが 産業的な過程を経 ていない場合に限 る)	採用	なし
	日本 (製造物責任法)	1995年7月1日施行 (製造物責任法)	なし	採用	なし
	インドネシア (消費者保護法)	1999年4月20日施行 (LAW NO.8/1999 CONCERNING ON CONSUMERS' PROTECTION)	PL法理は未導入 オランダ民法をベースにしたインドネシア民法の中の不法行 為法や契約法、また消費者保護法がPL分野に適用される。		
	ベトナム (消費者権利保護法)	2011年12月15日施行 (LUẬT BẢO VỆ QUYỀN LỢI NGƯỜI TIÊU DÙNG)	定めなし	採用	定めなし
タイ (安全でない製造物が原因 で生じた損害に対する 責任について)	2008年2月13日施行 (ความรับผิดชอบความเสียหายที่เกิดขึ้นจากสินค้าที่ ไม่ปลอดภัย พ.ศ. ๒๕๕๑)	あり	不採用	なし (懲罰的賠償につ いては、実損害額の2 倍以下)	

国名	立法化の状況	オプションの採用状況			
		第一次農産物への適用 (EU加盟国では 1999年オプション 条項削除)	開発危険の抗弁	責任限度額の設定	
その他	アメリカ合衆国 (コモンロー/リスティ トメント)	1965年頃確立	あり (有体動産、構内電 気適用)	38州採用、5州不採 用、他不詳 (2011年時点)	なし (26州で懲罰的賠償 の制限が存在 [2009 年3月時点])
	ブラジル (消費者擁護法 (消費者保護法))	1991年3月11日施行 (Codigo de protecao e defesa do Consumidor [Consumer Protection Code] Lei n.8.078, de 11 setembro de 1990 [Law No.8078, 11/9/1990]) 2009年等一部改正	あり (製造物の範囲とし て、「動産または不 動産、物質的また は非物質的な何ら かの財をいう」と 定義しているので 明文規定は無いが 「あり」とした。な お、ブラジルでは 製品だけでなく役 務(サービス)の 安全性も対象に入 る)	不採用 (開発危険の抗弁を 認める明文規定は 存在せず、認めな いと解するのが通 説)	なし

海外PL保険（英文賠償責任保険）のご案内

輸出製品にかかる製造物責任を対象とする保険は、輸出関連企業にとって、賠償責任を負担した場合の損害賠償金を対象とすることはもちろんのこと、事故解決のための費用を含め、事故発生時における保険会社のサービスをご提供する内容となっています。当社海外PL保険（英文賠償責任保険）と輸出製品に係るPL保険の重要な役割である事故対応サービスおよび保険会社のPLP（Products Liability Prevention）サービスについてご案内します。

1 保険の内容

（1）補償内容

この保険は、輸出製品に起因して他人の身体障害または物的損害事故が発生した場合に、お客さま（被保険者）が法律上の賠償責任を負担することにより被る損害をてん補するとともに、被保険者に対し提起された訴訟に対して防御（defend）します。具体的には次のとおりです。

① **損害賠償金のお支払い**：被保険者の負担する損害賠償金を被保険者に代わって被害者にお支払いします。

- 法律上の損害賠償金 身体賠償事故の場合——治療費、休業損失、慰謝料など
財物賠償事故の場合——修理費など

ただし、修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

② **被保険者に対する訴訟の防御**：当社は、次の要件に合致する訴訟について、その申立てが根拠のないもの、虚偽のもの、または詐欺的なものであっても被保険者を防御します。

- a. 訴訟が被保険者に対し提起されたこと。
- b. 〃 損害賠償金の取得を目的としていること。
- c. 〃 本保険の対象となる損害を根拠に提起されていること。——例えば免責事由に該当しないこと。

ただし、損害賠償金に対する保険金支払額が保険金額（保険期間中の限度額）に達した場合は、それ以降の訴訟については防御しません。なお、具体的な防御方法については「クレーム対応（P.26～）」をご覧ください。

〈注〉 保険会社が防御を行うことが法律その他によって禁止されている地域においては、防御しません。

(2) 対象とする諸費用

この保険は被保険者の負担する損害賠償金のほか、次の諸費用が対象となります。

① クレーム費用 (claim expense)

訴訟費用、弁護士報酬等クレーム解決に要した費用および判決が確定したときから保険金支払までの間の損害賠償金に対する利息

② 次のボンドの保険料

i) 上訴ボンド (appeal bond) …判決に不服で上訴する場合に提出するボンド

ii) 差押ボンド (bonds to release attachments) …敗訴した場合、差押え解除を目的に提出するボンドなど

③ 応急手当に要する費用 (first aid expense)

急激かつ突発的な事故による身体障害の応急手当として被保険者が負担した費用

④ 協力費用

クレーム訴訟の調査、防御のため保険会社に協力するため被保険者が負担した費用で、保険会社が妥当と認める費用。交通費、通信費のほか収入補償も対象となります。

〈注〉 輸出製品の回収費用は上記費用に含まれませんので、この保険ではお支払いできません。

(3) 被保険者の範囲

輸出製品に係るPL保険においては、一般に被保険者の範囲は次のとおりです。

① 記名被保険者：保険証券に記名される被保険者。一般に、日本の製造者、輸出業者が対象となります。

② 追加被保険者(A)

記名被保険者以外に日本の輸出業者や部品メーカーなどを被保険者として追加する場合は追加被保険者追加条項を付帯し、追加する被保険者を定めます。

なお、①および②に関して、貴社が海外現地法人を有している場合、原則として当該法人は海外でPL保険に加入することが必要です。

③ 追加被保険者(B)

現地のディーラー、ディストリビューター、小売店等、いわゆる販売人 (vendor) を被保険者として追加する場合は、追加被保険者追加条項 (販売人) vendor を付帯し、追加する被保険者を定めます。

◎輸出先のディーラー、ディストリビューターまたは小売店は、輸出される製品を取り扱う際に、メーカーまたは輸出業者に対して当該製品についてのPL保険の手配と自らをその保険の追加被保険者に加えることを要請してくることが一般的です。特にアメリカでは、ディーラーがメーカーの行った梱包を解くことなく販売した欠陥ハンマーのPL事故により責任を負担した判例もあり、ディーラー等販売人はメーカーにPL保険の手配を要請することが少なくありません。

ディーラー等販売人が自らPL保険を手配することも当然可能ですが、保険料が割高になるため、ディーラー等販売人は日本のメーカー、輸出業者に対しPL保険を手配させ、自らを追加被保険者に加えることを取引契約書の中で明文化することがあります。

なお、現地ディーラー等を追加被保険者に含めた場合、彼らに提出するPL保険の付保証明書（Certificate）も必要に応じて発行します。

〈注〉 部品・原材料メーカーについては追加被保険者にすることなく、彼らに対する求償権の放棄を約定することも可能です。

（４） 保険金額（ご契約金額）

保険証券に記載される保険金額は“被保険者の数”“被害者の数”“損害賠償請求または訴訟の数”に関係なく適用され、設定方法は次のとおりです。

① 身体障害事故、物的損害事故、各々について、1事故あたりおよび保険期間中の限度額を設定する方法

〈例〉 身体障害事故：1事故につき100万ドル／保険期間中の限度額100万ドル

物的損害事故：1事故につき50万ドル／ “ ” 50万ドル

なお、身体障害事故については1名につき限度額を設定する場合があります。

② 身体障害事故、物的損害事故について共通限度額(Combined Single Limit)を設定する方法

〈例〉 C. S. L. 1事故につき100万ドル／保険期間中の限度額100万ドル

なお、原則として上記保険金額は、損害賠償金および訴訟費用等の費用の合計額に対し適用します。

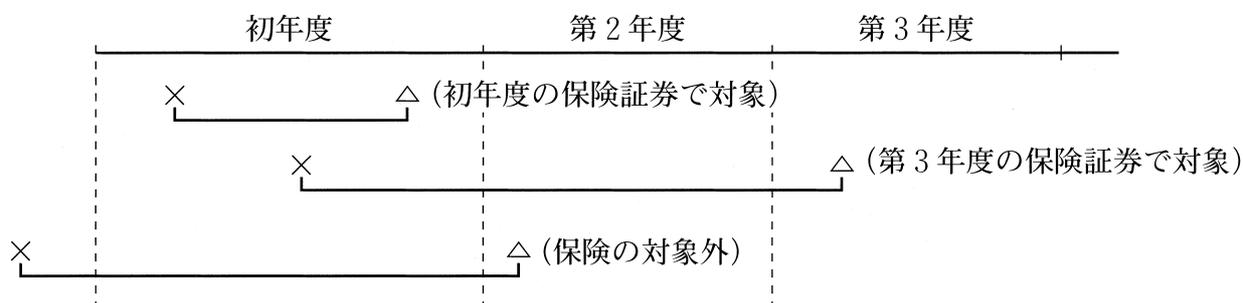
* 保険金額（お支払いする保険金の限度額）や免責金額（自己負担額）等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場で本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合があります。

（５） 免責金額（自己負担額）

保険金額の設定方法に合わせて、各々“1事故につき”の自己負担額を設定することができます。

（６） 保険期間

身体障害、物的損害が初年度契約の保険期間開始日（＝遡及日）以降に発生し、保険期間中に被保険者が損害賠償請求を受けた場合に限り、保険の対象となります。（Claims Made Basis Policy）したがって、損害賠償請求を受けた時に属する保険期間の保険契約の条件で



×：身体障害・物的損害の発生

△：損害賠償請求

保険金をお支払いすることとなります。

※事故が発生した時に属する保険期間の保険契約ではありませんのでご注意ください。

(7) 保険の対象とならない主な場合（免責事由）

次のような場合は、損害賠償金はもちろん、訴訟費用等の費用についても、この保険の対象になりません。また、この免責事由に該当する場合は、被保険者が訴訟を提起されたとしても、当社は防御しません。

- ① 被保険者が契約または合意により負担する契約上の賠償責任。ただし、当該製品の適格性、品質保証についてはこの免責は適用されません。
- ② 労災保険法等により負担する賠償責任
- ③ 被保険者の従業員が業務中に被った身体障害に対する賠償責任。被保険者が直接負担するものであれ、間接的に負担するものであれ免責となります。
- ④ 生産物の故障、不調、不具合等により、損壊は生じていないにもかかわらず財物が使用不能になった場合の賠償責任。ただし、生産物の故障、不調、不具合等が急激、偶然の事故により生じた場合は、免責にはなりません。
- ⑤ 生産物またはその一部から生じた当該生産物それ自体の損壊に対する賠償責任
- ⑥ 生産物または生産物と一体をなす財物に瑕疵があることが判明した場合またはその疑いがある場合のリコール措置（回収、交換、検査、修繕等）に関する賠償責任
- ⑦ 土地、大気、公共水域への液体、気体の流出に起因する賠償責任——いわゆる公害リスクの免責です。
- ⑧ 罰金、違約金または懲罰的賠償金（punitive damages）
- ⑨ 原子力事故に起因する賠償責任
- ⑩ 地震に起因する賠償責任
- ⑪ アスベスト（石綿）に起因する賠償責任
- ⑫ コンピュータ、集積回路およびそれらを内蔵する機器等が日付データを認識できないこと等を原因とする賠償責任……など

上記に加えて、生産物によっては個別の免責条項を設定する場合があります。

(8) 保険適用地域

輸出製品を保険の目的とする場合は、原則として輸出先（国・地域）で発生した身体障害、物的損害を保険の対象とします。したがって、あらかじめ保険適用地域を特定します。

(9) 保険料

保険料は、次頁記載の項目等によって異なります。詳細は取扱代理店にご照会ください。また、ご契約期間終了後、保険料を定めるために用いる保険料算出基礎の確定数値に基づき算出した保険料との差額を精算させていただく場合があります。

2 ご契約にあたり

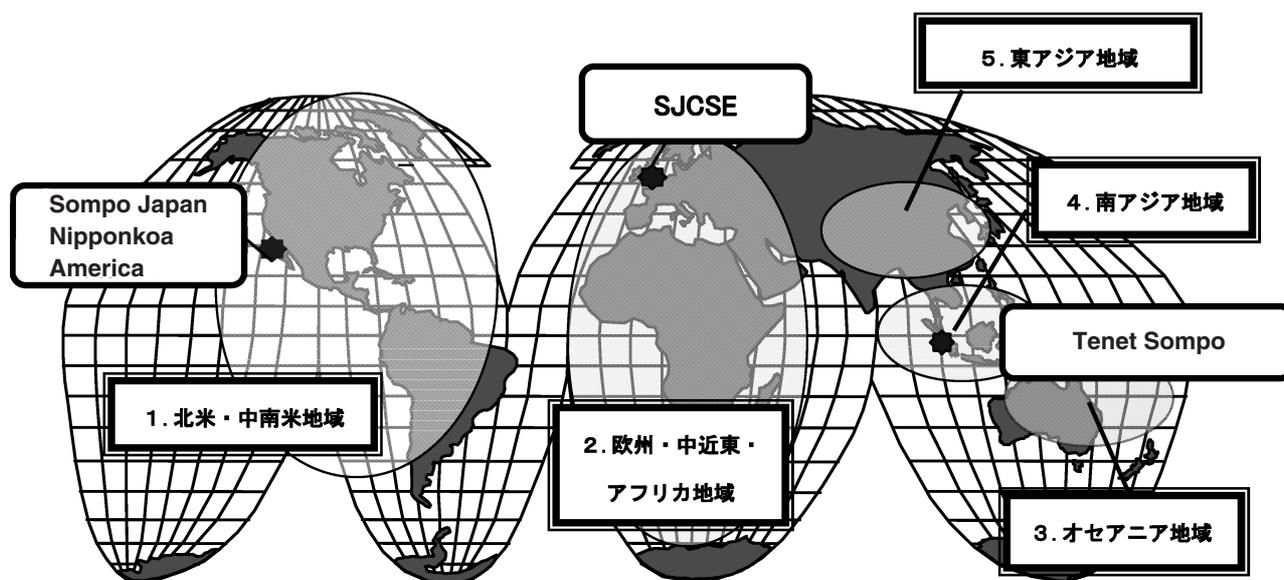
1、2、3、6、7についてお知らせいたします。4、5について設定していただきます。

	項目	事項	ご注意点等
1	保険の目的 (対象輸出品)	(1) 名称、ブランド名 (2) 売上実績 過去5年間について各年毎の輸出高(仕向地別) (3) 本年度輸出見込額(仕向地別) (4) 最終ユーザーに渡るまでのフロー	○カタログ、パンフレット等をご提出ください。 ○輸出高の実績が不明の場合は、国内販売高または出庫高をご報告ください。 ○同上 ○フローチャートでご報告ください。必ず輸出先(国)をご記入ください。
2	被保険者 —上記フローチャートをご確認のうえお決めください。	(1) 記名被保険者 (2) 追加被保険者(A) (3) 追加被保険者(B) —(販売人) Vendor	○業務内容も合せてご報告ください。 ○記名被保険者により異なります。業務内容および保険の目的との関係も併せてご報告ください。 <例> 現地法人、部品メーカー、輸出業者、完成品メーカー ○現地ディーラー等の販売人を追加被保険者に含める場合
3	求償権放棄をする場合	対象となる者	
4	保険金額 —通常USドルで設定しておりますが、ご希望により変更することも可能です。	(1) 身体障害、物的損害事故各々について設定する場合 (2) 身体障害、物的損害事故について共通の保険金額(C.S.L.)を設定する場合 (1) (2) とも一事故、保険期間中の限度額となります。	○通常、1事故につきの保険金額と保険期間中の限度額は同額になります。 ○身体障害事故については「1名につき」の限度額の設定も可能です。 ○現地のディーラー等との取引契約書をご確認ください。
5	免責金額 (自己負担額)	保険金額の設定方法に合わせて身体障害、物的損害事故各々「一事故につき」の免責金額を設定いたします。	
6	過去の事故実績	保険の目的について過去5年間のPL事故実績。事故実績が有る場合はその内容。	○保険の目的と類似製品についても、同様に事故経験のある場合はその内容についてご報告ください。
7	<p>7 その他保険料算出にあたり、ご確認できる範囲で次の事項をご報告ください。</p> <p>(1) 製品基準、安全基準、その他の基準 (4) ラベル、警告表示方法 (2) 製品の耐用年数 (5) 苦情処理体制、PLPの社内体制 (3) 記録保存の方法、年数 (6) 品質保証責任の内容、期間</p>		

3 クレーム対応

海外PL事故が発生した場合、いかに海外で幅広く営業活動を行っている企業であっても、全く異質の問題であるだけに、その対応には大変苦勞をされていると思います。特にアメリカにおいてはことあるごとに訴訟提起という傾向が極めて強く、訴訟対応に慣れていない日本企業にとっては多額な事故対応費用もさることながら、何から手当てしてよいものか、戸惑うことも多いでしょう。その上、賠償事故の対応においては、特に事故発生時のスピーディーかつ適切な対応がその後の交渉の成り行き、賠償金の額等を大きく左右します。

海外営業活動が大きくなればなるほど増加するこの種のトラブルから企業をガードするために、当社は世界中、いつ、どこで事故が発生しても、貴社に代わって速やかな対応ができるように、全世界を大きく5つの地域に分け、それぞれの地域特性に応じたクレーム対応体制を用意しています。とくに北米・中南米地域、欧州、南アジア地域については、ロサンゼルス、ロンドン、シンガポールにクレームエージェント（事故対応専門会社）を設立し、クレーム専任駐在員を派遣しております。クレームエージェントは各地の弁護士事務所・調査会社と連携し、きめ細かいクレーム対応サービスを全世界規模で提供しております。



	地域	拠点
1	米国（含むハワイ）、カナダ、メキシコ、中南米	Sompo Japan Nipponkoa America Insurance Services, LLC
2	欧州（含む東欧）、ロシア、アフリカ、中近東、中央アジア	Sompo Japan Claim Services (Europe) Limited (SJCSE)
3	オセアニア（オーストラリア、ニュージーランド）	株式会社損害保険ジャパン 本店企業保険金サービス部
4	南アジア（シンガポール、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナムなど）	Tenet Sompo Insurance Pte Ltd
5	東アジア（中国、台湾、香港、韓国、モンゴルなど）	株式会社損害保険ジャパン 本店企業保険金サービス部

（2014年7月1日時点）

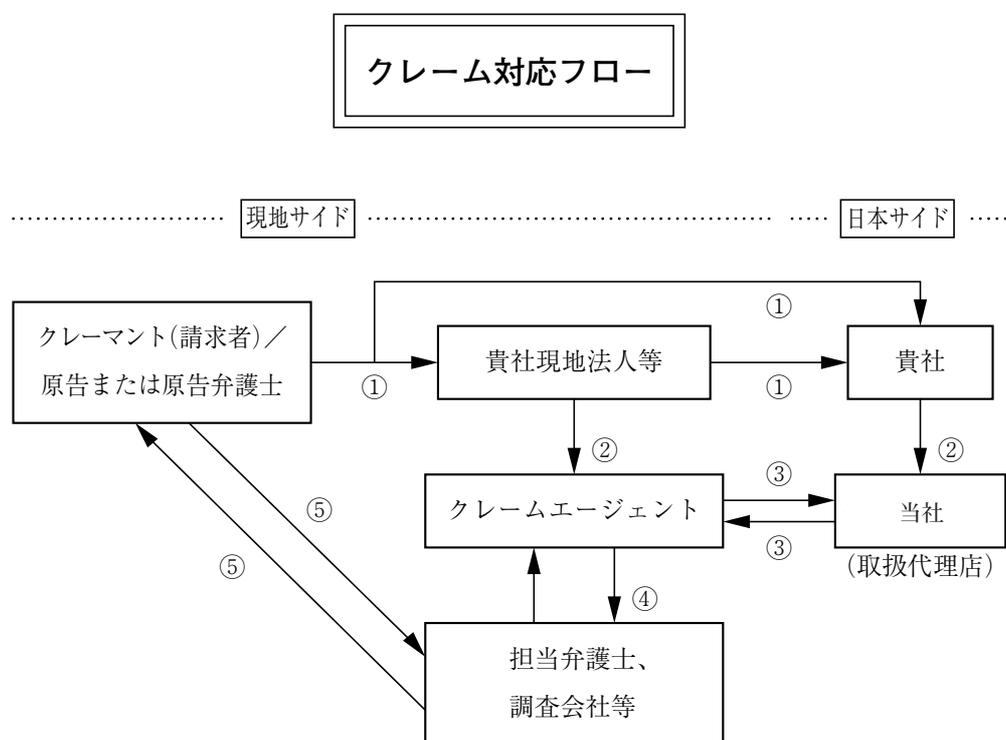
〈具体的なクレーム対応方法について〉

(1) クレーム対応フロー

事故が発生した場合は、出来るだけ速やかに取扱代理店、営業担当者または当社クレームエージェントまでご一報ください。詳細は不明でも、何よりも早いご連絡が重要です。

事故報告をいただきますと、貴社に対して、当社またはクレームエージェントから当面の対応についてのご案内を差し上げます。当社は、本店企業保険金サービス部の海外PL専任スタッフを中心に、貴社とその後の対策についての十分な打合せと検討を進めさせていただきます。具体的には事故内容の分析、訴状 (Summons and Complaint)、開示要求 (Discovery) 等に対する適切な対応などをご案内いたします。また、必要に応じて調査員／鑑定人および担当弁護士を現地へ派遣して調査を実施したり、貴社の現地ご担当者との打合せをさせていただくこともあります。

事故対応の途中経過については、クレームエージェントから進捗があるごとに連絡がありますので、その都度、貴社のご担当部署にご報告いたします。



- ① クレーム発生の報告 (賠償請求レターの受領、訴状送達、貴社製品に関連する事故が発生したとの情報入手等)
- ② 当社、取扱代理店またはクレームエージェントへのクレーム発生のご連絡
- ③ 貴社、当社およびクレームエージェントで対応を協議
- ④ クレームエージェントから必要に応じて担当弁護士／調査会社等へ対応を指示
- ⑤ 担当弁護士／調査会社等から、クレーム発生者 (請求者) /原告/原告弁護士への接触・折衝・交渉

(2) ご連絡いただく事故報告の内容、およびその後の調査

取扱代理店、当社またはクレームエージェントにご連絡いただく主な事項は次のとおりです。初期段階では情報入手が難しい場合もございますので、入手された情報から順次お知らせください。

- ① 保険証券番号
- ② 事故発生日／事故発生場所
- ③ 損害賠償請求を受けた日（クレーム／訴状の受領日）
- ④ 事故状況
- ⑤ 事故原因
- ⑥ 被害者情報（氏名、住所、連絡先）
- ⑦ 被害状況／傷病名など
- ⑧ 被害者の具体的な請求内容
- ⑨ 被害者の具体的な欠陥主張内容
- ⑩ 貴社製品の概要（型式、製造年月日、製造番号、製造工場等）
- ⑪ 貴社製品の流通経路／販売日／サービス・メンテナンス記録等
- ⑫ 本部ご担当者名／連絡先
- ⑬ 現地ご担当者名／連絡先

とくに、海外での賠償事故は、現場の調査や訴訟への対応など、至急の対応が必要な場合がございます。情報が整わない段階でも結構ですので、取扱代理店、当社またはクレームエージェントに速やかにご連絡ください。以上のような基礎的な情報をいただいたうえで、貴社本部部署および現地ご担当者にご協力をいただきながら、クレーム対応に関する方針を検討していきます。

当社では、基礎的な情報をいただいたあと、次の点を中心に調査・検討を進めます。

- ① 欠陥についてのクレーム（請求者）の主張内容、当方の反論および欠陥の存否に関する科学的裏づけ
- ② 当該製品について
 - (i) 製品調査の実施および製品の保存
 - (ii) 事故発生地における安全基準等の法規違反の有無
 - (iii) 貴社社内の安全対策、品質管理体制等
 - (iv) 同一または類似製品におけるクレーム／事故例
- ③ 事故現場の状況および目撃者の有無等
- ④ 販売過程について
 - (i) 加工、改良等の有無
 - (ii) 顧客に対する取扱説明書、修理業者に対するサービスマニュアルの記載内容
- ⑤ ユーザーの当該製品購入後の使用状況など

(3) 解決および保険金お支払い

調査終了後、貴社と協議のうえ、クレームエージェントや弁護士の勧告を参考にしながら、合理的な解決方法を検討します。

被害者側からの請求額が妥当なものである場合には円満に示談解決できますが、あまりに

も過大な金額である場合は裁判による解決方法をとらざるを得ません。また、注意しなければならないことは、製品の欠陥が問題になっている以上、安易な示談／和解は極めて危険であるということです。すなわち、安易な解決は製品に対する信頼性を低下させ、潜在クレームを誘発させるとともに、企業イメージを傷つける恐れがあります。一方、すべてのクレームについて和解を考慮せずに徹底的に争うことは防御費用（弁護士費用など）やご対応いただくための貴社での労力を念頭においた場合、コスト倒れになることも考えなければなりません。このため、貴社と十分に協議させていただき、現地の法事情などをよく知る弁護士、クレームエージェントおよび日本のPL専門弁護士とも相談を行い、総合的な判断に基づいた事故解決を行う事が大切です。

（４）アメリカにおけるPL訴訟の形態

次に、訴訟を提起された後の裁判の流れを簡単に説明します。最も訴訟件数の多い北米を例とします。

- ① 訴訟が開始されると、被告召喚令状（Summons）と訴状（Complaint）が被告あてに送達されます。送達を受けた場合は、通常20日以内に出頭または答弁書を作成するようにと記載されています（州によって期間は異なります。）。貴社がこれらの書類を受領後、すぐに当社へご連絡をいただいても、20日間で適切な担当弁護士を選任し、事故内容を把握し、原告の主張内容を分析して答弁書（Answer）を作成することは時間的に困難です。したがって、通常は担当弁護士から裁判所へ直接、回答期限の延長申請手続きをすることになります。このような手続きを取っていない場合、不利な取扱い（欠席裁判等）を受けることもあります。このことから、迅速な事故発生のご連絡が非常に重要であることはご理解いただけるとおもいます。
- ② 訴状の内容について、貴社と十分な検討を重ね、担当弁護士を中心に答弁書の作成にかかります。通常、答弁書では原告の主張の認否を簡単に記載します。
- ③ 被告が期日までに答弁書の提出を完了すると、次の段階である開示手続き（Pre-trial Discovery）に移行します。

日本の裁判では、すぐに裁判官が介入して争点を整理しますが、北米では、当事者間で相互に資料を開示し、事故状況や製品についての知識をもつ人物に対する証言録取（Deposition）を繰り返して、争点を明確化していきます。原則として、この手続きに裁判官（判事）は関与せず、当事者が主体となって進めていきます。このような開示手続きに2～3年かかることも珍しくありません。

【開示手続きで用いられる4つの手法】

- (i) 質問状（Interrogatory）：質問文を提出し、相手側からの書面での回答を証拠として使用する手法
- (ii) 認否要求（Request for Admission）：質問文に対する相手側のYes／No形式の回答を証拠として使用する手法
- (iii) 文書提出要求（Request for Production of Documents）：書面により相手側が保管している資料の開示を要求する手法
- (vi) 証言録取（Deposition）：証人に対して、相手側弁護士が直接質問を行い、その回答

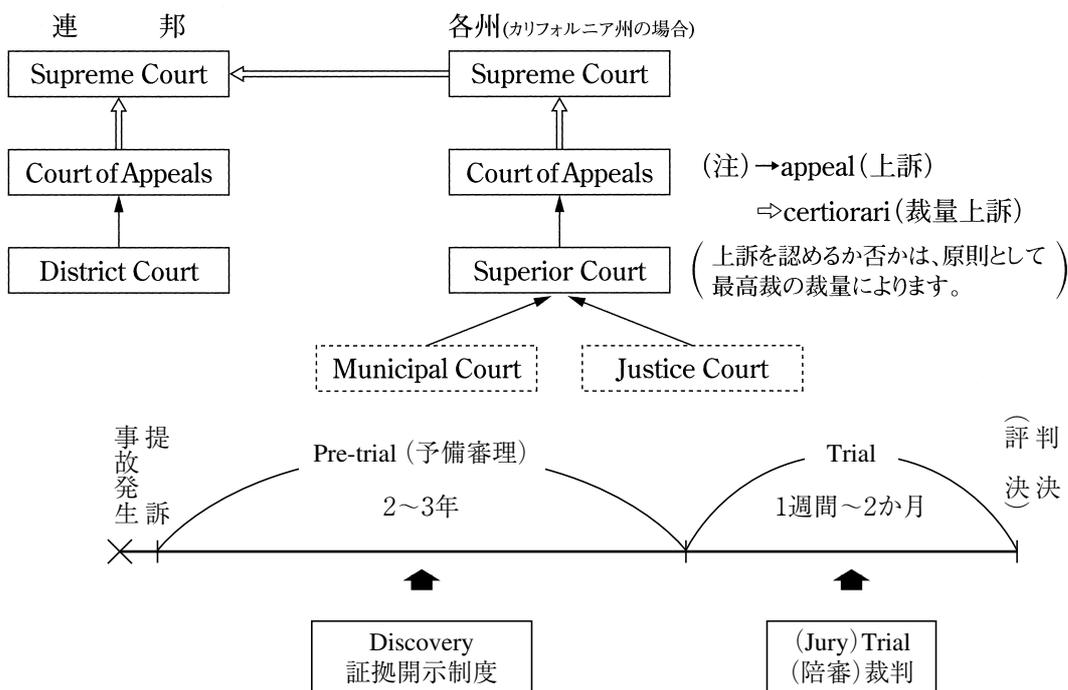
を証拠として使用する手法

当社はこれらを行うにあたり、貴社はもちろんのこと、担当弁護士、クレームエージェントと十分な打ち合わせをおこない、戦略を立て、訴訟対応を進めていきます。また、上記証言録取などで貴社の社員に現地への出張をお願いする必要がある場合などは、状況に応じて当社の担当者が日本より同行し、支援させていただきます。

- ④ 開示手続き完了後、次は公判前協議（Pre-trial Conference）となります。ここで初めて裁判官（判事）、双方の弁護士が一同に会し、争点の整理を行います。通常はこの時点までに裁判所からの和解勧告が出され、原告／被告は和解協議を実施します。和解協議に当たり、当該事故の勝敗の評価、和解条件、和解した場合の影響、その他を十分に検討し、和解を進めるか、またはあくまで公判（Trial）で争うかを定める必要があります。
- ⑤ 和解が成立しない場合は、いよいよ公判に進みます。公判は9～12名（州によって人数は異なります。）の陪審員からなる陪審団が評決を決める陪審裁判となり、双方の冒頭弁論（Opening Statement）⇒原告側の立証（Plaintiff's Case）⇒被告側の立証（Defendant's Case）⇒相互の主張（Closing Argument）を経た後、裁判官（判事）が陪審員に対して説示（関係法令の説明や法律適用の考え方などの説明）を行います。陪審員はこの説示に基づき、公判中に判明した事実を判断し、かつ賠償額を決定します。通常、3/4以上の多数決により評決（Verdict）が確定し、裁判官（判事）により申し渡されます。
- ⑥ 評決が出たあと、敗訴した側に上告手続きを行う権利が発生します。しかし、上訴した場合にも訴訟費用が発生するうえ、一度、一審で敗訴しているというデメリットを抱えているため、上訴するか否かについては慎重な検討が必要となります。

参考までに北米における裁判所の制度と訴訟スケジュールの概略を図示します。

〈2本立ての裁判所制度〉



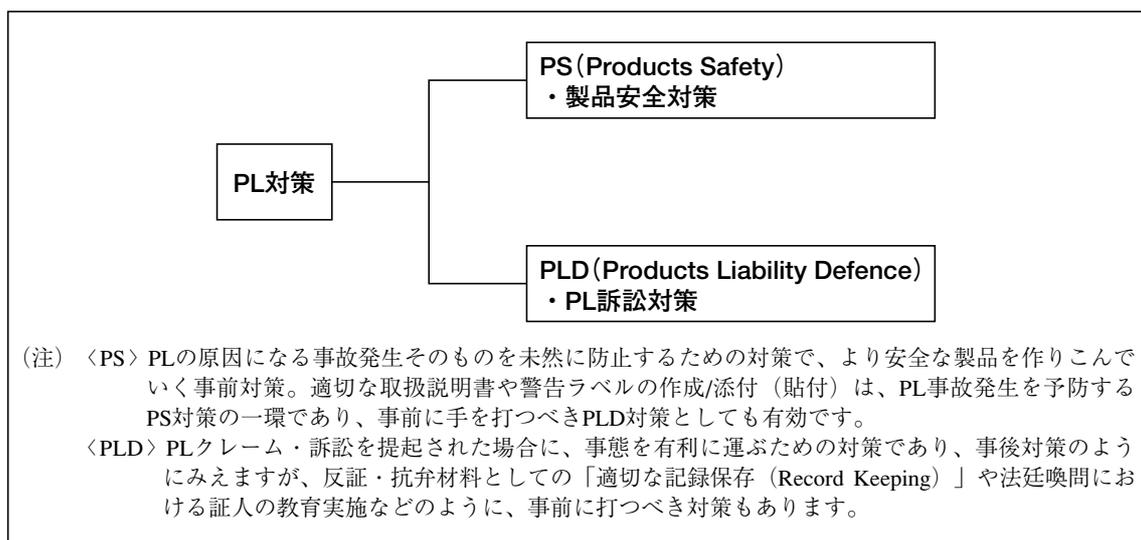
企業におけるPL対策のすすめ方

(1) 企業におけるPL対策の重要性

PL対策は、企業の社会的責任として「欠陥のない安全な製品」を社会に提供するという①PL事故予防（PLP：Products Liability Prevention）対策／製品安全（PS：Product Safety）活動と、万が一に備えての②PL訴訟対策（PLD：PL Defence）活動の二つに大別されます。

①の製品安全（PS：Product Safety）対策は、企業の社会的責任（CSR）が厳しく問われるようになった今日、環境問題と並んで企業の取り組むべき最も重要な企業活動のひとつといえます。企業は常に消費者、ユーザーひいては社会に損害を与えないように「欠陥のない安全な製品」を設計、製造、販売していくことに最大限の努力を払う必要があります。しかし、その反面、現実的な問題として大量生産、大量消費の時代には製品のバラツキ、販売競争価格と製品コストとのバランス、消費者の製品の使用方法や使用環境の変化などにより、常に事故を起こさない完全無欠な製品を製造、提供することはほとんど不可能です。このため、PL対策活動としては、①のPL事故予防対策／製品安全対策のほかに、不幸にしてPL事故に巻き込まれた場合に備え、②の訴訟対策、そして企業の財務的負荷軽減のためのPL保険の手当が必要となります。（PL対策とPS、PLDの定義は下図を参照）

特にPLリスクが世界一厳しい状況にあるアメリカに向けて製品を輸出する企業においては、適切なPL対策の有無が、企業の経営基盤に大きな影響を与えともいえます。アメリカのPLリスクを避けて通ることができない現状にある以上、企業の包括的リスクマネジメントの観点からも適切なPL対策が取れる社内体制の早期確立が急務といえます。



(2) PL対策活動のポイント

企業におけるPL対策活動の推進・実施に当たってのポイントは次のとおりです。

- ① 企業経営トップが企業のポリシー（基本方針）としてPL対策の重要性を宣言し、これを全社的に伝達、浸透させる。

これが実現できればPL対策の大半が達成したといえます。企業が生き残りと発展をかけた日々の厳しいビジネス競争にさらされる中で、限られた経営資源（人、物、金）を投入しなければならない先はいくらでもあります。リスクマネジメントだけに限っても、経営資源を投入する先は、工場等の火災対策／地震対策に始まって、環境対策、部品・原材料の供給停止といった事業中断防止対策など多数存在します。しかし、PL対策は「製品そのものの品質」と密接に関わっており、メーカーとしての企業の根幹をなすものです。「経営資源をPL対策に投入する必要性・重要性についてトップの理解を得ること」、そのために必要な情報をタイムリーに経営トップに提供すること、これこそがPL対策のかなめといえます。

具体的には、まず、社内文書で次の3点を指針とし、責任と権限を明確にする必要があります。

- 何故PL対策が必要なのか
- PL対策の基本目標は何か
- PL対策として何をなすべきか

- ② PL対策推進プログラムを立案する。

■広範囲にわたるPL対策活動を組織的かつ効果的に展開して、十分に機能を果たしていくためにこれを立案し、全社に徹底する必要があります。

- ③ 全社的にPL対策に取り組む。

■PL対策はQCと同様、製品の設計、製造から販売に至る全分野に及ぶため、特定部門のみの問題でなく、全部門、全従業員の身近な問題として取り組むべきです。

- ④ 製品安全対策（PS：Product Safety）の観点から企業の製品生産活動全体を振り返る。

- ⑤ 製品の一生を通じて安全を確保する。

■製品の製造、使用から廃棄に至るまでのライフサイクルの全段階における安全性を確保します。

- ⑥ 製品の範囲を広く考える。

■製品本体だけでなく、梱包、包装、取扱説明書、ラベル、見本、景品なども対象としてユーザー目線で安全性を確認／確保します。

（3）企業におけるPLPのすすめ方

企業におけるPLPの進め方についての基本的なフローを示しますと概念図（40ページ）のとおりとなります。また、その他のPLP活動上の具体的なポイントを挙げると次のとおりです。

〈予防対策のポイント〉

- ① PLという観点から製品の安全性評価基準を再度見直す。

■例えば、メーカーとして予見しうるユーザーの誤使用について十分に考慮したか確認します。

- ② 製品企画、設計構想のたて方および設計審査（DRデザインレビュー）の方法を製品安全面から見直す。
■信頼性管理技術や人間工学が製品の安全特性を設計するうえで十分生かされているかを確認します。
- ③ 新製品開発途上における製品の試験、評価方法を見直す。
■製品のもたらす危険性を把握するための各種の安全性テスト（製品のもつ潜在危険を引出すためのテスト）を行ない、評価します。
- ④ 企業にとって製品の不備の一環として追及されやすい取扱説明書、広告、パンフレット類を見直す。

〈訴訟対策のポイント〉

- ① 訴訟対策を事前に確立しておく。
■アメリカにおけるPL裁判プロセスを十分に把握し、訴訟に巻き込まれても冷静に対抗しうる手段、体制を整えておきます。
- ② 製品の生産活動全般にわたる記録の保存体制を見直す。
■保存すべきもの、その保存方法、保存期間についてPL対策上（とくに訴訟対策）の観点から見直します。記録の保存は、訴訟において有力な抗弁材料となるため、従来の品質管理中心の記録保存から示談（和解）や訴訟を有利に展開していくための積極的な記録も作成し保存します。なお、対象とする記録には、アメリカにおける企業の所有する電子媒体の文書や記録類への開示「電子開示（Electronic Discovery）」にも備え紙文書だけではなく、電子データも含めることが重要です。
- ③ 事故原因の解析を従来以上に重視し、故障解析手法を用いてPL事故を招いた要因を解明する。そして、設計、製造および販売などの関係部門へ情報をフィードバックし、再発防止を図る。
- ④ PL事故の拡大発生を防ぐため、製品の回収基準、方法について事前に十分検討しておく。
■製品のロット管理を適正に行ない、困難ではあるが納入先特定の工夫を行い、万一の際には迅速的確に製品を回収できる体制を確立しておきます。この場合、回収決断の判断基準や回収品の取扱い方（修復、廃棄など）の基準も決めておくことが重要です。
- ⑤ PLにまつわる判例など各種情報を継続的に収集する。
■消費者保護の観点がより重視されるようになり、訴訟でも消費者目線が強く反映されるようになってきています。こうした時代とともに変化する社会的な考え方をすみやかに自社に取り込むため、日々の情報収集は重要な活動となります。

PL コンサルティングの提供

当社は技術部門としての関連会社「損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社」を擁し、PS（製品安全）に関する専門スタッフが、社内PL担当部門、PL顧問弁護士をはじめ社外のPL関連機関との密接な連携のもとにお客さまのご要望に応えるべく、PL事故予防対策について次のような幅広い各種PLコンサルティングを実施しております（基本的に各メニューは有料です）。

（１）各種製品のPLリスク分析・評価サービス

- 今度初めて自社製品をアメリカに輸出することになった。PLは大丈夫だろうか。
 - 新製品を開発した。国内販売だがPL法が心配だ。一度PLの専門家にみてほしい。
- こんな要望に応えるべく、開発段階の試作品や完成品、または既製品のPLリスクを分析します。

（２）取扱説明書、警告ラベルなどのPLチェック・サービス

製品の欠陥には「設計上の欠陥」「製造上の欠陥」「表示上の欠陥」の3つがあります。この「表示上の欠陥」はPL訴訟では、80%以上は訴因に入れられるといわれるほど、原告側の追及を受けやすいものです。しかし、日本では製品本体の付録的な位置づけしかなされていないケースも多く、原告側の格好の攻撃目標になっています。そこで、当社では取扱説明書や警告ラベルに対し、主としてPLデフェンスの観点からチェックし、問題点を摘出し、改善策を提示します。

（３）コンピュータによるPL予防体制の自己診断サービス

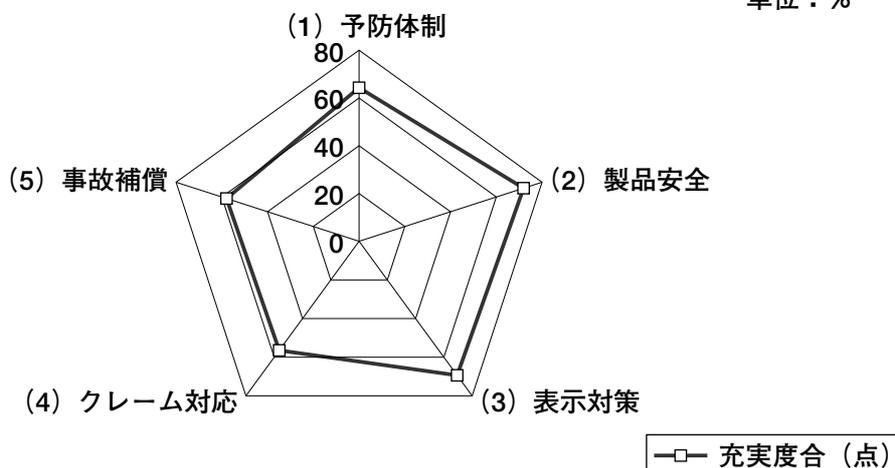
この診断サービスは、アンケートにお答えいただくだけで、製品メーカーの企業の経営に重大な影響を及ぼす可能性のある『PLリスク』について、PL予防体制や、PLクレーム対応などの「強み」と「弱み」をコンピュータで簡易診断するものです。

〈PLコンピュータ診断結果の一部サンプル〉

総合評価	良好
------	----

貴社におけるPL予防体制の充実度合

単位：%



(4) 各種PLセミナー出講サービス

経営者、エンジニアなどの対象別、テーマ別の各種PLセミナーがあります。

〈例〉

- ・ 新人教育PLセミナー：新規配属者のためのPLセミナー
- ・ 部門別製品安全セミナー：設計・製造部門向け、販売部門向けなどのPLセミナー
- ・ 業種別PLセミナー：工業界など団体向けPLセミナー

(5) 各種PL情報の検索・提供サービス

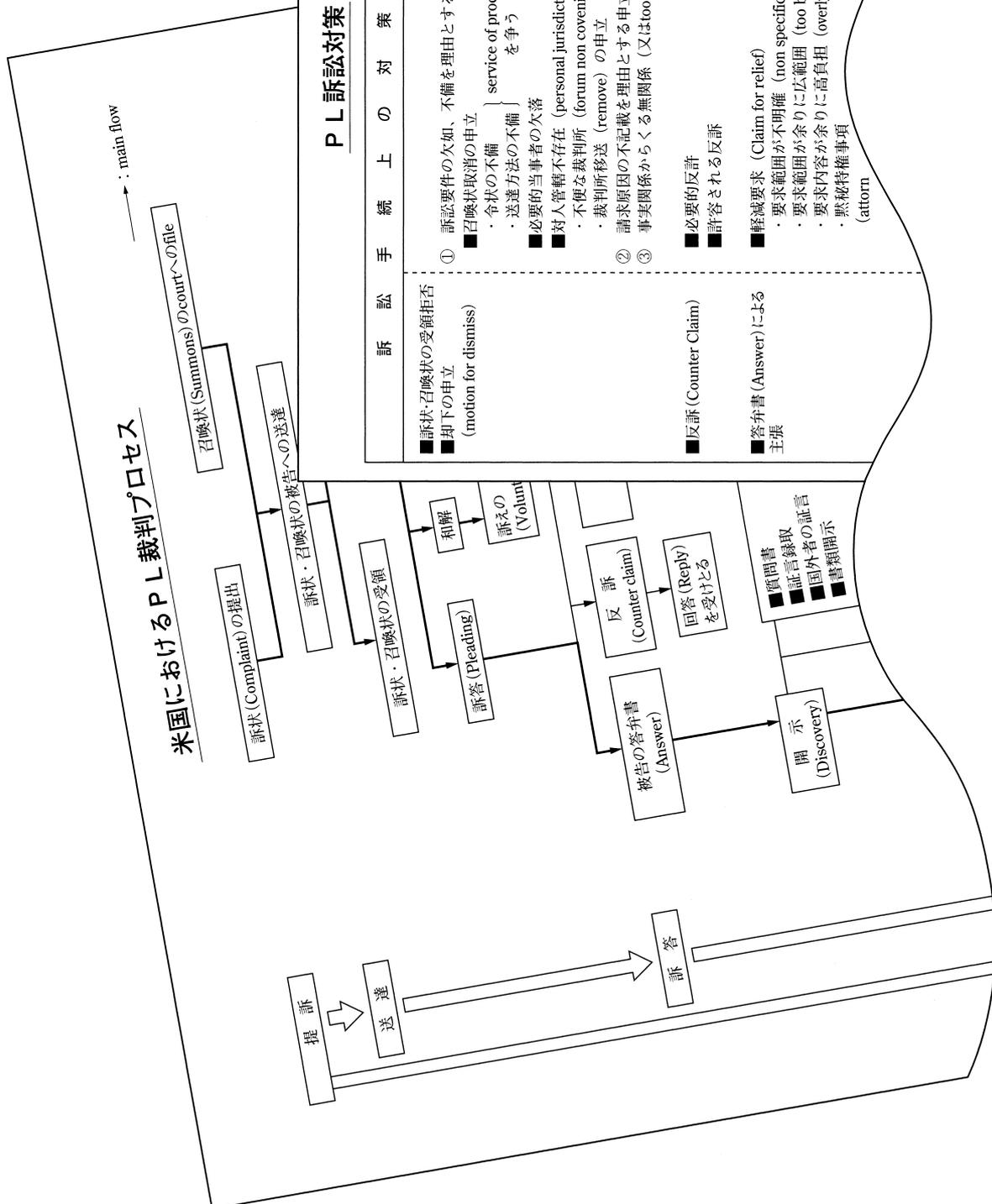
個別の国内外のPL事故例・判例の検索や、海外のPL動向等を調査し提供します。

(6) PL情報誌の提供サービス『PLクラブ』

『PLクラブ』は有料会員制の情報提供サービスであり、ご加入のコースに応じて次の5つの情報を日本語版Eメールで直接、会員企業に提供しています。

- ① PL情報（毎月）
- ② PL情報ウィークリー情報（米国BNAとの提携品、毎週）
- ③ 国内製品リコール情報（自動車、家電、医薬品まで一括掲載、毎月）
- ④ 米国製品リコール情報（米国BNA社との提携品、毎月）
- ⑤ 欧州製品リコール情報（EC委員会との提携品、毎月）

各PLコンサルティング・サービスの詳細につきましては損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント(株)のホームページ <http://www.sjnk-rm.co.jp/service/pl-legal.html> をご参照ください。



米国における PL 裁判プロセス

PL 訴訟対策

訴訟	手続上の対策	その他の訴訟対策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 訴状・召喚状の受領拒否 ■ 却下の申立 (motion for dismissal) 	<ol style="list-style-type: none"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 訴訟要件の欠如、不備を理由とする却下の申立 ■ 召喚状取消の申立 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令状の不備 ・ 送達方法の不備 } service of process を争う ■ 必要の当事者の欠落 ■ 対人管轄不存在 (personal jurisdiction) ・ 不便な裁判所 (forum non convenience) ・ 裁判所移送 (remove) の申立 ■ 請求原因の不記載を理由とする申立 ■ 事実関係からくる無関係 (又は too remote) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 迅速かつ適切な事故調査 ・ 迅速な現場調査と客観的事実の把握、証拠物の保存 ・ 調査結果の迅速な分析 ■ 保険会社との協調、連携 ■ 他の被告や部品メーカーなどとの協調、連携 ■ 有能な弁護士 (Trial lawyer) の選択 ■ 対処方法の基本方針の決定 ・ 早期解決 (和解) すべきかの判断 ・ 和解 (示談) とその影響 ・ Delay 作戦の merit ・ 訴訟対抗手段と訴訟コストとの関係
<ul style="list-style-type: none"> ■ 反訴 (Counter Claim) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要的反訴 ■ 許容される反訴 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 答弁書 (Answer) による主張 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 軽減要求 (Claim for relief) ・ 要求範囲が不明確 (non specific) ・ 要求範囲が余りに広範囲 (too broad) ・ 要求内容が余りに高負担 (overly burdensome) ・ 黙秘特権事項 (attorn) 	

米国におけるPL賠償事例集

(注：PL 保険の支払事例ではありません。)

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
産業機械	掘削機械	メーカー	21万ドル (約2,100万円)	男性が、被告製造の掘削機械の周辺で作業をしていたところ、体が巻き込まれ死亡した。遺族は原告として「被告製造の掘削機械には欠陥があった」と主張した。最終的に陪審は2社の被告メーカーに対して、それぞれ40%と30%の過失を認めた。	ワシントン州	2012年
産業機械	食品製造機械	メーカー	450万ドル (約4億5,000万円)	29歳の女性が食品製造機械を清掃中、手袋が機械に巻き込まれてしまったため、親指を切断するなど右手に大きなケガを負った。原告は「被告メーカーは機械を適切に設計・製造することを怠った」「事故予防のための警告表示を設けていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴となった。	アーカンソー州	2009年
産業機械	工業用乾燥機	メーカー	25万ドル (約2,500万円)	38歳の技師が、工業用乾燥機を清掃している際に、通気孔部分にあったファン翼の翼に左手が触れてしまったため、指を二本切断してしまった。原告は「被告は適切に製品を設計・製造することを怠り、通気孔部分に安全ガードを装備していなかった」と主張した。被告は「原告は危険を承知で通気孔に手を置いた」と反論したが、最終的には和解となった。	ペンシルバニア州	2008年
産業機械	原料混合機械	メーカー	55万ドル (約5,500万円)	工場職員の男性が、鳥用のエサを製造するための原料混合機械から落下してきた2500ポンドのエサ袋の下敷きとなり重傷を負った。原告は「機械には適切な安全装置が備わっておらず、適切な警告表示もなかったことから不当に危険な製品であった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴となった。	ミズーリ州	2011年
産業機械	木材粉砕機	メーカー	184万ドル (約1億8,400万円)	木材粉砕機から部品が外れて飛び出し、付近にいた33歳の男性にぶつかったため、骨折や片目を失明するなど重傷を負った。原告は「適切な製品の設計・製造を怠っており、危険性について警告することをしていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ニュージャージー州	2011年
産業機械	掘削機械	メーカー 雇用主	712万ドル (約7億1,200万円)	54歳の油井作業員がスタックしたポンプを開放したところ、採揚器が飛散、激突して、四肢麻痺を負った。原告は「適切な製品を設計・製造することを怠り、危険性について警告もおこなわなかった」「安全な職場環境を提供しなかった」と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	テキサス州	2010年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
農業機械	トラクター	メーカー	420万ドル (約4億2,000万円)	64歳の男性が、ボランティアで、ボランテアで、被告メーカー製造のアタッチメントを装着したトラクターを運転中、ひっくり返り、脚が巻き込まれる事故が発生した。この事故により、男性はけい骨とひ骨の骨折、また脚にヒビが入る負傷を負った。男性は「不適切な設計をおこなった」「危険性に関する適切な警告や説明を怠った」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	コロラド州	2012年
農業機械	トラクター	メーカー 販売業者	87万5000ドル (約8,750万円)	トラクターが横転したため、運転していた男性が下敷きとなり死亡した。遺族は「意図した使用目的に対して不安全な製品を設計・製造・販売し、危険性についても警告をおこなっておらず、消費者の負傷を予防することを怠った」と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	アラバマ州	2010年
農業機械	草刈機	メーカー	200万ドル (約2億円)	31歳の男性が、電気式の手持ち草刈機の刃に手を巻き込まれ、左手の指を切断した。原告は「適切に設計、製造されておらず、危険な状況について警告もされていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	ニューヨーク州	2009年
農業機械	草刈機	メーカー	200万ドル (約2億円)	4歳の幼児が、スロープをバックしていた搭乗式の草刈機に轢かれ死亡した。原告は「欠陥製品を設計、製造、販売した」「バックする際には刃が停止するような機構が備わっていないかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	バージニア州	2006年
建設機械	クレーン車	メーカー	240万ドル (約2億4,000万円)	飛行機に付着した氷を取るためのクレーン車のブーム部分が崩壊、キャビン部が地面に落下し、乗っていた男性が、脊椎を損傷、右手の指を骨折するなどの傷害を負った。原告は「ブーム部分の設計・製造に不備があり、意図した使用に対する安全性が確保されていなかった」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ペンシルバニア州	2008年
建設機械	クレーン車	メーカー	1,500万ドル (約15億円)	50歳の女性港湾作業員がクレーンと衝突し死亡した。遺族はクレーンを運転していた作業員だけではなく、メーカーに対しても「警告ライトが十分に点灯していなかったため運転手がクレーンの下に人がいることがわからず事故に至った」「被告メーカーは、光だけではなく音でも危険を知らせる警告装置の装着を怠った」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	フロリダ州	2008年
建設機械	重機	メーカー レンタル業者	100万ドル (約1億円)	28歳の男性が、樹木が生えている場所を整地するため、重機を運転していたところ、枝が胸に突き刺さり死亡した。遺族は「重機には設計上の欠陥があり、不相当に危険なものであった」「重機には適切で十分な安全装置が備わっていないかった」等と主張した。被告らは「土砂を運ぶための重機を樹木をなぎ倒すことに用いた誤使用が事故の原因」と反論したものの、最終的に敗訴した。	ニューヨーク州	2012年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
建設機械	ローダー	メーカー	300万ドル (約3億円)	スキッドステアローダーが稼働している際に、ローダーのアタッチメントが、車両付近にいた男性従業員の頭に激突。男性従業員は脳障害を負った。原告は「被告メーカー製の建設機械のアタッチメントが頭に当たって被害を受けた」「被告メーカーは、不意の操作を防ぐためのカバーを、操作レバーに取り付けていないなど、設計に欠陥があった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	第3巡回区	2009年
建設機械	バックホー	メーカー	299万ドル (約2億9,900万円)	バックホーのブーム部分が可動した際に、頭にぶつかったため、47歳の男性が外傷性脳損傷となった。原告は「設計、製造に不備がある欠陥製品を取売した」「意図した使用目的に対して問題のバックホーは安全性が確保されていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ペンシルバニア州	2008年
建設機械	コンクリート カッター	車両所有者 点検修理業者	1,460万ドル (約14億6,000万円)	ハイウェイの工事現場で、コントロール失ったコンクリートカッター車両が、交通整理をしていた31歳の女性作業員を轢いてしまったことにより、この女性は右足の膝から下を切断することになった。原告は「問題の車両の所有者が取り付けた緊急停止機構を無効にするボタンを取り外さなかった」「ボタンを取り外すまで、車両が使用できないことを所有者に知らせなかった」等と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	イリノイ州	2008年
工作機械	テーブルスロー	メーカー	150万ドル (約1億5,000万円)	テーブルスローを使っていた25歳の男性が、指を骨折し後遺症も残るケガを負った。原告は「適切な安全装置が備わっておらず警告も怠っていた」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	マサチューセッツ州	2010年
工作機械	旋盤	メーカー	75万ドル (約7,500万円)	女性作業員が旋盤に髪を巻き込まれたため、頭皮が剥離し、永久的な脱毛や聴力障害など重傷を負う事故が発生した。原告は「製品の適切な設計・製造を怠り、意図した使用目的に対して安全性を確保していなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ニューハンプシャー州	2010年
工作機械	金属成型機	メーカー	350万ドル (約3億5,000万円)	金属成型機を数年間使用していた工具が、機械の振動により手と腕の痛みと神経障害等を患った。原告は「機械には自動で原料を挿入できる機能は無く、過度の振動を生じさせるものであった」「機械の長期間使用が操作者に及ぼす潜在的な危険性について警告することを怠った」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ペンシルバニア州	2007年
工作機械	漆くい塗布装置	メーカー	54万5,000ドル (約5,450万円)	漆くい塗布装置から高圧ホースが外れたため、付近にいた男性が足を複雑骨折する等の重傷を負った。原告は「装置には設計欠陥、製造または組立上の欠陥があった」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	第5巡回区	2012年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
ガス器具	ガスヒーター	メーカー	125万ドル (約1億2,500万円)	商業ビルの改装作業をおこなっていた作業員がヒーターの隣に座っていたところ、着用していたズボンが燃え出し、足に3度のヤケドなど重傷を負った。原告は「意図した使用目的に対して安全性が確保されておらず、潜在する危険性について警告もおこなっていないかった」と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ニュージャージー州	2010年
ガス器具	プロパンガスヒーター	メーカー	87万8,000ドル (約8,780万円)	男性がハンティング小屋でプロパンガスヒーターを使用していたところ、一酸化炭素中毒で死亡した。原告は「製品には設計上の欠陥があり、適切な警告や説明書も提供されていないかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	コロラド州	2009年
文化用品	フットボール用ヘルメット	販売業者	10万ドル (約1,000万円)	15歳の少年がヘルメットを着けてフットボールをおこなっている際に脊椎を骨折、四肢麻痺となった。原告は「欠陥のあるヘルメットを販売した」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ペンシルバニア州	2010年
文化用品	エクササイズマシン	メーカー	233万ドル (約2億3,300万円)	58歳の男性がベンチプレスが突然、崩壊したことにより、脊椎を損傷し後遺障害も残った。原告は「製品は意図した通常の使用で生じる力に耐えることができず、不相当に危険な状態であり欠陥があった」「機械の崩壊の危険性について警告を怠った」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	テネシー州	2009年
文化用品	スポーツ用保護具	メーカー	232万ドル (約2億3,200万円)	女性が、スモウ大会に参加、試合中に押し出された際に地面に頭をぶつけ、硬膜外血腫ができるといった文書が記されていたにもかかわらず、実際には不相当に危険なものであった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	コロラド州	2009年
文化用品	キャッチャーマスク	メーカー	77万5,000ドル (約7,550万円)	ファールボールがマスクに激突した際に、メジャーリーグの審判員の男性が耳にケガを負った。原告は「キャッチャーマスクは適切に設計、製造されておらず、危険な状況について警告もされていないかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	コロンビア特別区	2011年
文化用品	フリスビー	メーカー	95万ドル (約9,500万円)	フリスビーで遊んでいた男性が、フリスビーを曲げたところ、破損し、破片が目当たり重傷を負った。原告は「フリスビーを適切に設計、製造しておらず、弾性プラスチックではなく、もろい素材でできていた」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	サウスカロライナ州	2008年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
文化用品	バット	メーカー	140万ドル (約1億4,000万円)	12歳の少年が野球の試合でピッチャーをしていたところ、打ち返された打球が胸に直撃、心臓停止状態となり、脳に重大な損傷を被った。原告は「高性能金属バットは木製バットよりも打球が速いため選手の反応時間が短くなり危険であった。また、危険性について警告していなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ニュージャージー州	2012年
生活用品	ベット	販売業者	22万5,000ドル (約2,250万円)	6歳の双子の兄弟が、購入した木製ベットにいた虫に噛まれ、発疹やアレルギー症状が発生、ベットに入れなくなるという精神的な障害も負った。原告は「被告業者は全く虫の有無について検査をしておらず、虫がいる可能性についても警告を怠った」と主張した。被告業者は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	メリーランド州	2012年
生活用品	ベビーカー	メーカー	11万5,000ドル (約1,150万円)	幼児が指をベビーカーの折りたたみ可動部に挟んで、指先を切断した。原告は「被告メーカーには設計、製造上の過失がある」と主張した。最終的に被告は敗訴した。	カルフォルニア州	2012年
生活用品	フード プロセッサ	メーカー	3万2,500ドル (約325万円)	パン屋で働いていた女性がフードプロセッサのタタンク部分を清掃しようとした際に、左手の人差し指を切断した。原告は「製品の設計・製造に問題があり、意図した使用目的に対して安全性が確保されていなかった」「製品に潜在する危険性についての警告を怠った」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	ペンシルバニア州	2008年
生活用品	犬の散歩用の ヒモ	メーカー 販売業者	450万ドル (約4億5,000万円)	8歳の幼児が犬の散歩をしようとしたところ、伸縮式の散歩ヒモの伸縮機部分が不意に巻き戻り、右目にぶつかってしまったため、重度の裂傷を負い失明した。原告は「伸縮機部分の問題のある散歩ヒモを販売し、ヒモの危険性についても警告していなかった」と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ニューヨーク州	2006年
生活用品	イス	メーカー 販売業者	100万ドル (約1億円)	男性が、訪れた会社のイスに座ったところ、突然、崩れたため、負傷し、椎間板ヘルニアを患うことになった。原告は「製品の適切な設計・製造・供給・組み立てを怠り、危険な状況について警告もおこなわなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ペンシルバニア州	2010年
生活用品	作業服	メーカー 雇用主	315万ドル (約3億1,500万円)	49歳の男性がトルエンの入った容器を運んでいる最中に着ていた作業服が発火、重度のヤケドを負い、事故から3ヵ月後に死亡した。遺族は「作業服には欠陥があり不当に危険なものであったため、この死亡事故の原因の一つになった」と主張した。被告メーカーは責任を否定したものの、最終的には和解となった（メーカー和解金は15万ドル）。	サウスカロライナ州	2011年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
生活用品	自転車	修理業者	51万4,000ドル (約5,140万円)	自転車自走車ショップで修理してもらった後、自転車のチェーンに不具合が生じたため、乗っていた男性が骨折を負った。原告は「車軸右側のロックナットを適切に締め付けていなかった」「従業員側のトレッドをおこなった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	アリゾナ州	2008年
電気・電子機器・家電製品	電気毛布	メーカー	200万ドル (約2億円)	女性が電気毛布を使用中に着火し、左腕に3度のヤケドを負った。この事故により、女性は腕を切断することになった。原告は「適切な設計・製造がおこなわれておらず、意図した使用目的に対する安全性が確保されていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ミズーリ州	2010年
電気・電子機器・家電製品	扇風機	メーカー	135万ドル (約1億3,500万円)	扇風機から着火、住宅火災になったため、7歳の少年が死亡した。原告は「適切な設計、製造を怠り、モーターに欠陥があったため、着火につながった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ペンシルバニア州	2009年
電気・電子機器・家電製品	衣類乾燥機	メーカー	1,400万ドル (約14億円)	乾燥機から着火し、住宅火災が発生。家にいた家族のうち、一人の子供も逃げ遅れ、死亡した。この事故を受け、遺族は家電メーカーを提訴した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	テキサス州	2008年
電気・電子機器・家電製品	冷蔵庫	メーカー	137万7,550ドル (1億3,775万5,000円)	冷蔵庫から着火し、火災が発生。住宅が全焼した。住宅を所有者である男性は「コンプレッサー部分の電氣的な不具合によって発生したことから、冷蔵庫には欠陥があった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	第8巡回区	2012年
電気・電子機器・家電製品	掃除機	メーカー	23万ドル (約2,300万円)	1歳の幼児が、掃除機のスイッチを入れ、排気孔にまたがっていったところ、2度から3度のヤケドを負ってしまった。原告は「十分に予見可能な範囲での使用で事故が発生しており、危険性についての警告も不十分であった」「スイッチや排気孔の位置に不備があり、排気孔から出てくる排気温度も過度に高いものであった」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ネバダ州	2012年
化学工業製品	フェイシャルクリーム	メーカー 販売業者	30万ドル (約3,000万円)	原告は「使用したフェイシャルクリームにニッケル等の不純物が混入していたため、発疹が生じ、頬からアゴにかけて赤いシミかなる直らない傷ができてしまった」と主張し、クリームの製造・販売業者に対して訴訟を起こした。最終的に原告被告は和解した。	ユタ州	2007年
化学工業製品	殺虫剤	メーカー	330万ドル (約3億3,000万円)	バナナ園労働者が「不妊は30年前にバナナ園で土壌燻蒸剤に暴露されたことが原因である」と主張して、土壌燻蒸剤を使っていた雇用会社と土壌燻蒸剤を製造した化学メーカーを訴えた。被告らは責任を否定したものの、最終的には敗訴した（化学メーカーの責任割合20%）。	カリフォルニア州	2007年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
化学工業製品	化学原料	販売業者 卸業者 輸入業者	420万ドル (約4億2,000万円)	作業員が、管の切片を降ろそうと配管架台に立っていたところ、他の作業員によっておこなわれていたトーチランプによる管切断で生じた熱く溶けた鉄片が付近にあった化学原料の袋に接触して大規模な炎が発生。作業員はヤケドなどの重傷を負った。被告は過失責任、厳格責任、商品性の黙示の保証違反を主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	サウスカロライナ州	2013年
化学工業製品	住宅用塗料	メーカー	700万ドル (約7億円)	自宅に使用されていた塗料が原因で少年が鉛中毒症を発症した。原告は「壁からはがれた塗料の微粉や、塗料のかけらによって鉛中毒になった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ミシシッピ州	2009年
食料品	ポップコーン	メーカー	721万ドル (約7億2,100万円)	6年間、毎日2、3袋ポップコーンを食べていた男性が、ポップコーンに含まれていた香料により肺と呼吸器系に障害を負った。男性は「製品設計段階での欠陥が原因である」「製品の危険性については警告することを怠った」と主張した。被告は責任を否定したものの最終的には敗訴した。	コロラド州	2012年
食料品	ステーキ	レストラン	60万5,000ドル (約6,050万円)	30歳の男性がレストランでステーキなどの肉料理を食べたところ、食中毒になり食道と肺に感染症等を発症した。原告は「人間が食すという観点から安全な食品を提供することを怠り、検査などの予防措置をおこなわなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの最終的には敗訴した。	ミズーリ州	2011年
食料品	料理	レストラン	1万3,500ドル (約135万円)	男性がレストランで食事をしたところ、食中毒となった。原告は「人が食すという視点で安全性が確保された食事を提供することを怠った」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には和解となった。	オクラホマ州	2009年
食料品	カキフライ	レストラン	1万3,484ドル (134万8,400円)	31歳の男性がレストランで購入したカキフライを食べた際に、異物が中に入っていたため、歯を折ると同時に頭痛なども発症した。原告は「従業員の適切な教育訓練や食材の検査を怠り、人が食すという視点から安全な食品を提供しなかった」等と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	テキサス州	2008年
食料品	アイステイヤー (飲料)	レストラン	2万7,752ドル (277万5,200円)	女性がレストランでアイステイヤーを飲んだ際に、ガラスの破片を飲み込んだことに起因して、血腫が発生してしまった。原告は「出されたアイステイヤーは不相当に危険なものであり、人が食すという視点で安全性が確保されていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	テキサス州	2006年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
食料品	ホットコーヒー (飲料)	コーヒーションショップ	30万1,000ドル (約3,010万円)	42歳の女性が、コーヒーションショップで店員にホットコーヒーをこぼされ、3度のヤケドを負い、神経障害を発症した。原告は「従業員は「従業員の教育訓練を怠り、提供されたコーヒーの温度は推奨基準を超える高温であった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ニューヨーク州	2006年
設備	トイレ	メーカー 設置業者	182万5,000ドル (約1億8,250万円)	女性がバスに取り付けられていたトイレから出ようとした際に、バスが突然、動き始めたため、便器に頭をぶつけ、四肢麻痺と中レベルの脳障害を負った。原告は「被告がトイレにハンドレールを付けていなかったことが事故の原因である」「トイレを適切に製造することを怠り、使用目的に対する安全性を確保していなかった」と主張した。被告メーカー・設置業者は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	カルフォルニア州	2009年
設備	タンク	メーカー 設置業者 修理業者	660万ドル (約6億6,000万円)	58歳の男性が作業中、はしごから転落し、硫酸タンクの排出管に激突して死亡した。遺族はメーカー・設置業者・修理業者を提訴し、「タンクを適切に設置していなかった」「排出管を囲うパーテーションをしつかりと支持していなかった」「排出管の設計製造に不備があった」等と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的には和解となった。	ペンシルバニア州	2007年
設備	エレベーター	メーカー	89万1,000ドル (約8,910万円)	油田作業員が足場に立っていたところ、エレベーターから落下したドリルパイプが直撃し、右足首と腰部を複雑骨折した。原告は「エレベーターのサイズは、ドリルパイプを吊り上げるには適したサイズではなく、危険な状況についても警告を怠っており、意図した使用目的に対して安全が確保されていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	テキサス州	2007年
設備	コンベアー	メーカー	162万5,000ドル (約1億6,250万円)	男性が穀物サイロで掃き掃除をしていたところ、足がサイロにあったコンベア装置のオーガー部分に巻き込まれ、ひざから下を失った。原告は「適切な製品の設計・製造を怠り、危険性についても警告していなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	カンザス州	2011年
設備	自動ドア	メンテナン ス業者 ドア所有者	16万4,000ドル (約1,640万円)	86歳の女性が、客として店を訪れた際に、自動ドアが閉まろうとしたため転倒、死亡した。原告は「自動ドアをはじめとした店舗設備について、定期的な点検やメンテナンスを怠り、危険性についての警告もおこなっていなかった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に和解となった。	ユタ州	2010年

区分	製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) \$1 = ¥100換算	事故概要	州	判決年
自動車・輸送用具	自動車	メーカー	150万ドル (約1億5,000万円)	22歳の男性が乗っていた自動車は衝突事故に巻き込まれ、この男性が死亡した。遺族は「衝突の衝撃により車体が3つに割れてしまったのは、被告メーカーの設計・製造に不備があったためであり、衝突への耐久性が確保されておらず、意図した使用に対する安全性がなかった」等と主張した。被告は責任を否定したものの敗訴した。	ミシシッピ州	2008年
自動車・輸送用具	自動車	メーカー	500万ドル (約5億円)	車外にいた娘を後部座席に乗せようと母親がエンジンをかけたまま車の外に出た際に、不意にバックしたため、車の後ろにいた男児が車庫と車の間に挟まれて死亡した。遺族は「運転手が車をパーキングすることを意図している状況では、バックギアに入らないようにしておくべきであった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	ルイジアナ州	2008年
自動車・輸送用具	タイヤ	メーカー	1,500万ドル (約15億円)	オートバイのタイヤがパンクして重傷事故が発生した。原告は「事故はタイヤのナイロンコードの製造欠陥が原因である」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	イリノイ州	2008年
自動車・輸送用具	オートバイ	オートバイメーカー 部品メーカー 販売業者	430万ドル (約4億3,000万円)	公道で交通事故に巻き込まれた際に、オートバイの燃料タンクが破損。飛び散った燃料に引火したため、オートバイを運転していた男性が重度のやけどを追った。原告は「被告らは、欠陥のある燃料タンクの設計・製造・販売をおこなっており、危険性について警告することも怠った」と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	カリフォルニア州	2007年
自動車・輸送用具	ボート	メーカー ヨット所有者	69万8000ドル (約6,980万円)	43歳の男性が、ヨットのメインハンチカバーに激突し、足を骨折、臍も切るケガを負った。原告は「ハッチカバーを適切にロックする機構が無いなど、不安全な製品を製造販売した」「カバーの点検を怠っていた」等と主張した。被告らは責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	フロリダ州	2007年

<判例出典>

- ・連邦最高裁公式判例集 (Supreme Court Reporter)
- ・連邦地裁判例集 (Federal Reporter, Federal Supplement)
- ・C. C. H 判例集 (Commerce Clearing House, Inc 発行追録式判例集)
- ・WESTLAW 判例集

欧州におけるPL賠償事例集

(注：PL 保険の支払事例ではありません。)

製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) 1 ユーロ＝¥100円換算 1 ドル＝¥100円換算 1 ポンド＝170円換算	事故概要	国	裁判所	判決年
除湿機	輸入業者	8,930 ユーロ (約89万3,000円)	中国から輸入した除湿器から出火、火災となり、人身傷害・財物損害が発生したことを受け訴訟が起された。最終的に中国からドイツに欠陥製品を輸入した輸入業者に賠償責任が課された。	ドイツ	Göttingen 地方裁判所	2011年
交流発電機	メーカー	549,250 ユーロ (約5,493万円)	病院の発電装置に取付けた交流発電機の熱によって発電装置が発火して火災が起こり、病院の物品に損害が生じた。事故後に病院が被った損害を補償したのは、交流発電機の取付け作業を行った事業者と病院の保険を請け負う保険会社であった。この2社は補償にかかった費用を求めて交流発電機を製造した電気機器メーカーを訴えた。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	フランス	リヨン 控訴院	2006年
ベビーカーに取り付けられた寝袋	メーカー	35,995.72 ポンド (約612万円)	ベビーカーと寝袋をつなぐストラップが滑って、留め具が12歳の子供の目にぶつかり目を負傷した。原告は「欠陥製品製造者は、原告の被った被害に対して責を負うべき」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	イギリス	控訴裁判所	2000年
ミリングマシン	メーカー	55万2,000ドル (約5,500万円)	高速回転していたミリングマシンに右腕が巻き込まれ肘から先を失った24歳の男性が「メーカーは、ミリングマシンを使う作業員の安全性確保を怠っていた」と主張し訴訟を起こした。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	イギリス	-	1998年
トレーラーのタイヤ	メーカー 輸入業者	61,701 ユーロ (約617万円)	タイヤがパンクしたことにより交通事故が発生。トラックトレーラーが損傷した。この事故を受け、訴訟が提起された。訴訟において、タイヤの空気挿入口に製造上の欠陥があり、パンクにつながったということが明らかとなったことから、被告として挙げられたタイヤメーカーとトレーラー輸入販売店は敗訴した。	スペイン	aragoza 地方裁判所	2004年
機械装置	輸入業者	1,000万ペセタ (60,241ユーロ＝約602万円)	輸入された機械装置によって、原告は片目を失明、「適切な使用方法に関する情報が十分に提供されていなかった」として輸入業者を訴えた。	スペイン	最高裁	1997年

製品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) 1 ユーロ＝¥100円換算 1 ドル＝¥100円換算 1 ポンド＝170円換算	事故概要	国	裁判所	判決年
ハイヒール	メーカー	17,000 ユーロ (約170万円)	購入して間もないハイヒールのヒール部分が突然折れたため、女性が転倒、足首の靭帯を負傷するという事故が発生した。この事故を受け、足を負傷した女性は、ハイヒールのブランドメーカーに損害賠償を求めた。被告は責任を否定したものの、最終的には敗訴した。	イタリア	ラスペチア 地方裁判所	2005年
屋根材	メーカー	28,484 スウェーデン・ クローナ (約57万円)	屋根からの雨漏りが原因で、社屋と住宅の建物がそれぞれ損害を被った。建物の使用者である会社と住人は、屋根材を製造したメーカーに対し、雨で濡れて損傷した塗装や壁紙の修繕費、濡れた部屋の乾燥にかかった費用などを求めて訴訟を起こした。	スウェーデン	最高裁判所	1987年

〈判例出典〉

・各国裁判所 HP

中国におけるPL賠償事例集

(注：PL 保険の支払事例ではありません。)

製 品	主な被告	賠償額 (評決・判決・和解額) 1元＝15円換算	事故概要	裁判所	判決年
殺虫剤	メーカー	20万円 (約300万円)	蚊が多くいたため、父親が乳幼児のいる部屋で殺虫スプレーを使用。3日後、乳幼児は有機リン中毒を発症した。殺虫スプレー缶には「人、家畜、環境に無害である」と記載されていた。原告は「乳幼児が有機リン中毒を発症したのは、メーカーの不実表示、警告表示欠陥に起因している」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	淮陰県人民法院	2000年
化粧品	メーカー	18万円 (約270万円)	女性消費者が米国の大手化粧品メーカー製のスキンケア商品を使用したところ、顔面に黒い斑点や腫れを生じた。原告は「欠陥化粧品による皮膚障害で、仕事も出来ず収入減となった」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	陽泉市中級人民法院	2003年
湯たんぼ	メーカー	10万5,000元 (約158万円)	中国メーカーが製造したゴム製湯たんぼに熱湯を入れて幼児に使用していたところ、湯たんぼが突然破裂して、熱湯が幼児にかかり、全身に大火傷を負った。原告は「火傷を負ったのはメーカーによる表示不備、品質検査合格の未取得に起因している」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	上海市南匯区人民法院	2006年
自動車	メーカー	380万円 (約5,700万円)	男性がドバイ車を運転して高速道路を走行中に交通事故が発生し、車がガードレールを破って道路下の排水溝に落ちた。この事故で、車両のシートベルトは切れ、エアバッグは展開せず、男性は死亡、同乗者2名が負傷した。遺族は「エアバッグが展開しなかったことが、息子の死亡原因である」と主張した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	東莞市中級人民法院	2004年
電球	メーカー 販売店	24万円 (約360万円)	男性が、購入した電球を天井の照明に取り付け、スイッチを入れたところ爆発。電球のガラス片が左目に当たり、重傷を負った。原告は販売店とメーカーを提訴し、被告らは最終的に敗訴した。	不明 (事故は湖南省で発生)	2011年
粉ミルク	メーカー	800万円 (約1億2,000万円)	有害物質メラミンが混入した粉ミルクを飲んだことにより、乳幼児が腎臓結石を発症したとして、54人の乳幼児の家族がメーカーを提訴した。被告は責任を否定したものの、最終的に敗訴した。	青島中級人民法院	2009年

〈判例出典〉

個別に現地法律事務所へ依頼して収集

「参考」 英文賠償責任保険約款

GENERAL LIABILITY POLICY Standard Provisions

一般賠償責任保険普通保険約款
(General Liability Policy Standard Provisions)

SOMPO JAPAN INSURANCE INC.

(A stock company, hereinafter called the
Company)

In consideration of the payment of the premium, in reliance upon the statements in the declarations made a part hereof and subject to all of the terms of this policy, agrees with the Named Insured as follows:

株式会社損害保険ジャパン（以下「当会社」という）は、保険料の支払を約因として証券と一体をなす告知事項記載欄の記載事項にもとづきこの証券上のすべての条件に従って記名被保険者と次のとおり約定する。

COVERAGE

Coverage is afforded under this policy in accordance with the specific Coverage Parts identified in the Declarations as being a part of this policy.

担保危険 (Coverage)

この証券の担保する危険は保険証券の一部をなす告知事項記載欄に記載されている各特約条項によってこれを定める。

SUPPLEMENTARY PAYMENTS

The Company will pay, in addition to the applicable limit of liability:

補完支払条項 (Supplementary Payments)

当会社は約定のてん補限度額の枠外で次の金額を支払う。

- (a) all expenses incurred by the Company, all costs taxed against the Insured in any suit defended by the Company and all interest on the entire amount of any judgment therein which accrues after entry of the judgment and before the Company has paid or tendered or deposited in court that part of the judgment which does not exceed the limit of the Company's liability thereon;
- (b) premiums on appeal bonds required in any such suit, premiums on bonds to release attachments in any such suit for an amount not in excess of the applicable limit of liability of this policy, and the cost of bail bonds required of the Insured because of accident or traffic law violation arising out of the use of any vehicle to which this policy

- (a) 当会社の応訴した訴訟事件において当会社の要した経費、被保険者に課せられた費用および判決が確定した際、当会社がなす保険金の支払もしくは支払の提供または供託までの利息の全額。ただし、当会社の責任額を超える額に対する利息はこの限りでない。
- (b) 訴訟において要求される上訴ボンドの保険料、本保険証券の責任額を超えない範囲において差押解除ボンドのための保険料および本保険証券の担保する車両の使用上生ずる事故または交通法違反に関し要求されることあるべき保釈ボンドに関する費用。ただし、一保釈ボンドにつき250ドルを超えることができない。当会社は以上のボ

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.
© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

applies, not to exceed \$250 per bail bond, but the Company shall have no obligation to apply for or furnish any such bonds;

- (c) expenses incurred by the Insured for first aid to others at the time of an accident, for **bodily injury** to which this policy applies;
- (d) reasonable expenses incurred by the Insured at the Company's request in assisting the Company in the investigation or defense of any claim or suit, including actual loss of earnings not to exceed \$25 per day.

DEFINITIONS

When used in this policy (including endorsements forming a part hereof):

“**automobile**” means a land motor vehicle, trailer or semitrailer designed for travel on public roads (including any machinery or apparatus attached thereto), but does not include mobile equipment;

“**bodily injury**” means **bodily injury**, sickness or disease sustained by any person which occurs during the policy period, including death at any time resulting therefrom;

“**collapse hazard**” includes “**structural property damage**” as defined herein and **property damage** to any other property at any time resulting therefrom “**structural property damage**” means the collapse of or structural injury to any building or structure due to (1) grading of land, excavating, borrowing, filling, back-filling, tunnelling, pile driving, cofferdam work or caisson work or (2) moving, shoring, underpinning, raising or demolition of any building or structure or removal or rebuilding of any structural support thereof. The collapse hazard does not include **property damage** (1) arising out of operations performed for the Named Insured by independent contractors, or (2) included within the completed operations hazard or the underground **property damage** hazard, or (3) for which liability is assumed by

ンドに応じまたはボンドを発行するいかなる義務をも負わない。

- (c) 本保険証券の担保する**身体障害賠償事故**に関し応急手当に要する費用
- (d) 当会社の要請によって**被保険者**が請求または訴訟の調査ないし防衛に際し当社を援助するにあたり**被保険者**が支出した通常必要と認められる経費。この費用には1日25ドルを超えない現実の収入喪失を含む。

定義 (Definitions)

本保険証券およびこれに加えられる裏書に使用される用語は次のように定義される。

「**自動車**」とは陸上走行車、トレーラーまたはセミトレーラーで公道走行を目的とするもの（これに装備された器具装置を含む）をいう。ただし、**可動機器**を含まない。

「**身体障害**」とは、保険期間中に発生した身体の障害または疾病を意味し、これらに起因する死亡を含む。

「**倒壊危険**」とは以下に定義された「**建物損害**」および発生の時を問わずそれから生ずる他の財物に対する損害をいう。

「**建物損害**」とは倒壊あるいは構造上の危険が建物あるいは構造物におよぼすものを意味し次に掲げる原因によるものをいう。(1) 地ならし、基礎工事、掘さく工事、埋め立て、埋め戻し、トンネル工事、杭打ち、潜函工事、(2) 移転、つかえ工事、支柱工事、台上げまたは取毀し工事、支柱の撤去または再築工事。この**倒壊危険**は次の損害を含まない。(1) 請負人による**記名被保険者**のための工事から生ずるもの、(2) **完成作業危険**または**地下物件危険**に含まれるもの、(3) **被保険者**によって引き受けられた**付随契約上**の賠償責任に含まれるもの。

the Insured under an incidental contract;

“**completed operations hazard**” includes **bodily injury** and **property damage** arising out of operations or reliance upon a representation or warranty made at any time with respect thereto, but only if the **bodily injury** or **property damage** occurs after such operations have been completed or abandoned and occurs away from premises owned by or rented to the Named Insured. “**Operations**” include materials, parts of equipment furnished in connection therewith. Operations shall be deemed completed at the earliest of the following times:

- (1) When all operations to be performed by or on behalf of the Named Insured under the contract have been completed,
- (2) When all operations to be performed by or on behalf of the Named Insured at the site of the operations have been completed, or
- (3) when the portion of the work out of which the injury or damage arises has been put to its intended use by any person or organization other than another contractor or subcontractor engaged in performing operations for a principal as a part of the same project.

Operations which may require further service or maintenance work, or correction, repair or replacement because of any defect or deficiency, but which are otherwise complete, shall be deemed completed.

The completed operations hazard does not include **bodily injury** or **property damage** arising out of

- (a) operations in connection with the transportation of property, unless the **bodily injury** or **property damage** arises out of a condition in or on a vehicle created by the loading or unloading thereof,
- (b) the existence of tools, uninstalled equipment or abandoned or unused materials, or

「完成作業危険」とは身体障害または物的損害であつて、作業から生じたものまたはその作業に関しなされた出来ばえもしくは保証についての信頼から生じたものをいう。ただし、その身体障害または物的損害がその作業が完成されもしくは中止された後に、記名被保険者の所有もしくは借用中の施設外で起こったものであることを要する。この場合、作業とはそれに要した材料、部品または器具を含む。作業は次に掲げる時期のうちもっとも早く到来したときをもって完成されたものとみなす。

- (1) 記名被保険者によりまたは記名被保険者のためになされるべき契約上の作業がすべて完了したとき
- (2) 記名被保険者によりまたは記名被保険者のためになされるべき作業がその作業現場においてすべて完了したとき
- (3) 作業の一部が完成され他の請負人または下請負人以外の者によってその部分が本来の用に供されたとき

完成された作業が何らかの欠陥により手直し、修繕または交換のため若干の作業を必要とする場合はこれを完成作業と扱う。

完成作業危険は次に掲げる事由による身体障害または物的損害を含まない。

- (a) 貨物運送に関連した作業。ただし、貨物の積込または積おろし作業によるものを除く。
- (b) 作業用具、とりつけ前の部品または廃棄もしくは未使用材料の存在によるもの

(c) operations for which the classification stated in the policy or in the Company's manual specifies **“including completed operations”**;

“elevator” means any hoisting or lowering device to connect floors or landings, whether or not in service, and all appliances thereof including any car, platform, shaft, hoistway, stairway, runway, power equipment and machinery; but does not include an automobile servicing hoist, or a hoist without a platform outside a building if without mechanical power or if not attached to building walls, or a hod or material hoist used in alteration, construction or demolition operations, or an inclined conveyor used exclusively for carrying property or a dumbwaiter used exclusively for carrying property and have a compartment height not exceeding four feet;

“explosion hazard” includes **property damage** arising out of blasting or explosion. The explosion hazard does not include **property damage** (1) arising out of the explosion of air or steam vessels, piping under pressure, prime movers, machinery or power transmitting equipment, or (2) arising out of operations performed for the Named Insured by independent contractors, or (3) included within the completed operations hazard or the underground **property damage** hazard, or (4) for which liability is assumed by the Insured under an incidental contract;

“incidental contract” means any written (1) lease of premises, (2) easement agreement, except in connection with construction or demolition operations on or adjacent to a railroad, (3) undertaking to indemnify a municipality required by municipal ordinance, except in connection with work for the municipality, (4) sidetrack agreement, or (5) elevator maintenance agreement;

“Insured” means any person or organization qualifying as an Insured in the **“Persons Insured”** provision of the applicable insurance coverage.

(c) 会社所定の料率書または保険証券上に「完成作業を含む」と明記されている業種区分の作業に関するもの

「昇降機」とは各階間において人または貨物を昇降させる装置をいい運行中であると否とを問わない。これには次に掲げる機器およびその付属装置を含むものとする。昇降箱、プラットホーム、シャフト、ホイストウェイ、ステエヤウェイ、ランウェイ、動力装置および昇降用機械。ただし、次のものを含まない。自動車作業用ホイスト、機械力を有しないか建物壁に取り付けられていない場合の外側に取り付けられたプラットフォームなしのホイスト、改造・新築または取壊工事に使用されるホッドもしくは資材用のホイスト、貨物の移送のみを目的とした傾斜コンベアーまたは物品の移送のみを目的としたダムウェイターであって4フィート以下の高さの箱を有するもの

「爆発危険」とは爆発または破裂に起因する物的損害をいう。ただし、次に掲げるものを含まない。(1) 空気もしくは蒸気函、圧力配管、原動機、機械または動力伝動装置の破裂によるもの、(2) 記名被保険者のために請負人が行う作業から生じたもの、(3) 完成作業危険または地下物件危険から生じたもの、(4) 付随契約によって被保険者により引き受けられた賠償責任

「付随契約」とは契約書の存在する次の契約をいう。(1) 施設の賃借契約、(2) 地役権契約、ただし、鉄道路線上またはこれに近接した土地における建造または取壊工事に除く。(3) 条令によって要求される市に対する補償契約。ただし、市のためにする工事に除く。(4) 引込線契約、(5) 昇降機管理契約

「被保険者」とは個人または法人であって各特別約款の規定上「被保険者」とされるものをいう。ここに適用される保険は当会社のでん補限度額に関する場合を除いて請求または訴訟の提起さ

The insurance afforded applies separately to each Insured against whom claim is made or suit is brought, except with respect to the limits of the Company's liability;

“**mobile equipment**” means a land vehicle (including any machinery or apparatus attached thereto), whether or not self-propelled, (1) not subject to motor vehicle registration, or (2) maintained for use exclusively on premises owned by or rented to the Named Insured, including the ways immediately adjoining, or (3) designed for use principally off public roads, or (4) designed or maintained for the sole purpose of affording mobility to equipment of the following types forming an integral part of or permanently attached to such vehicle: power cranes, shovels, loaders, diggers and drills; concrete mixers (other than the mix-in-transit type); graders, scrapers, rollers and other road construction or repair equipment; air-compressors, pumps and generators, including spraying, welding and building cleaning equipment; and geophysical exploration and well servicing equipment;

“**Named Insured**” means the person or organization named in the declarations of this policy;

“**Named Insured's products**” means goods or products manufactured, sold, handled or distributed by the Named Insured or by others trading under his name, including any container thereof (other than a vehicle), but “**Named Insured's products**” shall not include a vending machine or any property other than such container, rented to or located for use of others but not sold;

“**occurrence**” means an accident, including continuous or repeated exposure to conditions, which results in **bodily injury** or **property damage** neither expected nor intended from the standpoint of the **Insured**;

“**policy territory**” means:

- (1) any nation or area described in the policy or

れた**被保険者**毎にこれを適用する。

「**可動機器**」とは陸上車（これに装備された機器および装置を含む。）を意味し自力走行の可否を問わないが次のいずれかの要件に合致することを要する。

- (1) 自動車登録法令の対象にならないもの、(2) **記名被保険者**の所有または賃借している構内のみで使用を限定しているもの、この場合構内にはこれに近接した道を含む。(3) 主な用途が公道以外での使用を目的としているもの、(4) 次に掲げる機器と一体をなしてこれに走行性を与えるもの、パワークレーン・ショベル・ローダー・デリッガー・ドリル・コンクリートミキサー（ミキサー車を除く）・グレイダー・スクレイパー・ローラーその他道路建設または道路補修用機器・エアコンプレッサー・ポンプ・発動機（噴霧機・熔接機およびビル清掃機を含む）・土地測量機および井戸堀機。

「**記名被保険者**」とは個人または法人であって保険証券の告知事項記載欄に氏名の記入されたものをいう。

「**記名被保険者の生産物**」とは**記名被保険者**によりまたはその名において生産・販売・加工もしくは配分された生産物をいい、車両以外の容器を含む。ただし、「**記名被保険者の生産物**」には自動販売機あるいは容器以外の財物であって他人の使用のために賃貸もしくは納置されているもの（売却されたものはこの限りでない）を含まない。

「**事故**」(Occurrence)とは、偶然なる事故を意味し、継続的ないし反復的に**身体障害**ないし財物損壊を発生せしめるような状態にさらされることを含み、**被保険者**の側からみて予期も意図もされなかったものをいう。

「**保険証券の適用地域**」は次の地域をいう。

- (1) 保険証券に記載された国または地域

- (2) international waters or air space, provided the **bodily injury** or **property damage** does not occur in the course of travel or transportation to or from any other nation or area
- (3) anywhere in the world with respect to damages because of **bodily injury** or **property damage** arising out of a product which was sold for use or consumption within the territory described in the policy, provided the original suit for such damages is brought within Japan or such territory;

“**products hazard**” includes **bodily injury** and **property damage** arising out of the Named Insured’s products or reliance upon a representation or warranty made at any time with respect thereto, but only if the **bodily injury** or **property damage** occurs away from premises owned by or rented to the Named Insured and after physical possession of such products has been relinquished to others;

“**property damage**” means (1) physical injury to or destruction of tangible property which occurs during the policy period, including the loss of use thereof at any time resulting therefrom, or (2) loss of use of tangible property which has not been physically injured or destroyed provided such loss of use is caused by an occurrence during the policy period;

“**underground property damage hazard**” includes **underground property damage** as defined herein and **property damage** to any other property at any time resulting therefrom. “**Underground property damage**” means **property damage** to wires, conduits, pipes, mains, sewers, tanks, tunnels, any similar property, and any apparatus in connection therewith, beneath the surface of the ground or water, caused by and occurring during the use of mechanical equipment for the purpose of grading land, paving, excavating, drilling, borrowing, filling, back-filling or pile driving. The **underground property damage hazard** does not include **property damage** (1) arising out of operations performed for the

- (2) 国際海域または空域。ただし、**身体障害**または**物的損害**が保険証券記載の国または地域とそれ以外の国または地域との間の旅行中または物品の運送中に生じた場合はこの限りでない。
- (3) 保険証券に記載された国または地域内における使用もしくは消費のために販売された生産物から生じた**身体障害**または**物的損害**による損害賠償に関しては世界中のいかなる場所においてもこれを担保する。ただし、最初の訴が日本または保険証券に記載された地でおこされることを条件とする。

「**生産物危険**」とは**記名被保険者**の生産物またはそれに関連してなされた保証もしくは信用から生じた**身体障害**または**物的損害**を意味する。ただし、その**身体障害**または**物的損害**は生産物が**記名被保険者**の所有または賃借中の施設を離れかつそれら生産物の実体的占有が他人に移転された後に生じたものであることを要する。

「**物的損害**」とは次のものをいう。(1) 保険期間中に発生した有体物に対する物理的危険または破壊（これに起因する当該財物の使用不能損害を含む。）、または(2) 物理的危険または破壊をともなわない有体物の使用不能損害。ただし、当該使用不能損害が保険期間中に発生した**事故**に起因する場合に限る。

「**地下物件危険**」とは、ここに定義された**地下物件損害**およびそれから生じた他の**物的損害**をいう。「**地下物件損害**」とは**物的損害**が電線・導管・パイプ・本管・排水溝・タンクおよびトンネルその他類似の施設またはこれに付随する装置であって地下または水面下のものの損害をいい、地ならし、舗道工事、基礎工事、掘さく工事、埋め立て、埋め戻しおよび杭うち工事などのため機械設備を使用したことによりまたは使用中に生じたものをいう。この**地下物件危険**には次の損害を含まない。(1) 請負人が**記名被保険者**のために行った工事から生じたもの、(2) **完成作業危険**に含まれるもの、(3) 付随契約によって**被保険者**により引き受けられた賠償責任

Named Insured by independent contractors, or (2) included within the completed operations hazard, or (3) for which liability is assumed by the Insured under an incidental contract.

CONDITIONS

1. Premium

All premiums for this policy shall be computed in accordance with the Company's rules, rates, rating plans, premium and minimum premiums applicable to the insurance afforded herein.

Premium designated in this policy as "advance premium" is a deposit premium only which shall be credited to the amount of the earned premium due at the end of the policy period. At the close of each period (or part thereof terminating with the end of the policy period) designated in the declarations as the audit period the earned premium shall be computed for such period and, upon notice thereof to the Named Insured, shall become due and payable. If the total earned premium for the policy period is less than the premium previously paid, the Company shall return to the Named Insured the unearned portion paid by the Named Insured.

The Named Insured shall maintain records of such information as is necessary for premium computation, and shall send copies of such records to the Company at the end of the policy period and at such times during the policy period as the Company may direct.

2. Inspection and Audit

The Company shall be permitted but not obligated to inspect the Named Insured's property and operations at any time. Neither the Company's right to make inspections nor the making thereof nor any report thereon shall constitute an undertaking, on behalf of or for the benefit of the Named Insured or others, to determine or warrant that such property or operations are safe or healthful, or are in

条件 (Conditions)

1. 保険料

この証券についてのすべての保険料は、当会社の定める規定、料率、料率計算方法、保険料および最低保険料に従って計算される。

証券上「前払保険料」と記入された保険料は予納保険料であって、保険期間終了時に確定保険料との差額が調整される。

証券上調整期間と記入された各期間（または保険期間の終了とともに終了するその一部）の終了時にその期間に対する確定保険料が計算される。この保険料は**記名被保険者**に対する通知によって効力を発し、これに基づいて支払われなければならない。もし確定保険料の合計額が先に支払をうけた保険料の額より少ないときは、当会社は超過額を**記名被保険者**に返還する。

記名被保険者は、保険料計算に必要な資料を記録にとどめ、保険期間終了時および会社の要求するその他の時期にその写を当会社に送付するものとする。

2. 検査および調査

当会社はいつでも**記名被保険者**の財産および作業を検査することが認められるものとする。ただし、これは検査を義務付けたものではない。当会社の検査権、検査行為または検査報告書はいかなる場合においても**記名被保険者**もしくはその他の者のために、かかる財産または作業が安全である衛生的であるないし法令に合致していることを確認または保証するものではない。

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.
© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

compliance with any law, rule or regulation.

The Company may examine and audit the Named Insured's books and records at any time during the policy period and extensions thereof and within three years after the final termination of this policy, as far as they relate to the subject matter of this insurance.

3. Insured's Duties in the Event of Occurrence, Claim or Suit

- (a) In the event of an occurrence, written notice containing particulars sufficient to identify the Insured and also reasonably obtainable information with respect to the time, place and circumstances thereof, and the names and addresses of the injured and of available witnesses, shall be given by or for the Insured to the Company or any of its authorized agents as soon as practicable.
- (b) If claim is made or suit is brought against the Insured, the Insured shall immediately forward to the Company every demand, notice, summons or other process received by him or his representative.
- (c) The Insured shall cooperate with the Company and, upon the Company's request, assist in making settlements, in the conduct of suits and in enforcing any right of contribution or indemnity against any person or organization who may be liable to the Insured because of injury or damage with respect to which insurance is afforded under this policy; and the Insured shall attend hearings and trials and assist in securing and giving evidence and obtaining the attendance of witnesses. The Insured shall not, except at his own cost, voluntarily make any payment, assume any obligation or incur any expense other than for first aid to others at the time of accident.

当社は、この保険契約に関係がある事項に関するかぎり、本証券またはその継続契約の保険期間内および保険期間終了後3年以内はいつでも、**記名被保険者**の帳簿および記録を検査、照合することができる。

3. 事故の発生、損害の請求または訴訟の際の被保険者の義務

- (a) 事故発生に際しては、**被保険者**を特定するに十分な資料および事故の日時、場所、状況および被害者ないし適当な証人の住所、氏名に関し通常入手可能な情報につき書面による通知が**被保険者**自らまたはこれに代る者によって、当会社または権限ある代理店に対してできるだけ速やかに提出されなければならない。
- (b) **被保険者**に対し損害の請求または訴訟の提起があったならば、**被保険者**は直ちに**被保険者**自身または代理人に対する要求書、通知書、喚問書その他の書類を当会社に提出しなければならない。
- (c) **被保険者**は、訴訟の遂行にあたり、または本証券の担保する損害に関し**被保険者**が第三者に対して有する求償権の保全にあたり、当会社に協力し、当会社の要請あるときは事態解決のために助力しなければならない。**被保険者**は聴聞会または審判に出席し証拠の収集および提出ならびに証人の出席に協力しなければならない。**被保険者**は、自分の費用による場合を除き、**事故発生**の際の応急手当費用以外に自発的に支払をなし、もしくは責任を認めまたは費用を支払ってはならない。

4. Action Against Company

No action shall lie against the Company unless, as a condition precedent thereto, there shall have been full compliance with all of the terms of this policy, nor until the amount of the Insured's obligation to pay shall have been finally determined either by judgment against the Insured after actual trial or by written agreement of the Insured, the claimant and the Company.

Any person or organization or the legal representative thereof who has secured such judgment or written agreement shall thereafter be entitled to recover under this policy to the extent of the insurance afforded by this policy. No person or organization shall have any right under this policy to joint the Company as a party to any action against the Insured to determine the Insured's liability, nor shall the Company be impleaded by the Insured or his legal representative. Bankruptcy or insolvency of the Insured or of the Insured's estate shall not relieve the Company of any of its obligations hereunder.

5. Other Insurance

The insurance afforded by this policy is primary insurance, except when stated to apply in excess of or contingent upon the absence of other insurance. When this insurance is primary and the Insured has other insurance which is stated to be applicable to the loss on an excess or contingent basis, the amount of the Company's liability under this policy shall not be reduced by the existence of such other insurance.

When both this insurance and other insurance apply to the loss on the same basis, whether primary, excess or contingent, the Company shall not be liable under this policy for a greater proportion of the loss than that stated in the applicable contribution provision below:

(a) Contribution by Equal Shares

If all of such other valid and collectible

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.

© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

4. 会社に対する訴訟

当会社に対する訴訟は、本証券に定めるすべての条件を完全に履行した後または被保険者の賠償債務の額が実際の審理の後の判決によりもしくは被保険者、被害者および当会社の書面による約定書により最終的に確定してからでないと、これを提起することができない。

確定判決を得た者または上述の書面による示談解決を得た者は、個人、法人もしくはその法定代理人のうち何人であっても、本証券の定めるところに従い保険金を受領する権利を有する。

何人も、この保険証券において、被保険者の責任を決定するために被保険者に対してなされる訴訟において当会社を共同被告とする権利を有するものではないし、被保険者またはその法定代理人によっても、当会社が共同被告となるよう強制されるものではない。被保険者またはその財産の破産もしくは支払不能は、当会社の責任を免責にするものではない。

5. 他の保険

本証券による保険は、他の保険の超過額に対してもしくは他の保険がない時に限りと規定してある時を除いて、第一次的に適用される。この保険が第一次的保険であるとき、被保険者が他に超過額ベースまたは条件付ベースの保険契約を有していても当会社の責任額はそれら他の保険の存在によって減額されない。

本保険契約と他の保険が同一ベース（第一次的、超過額もしくは条件付）であるとき、当会社は、下記に定める分担方法による額を超える部分につき責任を負わない。

(a) 同額分担方式

他の有効なすべての保険が同額分担方式を

insurance provides for contribution by equal shares, the Company shall not be liable for a greater proportion of such loss than would be payable if each insurer contributes an equal share until the share of each insurer equals the lowest applicable limit of liability under any one policy or the full amount of the loss is paid, and with respect to any amount of loss not so paid the remaining insurers then continue to contribute equal shares of the remaining amount of the loss until each such insurer has paid its limit in full or the full amount of the loss is paid.

(b) Contribution by Limits

If any of such other insurance does not provide for contribution by equal shares, the Company shall not be liable for a greater proportion of such loss than the applicable limit of liability under this policy for such loss bears to the total applicable limit of liability of all valid and collectible insurance against such loss.

6. Subrogation

In the event of any payment under this policy, the Company shall be subrogated to all the Insured's rights of recovery therefor against any person or organization and the Insured shall execute and deliver instruments and papers and do whatever else is necessary to secure such rights. The Insured shall do nothing after loss to prejudice such rights.

7. Changes

Notice to any agent or knowledge possessed by any agent or by any other person shall not effect a waiver or a change in any part of this policy or estop the Company from asserting any right under the terms of this policy; nor shall the terms of this policy be waived or changed, except by endorsement issued to form a part of this policy.

採用しているとき、当社は次に定める額を超える部分につき責任を負わない。

重複する保険契約のうち、もっとも低いてん補限度額を有する保険契約のてん補限度額に達するまで各保険者が同額ずつ負担する。

上記によってもなお損害の全額が支払いきれない場合には、不足額につき残りの保険者が各自のてん補限度額の範囲内で同額ずつ負担する。

(b) 責任額比例方式

他の保険証券のいずれかが同額分担方式条項を採用していないとき、当社は本証券記載の責任額の全保険証券の合計責任額に対する割合額を超える部分につき責任を負わない。

6. 代位

本証券の定めるところにより保険金の支払を行った場合、当社は**被保険者**が第三者に対して有する賠償請求権を代位する。**被保険者**はその請求権保全に必要な行為をなし証拠物件および書類を作成し提出しなければならない。**被保険者**は損害発生後、それらの請求権を害するいかなる行為をもなしてはならない。

7. 変更

代理店に対してなされた通知または代理店もしくは他の第三者の有する認識事項は本証券のいかなる部分をも放棄または変更するものでなく、また、本証券の定めるところにより当社が権利を主張することを妨げるものではない。この証券の条件は証券の一部をなすものとして発行される裏書による場合のほか放棄または変更されるものではない。

8. Assignment

Assignment of interest under this policy shall not bind the Company until its consent is endorsed hereon; if, however, the Named Insured shall die, such insurance as is afforded by this policy shall apply (1) to the Named Insured's legal representative, as the Named Insured, but only while acting within the scope of his duties as such, and (2) with respect to the property of the Named Insured, to the person having proper temporary custody thereof, as Insured, but only until the appointment and qualification of the legal representative.

9. Three Year Policy

If this policy is issued for a period of three years any limit of the Company's liability stated in this policy as "aggregate" shall apply separately to each consecutive annual period thereof.

10. Cancellation

This policy may be cancelled by the Named Insured by surrender thereof to the Company or any of its authorized agents or by mailing to the Company written notice stating when thereafter the cancellation shall be effective. This policy may be cancelled by the Company by mailing to the Named Insured at the address shown in this policy, written notice stating when not less than ten days thereafter such cancellation shall be effective. The mailing of notice as aforesaid shall be sufficient proof of notice. The time of surrender or the effective date and hour of cancellation stated in the notice shall become the end of the policy period. Delivery of such written notice either by the Named Insured or by the Company shall be equivalent to mailing.

If the Named Insured cancels, earned premium shall be computed in accordance with the customary short rate table and procedure. If the Company cancels, earned premium shall be computed pro rata. Premium adjustment may be made either at the time cancellation is effected or

8. 譲渡

本証券による被保険利益の譲渡は当会社の裏書による同意がなければ効力を有しない。ただし、**記名被保険者**死亡の際においては、(1) **記名被保険者**の法定代理人をその代理権の範囲内においては記名被保険者として扱い、また(2) **記名被保険者**の財産に関してはその財産の正当な占有権を有する者を法定代理人の指名が行われるまでの間**被保険者**として扱う。

9. 3年証券

本証券で3年の期間について発行されたときは、保険証券記載の“保険期間中の総てん補限度額”は各年ごとにこれを適用する。

10. 解約

本保険契約は**被保険者**の側から、当会社もしくは権限ある代理店に対する証券の引渡しまたは会社に対して解約の日を定めた書面を送付することによってこれを解約することができる。また、本保険契約は会社側から**記名被保険者**に対し証券記載上の住所にあてて解約日の10日以前の解約通知状の郵送によってこれを解約することができる。この通知状の郵送は通知の有効な証拠とされる。証券の引渡日または通知状記載の解約日をもって契約の終了日とする。解約が**記名被保険者**からなされると当会社からなれるとを問わず、書面による解約通知状の伝達は郵送と同価値を有するものとする。

記名被保険者が解約した場合において返戻保険料は短期料率表および規則によって計算される。会社が解約した場合は日割によって返戻保険料を計算する。保険料の精算は解約日にまたは解約の後できるだけ早い機会にこれを行う。ただし、解約にあたって未経過保険料の支払または

as soon as practicable after cancellation becomes effective, but payment or tender of unearned premium is not a condition of cancellation.

11. Declarations

By acceptance of this policy, the Named Insured agrees that the statements in the declarations are his agreements and representations, that this policy is issued in reliance upon the truth of such representations and that this policy embodies all agreements existing between himself and the Company or any of its agents relating to this insurance

In Witness Whereof, this policy has been signed on behalf of SOMPO JAPAN INSURANCE INC., at this day of in the year Two thousand

for SOMPO JAPAN INSURANCE INC.

支払の提供は解約の要件とされない。

11. 告知義務

本証券の受領によって記名被保険者は告知事項記載欄の記載事項が約定事項でありまた事実であることを認め、本証券がそれら記載事項を真実なものとして発行され、この保険証券が本保険契約に関し被保険者と当会社もしくはその代理店の間にとり交わされた契約証書であることを認める。

本契約締結の証として、本証券は20 年 月 日、(地 名) に於て株式会社損害保険ジャパンのために署名された。

(署 名)

PRODUCTS AND COMPLETED OPERATIONS LIABILITY INSURANCE COVERAGE PART

I. COVERAGE A—BODILY INJURY LIABILITY COVERAGE B—PROPERTY DAMAGE LIABILITY

The Company will pay on behalf of the Insured all sums which the Insured shall become legally obligated to pay as damages because of

- A. bodily injury or
- B. property damage

to which this insurance applies, caused by an occurrence, if the bodily injury or property damage is included within the completed operations hazard or the products hazard, and the Company shall have the right and duty to defend any suit against the Insured seeking damages on account of such bodily injury or property damage, even if any of the allegations of the suit are groundless, false or fraudulent, and may make such investigation and settlement of any claim or suit as it deems expedient, but the Company shall not be obligated to pay any claim or judgment or to defend any suit after the applicable limit of the Company's liability has been exhausted by payment of judgments or settlements.

Exclusions

This insurance does not apply:

- (a) to liability assumed by the Insured under any contract or agreement; but this exclusion does not apply to a warranty of fitness or quality of the Named Insured's products or a warranty that work performed by or on behalf of the Named Insured will be done in a workmanlike manner;

生産物および完成作業賠償責任保険特約条項

I. 担保項目 A—身体障害賠償責任 担保項目 B—物的損害賠償責任

当会社は本保険証券の適用のある

- A. 身体障害または
- B. 物的損害

が発生した場合、これにもとづく損害により法的に賠償義務が課せられた被保険者にかわってその全損害額を支払う責に任ずる。ただし、身体障害または物的損害が「完成作業危険」または「生産物危険」に該当する事故であることを要する。当会社は被保険者に対する訴訟がたとえ根拠のないもの、間違ったものまたは不正のものであったとしてもそれが被保険者のおこした上記の身体障害または物的損害に対する損害賠償請求であれば、これに対して被保険者を防御する権利と義務を有する。また適当と認められたときは、損害賠償請求を調査および解決することができる。ただし、当会社のてん補限度額が判決もしくは和解による賠償金を支払ったために尽きた後においては、いかなる判決または請求があろうとこれに対する支払もしくは防御の責に任じない。

免責条項

この保険は次の場合にはこれを適用しない。

- (a) 契約または合意にもとづいて被保険者によって引き受けられた契約上の責任。ただし、本免責条項は記名被保険者の生産物に関する適格性もしくは品質に関する保証、または記名被保険者によりもしくは記名被保険者のためになされる仕事が通常の方法によってなされるべきであるとの保証の場合を

(b) to bodily injury or property damage for which the Insured may be held liable

(1) as a person or organization engaged in the business of manufacturing, distributing, selling or serving alcoholic beverages, or

(2) if not so engaged, as an owner or lessor of premises used for such purposes, if such liability is imposed

(i) by, or because of the violation of, any statute, ordinance or regulation pertaining to the sale, gift, distribution or use of any alcoholic beverage, or

(ii) by reason of the selling, serving or giving of any alcoholic beverage to a minor or to a person under the influence of alcohol or which causes or contributes to the intoxication of any person;

but part (ii) of this exclusion does not apply with respect to liability of the Insured as an owner or lessor described in (2) above;

(c) to any obligation for which the Insured or any carrier as his insurer may be held liable under any workmen's compensation, unemployment compensation or disability benefits law, or under any similar law;

(d) to bodily injury to any employee of the Insured arising out of and in the course of his employment by the Insured or to any obligation of the Insured to indemnify another because of damages arising out of such injury;

(e) to loss of use of tangible property which has not been physically injured or destroyed resulting from

(1) a delay in or lack of performance by or on behalf of the Named Insured of any

除く。

(b) 身体障害または物的損害に関し、被保険者が

(1) 個人または法人としてアルコール飲料の製造、分配、販売もしくは提供に関する業務に従事する際。

(2) 上記(1)の業務に従事していない者が、それらの目的のために使用される施設の所有者または貸主として次に掲げる事由により賠償責任を課せられたとき

(i) アルコール飲料の販売、贈与、分配もしくは使用に関する法令に違反したこと。

(ii) 未成年もしくは酩酊者に対するアルコール飲料の販売、提供もしくは贈与またはアルコール飲料の提供が酩酊の原因または助成原因となったこと。

ただし、本免責条項の(ii)は、上記(2)に記載された所有者または貸主としての責任に関しては適用しない。

(c) 被保険者またはその保険者が労働者災害補償法、失業保険法もしくは身体障害福祉法またはこれらに類した法律によって課せられる責任。

(d) 被保険者の従業員が当該被保険者の業務の遂行中に被った身体障害またはそのような身体障害に起因する損害につき他の者に補償すべき被保険者の責任。

(e) 物理的に危害を受けたり破壊されたりしていない有体物の使用不能損害であって

(1) 記名被保険者によりまたは記名被保険者のためになされた契約または合意の履行

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.

© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

contract or agreement, or

- (2) the failure of the Named Insured's products or work performed by or on behalf of the Named Insured to meet the level of performance, quality, fitness or durability warranted or represented by the Named Insured;

but this exclusion does not apply to loss of use of other tangible property resulting from the sudden and accidental physical injury to or destruction of the Named Insured's products or work performed by or on behalf of the Named Insured after such products or work have been put to use by any person or organization other than an Insured;

- (f) to property damage to the Named Insured's products arising out of such products or any part of such products;
- (g) to property damage to work performed by or on behalf of the Named Insured arising out of the work or any portion thereof, or out of materials, parts or equipment furnished in connection therewith;
- (h) to damage claimed for the withdrawal, inspection, repair, replacement, or loss of use of the Named Insured's products or work completed by or for the Named Insured or of any property of which such products or work form a part, if such products, work or property are withdrawn from the market or from use because of any known or suspected defect or deficiency therein.
- (i) to bodily injury or property damage arising out of the discharge, dispersal, release or escape of smoke, vapors, soot, fumes, acids, alkalis, toxic chemicals, liquids or gasses, waste materials or other irritants, contaminants or pollutants into or upon land, the atmosphere or any water course or body of water; but this exclusion does not apply if such discharge, dispersal, release or escape is sudden and accidental.

遅延または不履行によるもの。

- (2) 記名被保険者の生産物または完成作業が、被保険者が保証しもしくは表示した性能、品質、適格性もしくは耐久性の水準に達していないことによるもの。

ただし、本免責条項は、記名被保険者の生産物または完成作業が被保険者以外の個人または法人の使用に供された後に、当該生産物または完成作業に急激かつ偶然に生じた物理的被害または破壊に起因する他の有体物の使用不能損害については適用しない。

- (f) 記名被保険者の生産物またはその一部から生じたものであってその生産物自体に対する物的損害
- (g) 完成作業もしくはその一部またはそれに要した材料、部品もしくは器具等から生じたものであって、記名被保険者によりまたは記名被保険者のためになされた作業結果自体に対する物的損害
- (h) 記名被保険者の生産物、作業結果またはこれらと一体をなす財物についてそのかしまたは欠陥が明らかになりもしくはその恐れがあつて市場から引揚げられたときまたは使用が中止されたとき、それら生産物または作業結果の回収、検査、修繕、交換または使用不能を原因とする損害賠償
- (i) 身体障害または物的損害に関し、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、有毒化合物、有毒液体、有毒気体、廃棄物またはその他の刺戟物、汚染物の土地・大気・水路・海・川・湖沼への排出、流出、いつ出または漏出による場合。ただし、本免責条項は、上記排出、流出、いつ出または漏出が急激かつ偶然なものである場合にはこれを適用しない。

II. PERSONS INSURED

Each of the following is an Insured under this insurance to the extent set forth below:

- (a) if the Named Insured is designated in the declarations as an individual, the person so designated but only with respect to the conduct of a business of which he is the sole proprietor, and the spouse of the Named Insured with respect to the conduct of such a business;
- (b) if the Named Insured is designated in the declarations as a partnership or joint venture, the partnership or joint venture so designated and any partner or member thereof but only with respect to his liability as such;
- (c) if the Named Insured is designated in the declarations as other than an individual, partnership or joint venture, the organization so designated and any executive officer, director or stockholder thereof while acting within the scope of his duties as such;
- (d) any person (other than an employee of the Named Insured) or organization while acting as real estate manager for the Named Insured.

This insurance does not apply to bodily injury or property damage arising out of the conduct of any partnership or joint venture of which the Insured is a partner or member and which is not designated in this policy as a Named Insured.

III. LIMITS OF LIABILITY

Regardless of the number of (1) Insureds under this policy, (2) persons or organizations who sustain bodily injury or property damage, or (3) claims made or suits brought on account of bodily injury or property damage, the Company's liability is limited as follows:

Coverage A - The total liability of the Company

II. 被保険者

次に掲げる者はその定められた範囲内において本証券上これを被保険者とする。

- (a) 記名被保険者が保険証券上個人として記載されている場合その個人およびその配偶者。ただし、記名被保険者の単独の事業所有者としての営業活動に関するものに限る。
- (b) 記名被保険者が保険証券上組合または共同企業として記載されている場合、その組合または共同企業およびその構成員。ただし、それぞれの営業活動の範囲内のものに限る。
- (c) 記名被保険者が保険証券上個人、組合または共同企業のいずれの者にも該当しない法人として記載されている場合、その法人およびそのすべての支配人、取締役または株主。ただし、それぞれの権限の範囲内のものに限る。
- (d) 記名被保険者の従業員以外の個人または法人であって記名被保険者のための不動産業者。

この保険契約は身体障害または物的損害が、被保険者が組合員または共同企業者であるとき、組合または共同企業の行為から生じたものあって、それらが記名被保険者として本証券に記載がないときはこれを適用しない。

III. てん補限度額

当会社の責任は、(1)本証券によって担保される被保険者の数、(2)身体障害もしくは物的損害を受けた個人もしくは法人の数または(3)身体障害もしくは物的損害のため提起された損害賠償請求もしくは訴訟の数にかかわらず以下に定めるものをもって限度とする。

担保項目 A - 1 回の事故で 1 人または 2 人以上

for all damages, including damages for care and loss of services, because of bodily injury sustained by one or more persons as the result of any one occurrence shall not exceed the limit of bodily injury liability stated in the declarations as applicable to “each occurrence”.

Subject to the above provision respecting to “each occurrence”, the total liability of the Company for all damages because of all bodily injury to which this coverage applies shall not exceed the limit of bodily injury liability stated in the declarations as “aggregate”.

Coverage B - The total liability of the Company for all damages because of all property damage sustained by one or more persons or organizations as the result of any one occurrence shall not exceed the limit of property damage liability stated in the declarations as applicable to “each occurrence”.

Subject to the above provision respecting to “each occurrence”, the total liability of the Company for all damages because of all property damage to which this coverage applies shall not exceed the limit of property damage liability stated in the declarations as “aggregate”.

Coverage A & B - For the purpose of determining the limit of the Company’s liability, all bodily injury and property damage arising out of continuous or repeated exposure to substantially the same general conditions shall be considered as arising out of one occurrence.

IV. POLICY TERRITORY

This insurance applies only to bodily injury or property damage which occurs within the policy territory.

の者が身体障害を被った場合、それらに起因するすべての損害賠償（身体障害から生じた療養またはサービスを失ったことによる損失を含む）について、当会社のてん補額の合計は、本証券に「1事故あたり」と記載された身体障害に関する限度額を超えないものとする。

前記の「1事故あたり」の限度に関する規定に従いながら、この証券の担保するすべての身体障害から生ずる当会社のてん補額の合計はその総額において、本証券上「総額」と記載された身体障害に関する限度額を超えないものとする。

担保項目B－1回の事故の結果、1人もしくは2人以上の個人もしくは法人が物的損害を被ったときは、当会社のてん補額は本証券に「1事故あたり」と記載された物的損害に関するてん補限度額をもってその限度とする。

この「1事故あたり」の限度に関する規定に従いつつこの証券の担保するすべての物的損害に対する当会社のてん補する額の合計はその総額において証券上、「総額」と記載された限度額を超えないものとする。

担保項目AおよびB－当会社の責任限度額を決定するにあたり、本質的に同一の条件のもとにおきる継続的または反復的な身体障害および物的損害はこれを1事故として取扱うものとする。

IV. 保険適用地域

本証券は、保険証券適用地域内において発生した身体障害または物的損害についてのみこれを適用する。

Punitive Damages Exclusion Clause

It is agreed that this policy does not apply to fines, penalties, punitive damages, exemplary damages, treble damages, or any other damages resulting from the multiplication of compensatory damages.

Nuclear Energy Liability Exclusion Clause

It is agreed that this policy does not apply to bodily injury or property damage directly or indirectly resulting from the hazardous properties of nuclear material as used in this exclusion:

- (1) “Hazardous properties” include radioactive, toxic or explosive properties,
- (2) “Nuclear material” means source material, special nuclear material or by-product material,
- (3) “Property damage” includes all forms of radioactive contamination of property.

Earthquake Exclusion Clause

It is agreed that this insurance does not apply to liability directly or indirectly occasioned by, happening through or in consequence of earthquake, volcanic eruption or tidal wave resulting therefrom.

Asbestos Exclusion Clause

This policy does not apply to bodily injury or property damage, including any kind of consequential economic loss, resulting from the existence, handling, processing, manufacturing, sale, distribution, storage or use of;

- a. asbestos products and/or asbestos which is contained in any product,
- b. substitutions of asbestos and/or products containing substitutions of asbestos.

懲罰的賠償額不担保追加条項

本証券は、罰金、違約金、懲罰的賠償額、3倍賠償額またはその他の補償的賠償額に倍数を乗じて決定される賠償額については適用されない。

原子力損害不担保追加条項

本保険契約において、直接であると間接であることを問わず核物質からなる危険物に起因する身体障害、または物的損害については適用されないものとする。

- (1) “危険物”には放射性物質、有毒物質、爆発性物質を含む。
- (2) “核物質”とは核原料物質、特殊核物質または副製物質をいう。
- (3) “物的損害”には放射能汚染を含む。

地震損害不担保追加条項

本保険は直接であると間接であることを問わず、地震・噴火もしくはその結果生ずる津波に起因する賠償責任には適用しないものとする。

石綿損害不担保追加条項

本保険は、

- a. アスベスト製品または生産物に含まれたアスベスト
- b. アスベスト代替物質または生産物に含まれたアスベスト代替物質

の存在、取扱、処理、製造、販売、配布、貯蔵もしくは使用に起因する身体障害または物的損害（間接的な経済損失を含む）には適用しない。

Pollution Exclusion Clause

Notwithstanding the exclusion (i) of Products and Completed Operations Liability Insurance Coverage Part, it is agreed that this insurance does not apply to

1. bodily injury or property damage arising out of the actual, alleged or threatened discharge, dispersal, release or escape of pollutants,
2. any loss, cost or expense arising out of testing for, monitoring, cleaning up, removing, containing, treating, detoxifying or neutralizing pollutants.

“Pollutants” means any solid, liquid, gaseous or thermal irritant or contaminant, including smoke, vapor, soot, fumes, acids, alkalis, chemicals and waste.

“Waste” includes materials to be recycled, reconditioned or reclaimed.

(PL)

Business Risk Exclusion Clause

This insurance does not apply to bodily injury or property damage resulting from the failure of the Named Insured’s products or work completed by or for the Named Insured to perform the function or service the purpose intended by the Named Insured, if such failure is due to a mistake or deficiency in any design, formula, plan or specifications prepared or developed by any Insured.

Products Recall Exclusion Endorsement

1. When the Insured becomes aware of any bodily injury or property damage occurring or suspected to occur out of the products or completed operations (hereinafter referred to as products), the Insured shall promptly take, without delay, all reasonable steps such as

環境汚染損害不担保追加条項

(生産物特約条項用)

生産物および完成作業賠償責任保険特約条項免責条項(i)の規定にかかわらず、この保険は次の場合には適用されないものとする。

1. 汚染物質の排出、流出、いつ出または漏出に起因する(その疑いまたは恐れがある場合を含む)身体障害または物的損害
2. 汚染物質の調査、監視、清掃、移動、収容、処理、解毒、中和に要するすべての損失および費用

汚染物質とは、すべての、固体状、液体状、気体状の、または熱性の刺激物質および汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、臭気、酸、アルカリ、化学物質、石油、石油物質、廃棄物を含む。廃棄物には再生利用のための物質を含む。

効能不発揮損害不担保追加条項

この保険は身体障害または物的損害に関し、記名被保険者の生産物または完成作業が、被保険者によって準備された計画、製造方式、設計書、仕様書の瑕疵または欠陥により、その意図されたとおりの機能を発揮しない、もしくは効果をあげえないことに起因する身体障害および物的損害については適用されないものとする。

生産物回収費用不担保追加条項

1. 被保険者は、生産物あるいは完成作業が原因となり身体障害もしくは物的損害の発生、もしくは発生する恐れがあることを知った時は、遅滞することなく生産物(生産物が一部として構成される財物を含む)の回収、点検、修理、交換等すべての合理的手段、あるいはそれ以上の損

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.

© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

withdrawal, inspection, repair or replacement of the products (including the property containing any products as a part thereof) or any other necessary measures to prevent any further loss occurrence.

2. If the Insured fails to take the steps mentioned in the preceding Article without any justifiable reason, the Company shall not pay any loss due to bodily injury or property damage arising from the same cause, which occurs thereafter.
3. The Company shall not indemnify the Insured for any expense, whether or not spent by the Insured, for withdrawal, inspection, repair or replacement of the products (including the property containing any product as a part thereof) or any other expenses spent for other necessary measures taken to prevent any further loss.

Data Recognition Exclusion Clause

This endorsement modifies insurance provided under the following;

COMPREHENSIVE GENERAL LIABILITY
COVERAGE PART
PRODUCTS AND COMPLETED OPERATIONS
LIABILITY COVERAGE PART

1. The following exclusion is added to Exclusion of Section I COVERAGE A—BODILY INJURY LIABILITY, COVERAGE B—PROPERTY DAMAGE LIABILITY.
2. Exclusions
This insurance does not apply to “bodily injury” or “property damage” arising directly or indirectly out of;
 - a. Any actual or alleged failure, malfunction or inadequacy of;
 - (1) Any of the following (hereinafter called as “Computers”), whether belonging to any Insured or to others;
 - (a) Computer hardware, including micro-processors;

害事故を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2. 被保険者が相当の理由なく前条に規定する手段を講じなかったときは、当社はそれ以降同種の原因から発生した身体障害もしくは物的損害のため負担する損害については、保険金を支払わない。
3. 当社は、生産物の回収、点検、修理、交換あるいはそれ以上の損害を防止するために講じた他の必要な措置のための費用（被保険者が支出しているか否かを問わず）については、てん補する責めに任じない。

日付データ処理等に関する不担保追加条項

この特約は以下の保険の規定を変更します。

企業総合賠償責任保険特約条項

生産物および完成作業賠償責任保険特約条項

1. 次の免責条項が、第1章—身体障害および物的損害賠償責任の第2段落免責条項に追加されます。
2. 免責
本保険は、直接であると間接であるとを問わず、年、月、週、日付、曜日、時、分、秒、期間を正しく認識、処理、区別、解釈、計算、変換、置換、解析または受入できないことに起因する、次に掲げる事由に起因する身体障害、物的損害については適用しません。
 - a. 次に掲げるものの停止、故障、不具合が実際にあったと認められる場合に限りならず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.

© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

- (b) Computer application software;
 - (c) Computer operating systems and related software;
 - (d) Computer networks;
 - (e) Microprocessors (computer chips) not part of any computer system; or
 - (f) Any other computerized or electronic equipment or components; or
- (2) Any other products, and any services, data or functions that directly or indirectly use or rely upon, in any manner, any of the items listed in Paragraph 2.a.(1) of this endorsement;
- due to the inability to correctly recognize, process, distinguish, interpret, calculate, convert, replace, analyze or accept data of year, month, week, date, day of the week, hour, minute, second or period.

b. Any advice, consultation, suggestion, design, evaluation, inspection, installation, maintenance, repair, replacement, recall or supervision provided or done by the Insured or for the Insured to determine, rectify or test for, or intentional shutdown, stoppage or suspension of operations using “Computers” (including any shutdown, stoppage or suspension of operations using “Computers”) in order to prevent, any potential or actual problems described in Paragraph 2.a. of this endorsement.

Additional Insured (Vendors-Limited Form)

It is agreed that “Persons Insured” Provision is amended to include any person or organization designated below (herein referred to as “vendor”), as an Insured, but only with respect to the distribution or sale in the regular course of the vendor’s business

損害についても、この追加条項の規定に従い、てん補しません。

- (1) 次に掲げるいかなるもの（以下コンピュータ等といいます）。（被保険者の所有であるか否かを問いません。）
 - (a) コンピュータハードウェア（マイクロプロセッサを含みます）
 - (b) コンピュータアプリケーションソフトウェア
 - (c) コンピュータオペレーティングシステムおよび関連のソフトウェア
 - (d) コンピュータネットワーク
 - (e) コンピュータシステムの一部でないマイクロプロセッサ（コンピュータチップ）
 - (f) その他のコンピュータ化されたあるいは電子的な器具、部品
- (2) 方式を問わず本特約条項 2 . a . (1) に規定する製品を、直接であると間接であるとを問わず使用または依存しているその他の製品、サービス、データ、機能。

b . 被保険者により、または被保険者のために被保険者以外の者が行う、前号に掲げる問題（潜在的なものであると現実的に生じているものであると問いません。）に関する助言、相談、提案、企画、評価、検査、設置、維持、修理、交換、回収、管理もしくは請負その他これらに類する業務、または前号に掲げる問題の発生を防止するために意図的に行うコンピュータ等の停止または中断（コンピュータ等を使用して行う業務の停止または中断を含みます。）

追加被保険者追加条項

(販売人—リミテッド・フォーム)

“被保険者”条項は、被保険者に下記に特定された者（以下“販売人”という。）を含むよう修正されるものとする。ただし、下記に特定された記名被保険者の生産物につき販売人としての通常の販売業務に関する場合に限り、かつ下記の条件に従う。

of the Named Insured's products designated below subject to the following additional provisions;

1. The Insurance with respect to the vendor does not apply to;

- (a) any express warranty, or any distribution or sale for purpose, unauthorized by the Named Insured;
- (b) bodily injury or property damage arising out of
 - (i) any act of the vendor which changes the condition of the products,
 - (ii) any failure to maintain the product in merchantable condition,
 - (iii) any failure to make such inspections, adjustments, tests or servicing as the vendor has agreed to make or normally undertakes to make in the usual courses of business, in connection with the distribution or sale of the products, or
 - (iv) products which after distribution or sale by the Named Insured have been labeled or relabeled or used as a container, part or ingredient of any other thing or substance by or for the vendor;
- (c) bodily injury or property damage occurring within the vendor's premises.

2. This Insurance does not apply to any person or organization, as Insured, from whom the Named Insured has acquired such products or any ingredient, part or container, entering into, accompanying or containing such products.

SCHEDULE

VENDOR (S)	THE NAMED INSURED'S PRODUCTS

1. この保険契約は、販売人に関しては下記の場合には適用しない。

- (a) 記名被保険者により承認されていない明示の保証、もしくは記名被保険者が認めた以外の用途で配給もしくは販売された場合
- (b) 下記に起因する身体障害または物的損害
 - (i) 当該生産物の状態を変える販売人の行為
 - (ii) 当該生産物の商品性を維持することの失敗
 - (iii) 販売人が、当該生産物の分配もしくは販売に関し、通常の業務の過程で、行うことを同意しもしくは、行う義務を負う検査、調整、テストもしくはサービスの失敗もしくは
 - (iv) 記名被保険者により販売された生産物が後に販売人のためにもしくは販売人によってラベルを貼付されもしくは再貼付された場合、または他の物の容器・部品もしくは原材料として用いられた場合
- (c) 販売人の施設内で発生する身体障害もしくは物的損害

2. この保険契約は記名被保険者が当該生産物またはその材料・部品・容器を購入した個人または法人を被保険者として適用するものではない。

別表

販売人	記名被保険者の生産物

Amendment of Supplementary Payments Provision Endorsement

It is agreed that the Company will pay, notwithstanding the provision of Supplementary Payments of Standard Provisions of this policy, within and as a part of the applicable limit of liability all expenses provided in the provisions of items (a) to (d) inclusive of Supplementary Payments of this policy, and the Company shall in no case be obligated to pay any settlement, judgment or such expenses or to defend any suit after the applicable limit of the Company's liability has been exhausted by payment of settlements, judgments or such expenses.

It is further agreed that if there is anything contained in the policy contrary to this endorsement it is to that extent null and void.

Claims Made Basis Endorsement

It is agreed that;

1. This insurance applies to “bodily insurance” and “property damage” resulting from an occurrence which first commences on and after _____, only if;
 - a. A claim for damages because of “bodily injury” and “property damage” is first made in writing against any insured during the policy period, and
 - b. such a claim and/or “bodily injury” or “property damage” are neither known nor expected by any insured at the beginning of the policy period.
2. As used in this endorsement,
 - a. “A claim” by a person or organization seeking damages will be deemed to have been made when written notice of such claim is received by any Insured or by the Company, whichever comes first.
 - b. “All claims” for damages because of “bodily injury” to the same person as a result of an occurrence will be deemed to have been made

訴訟費用等内枠払追加条項

当社は、本証券普通保険約款の補完支払条項の規定にかかわらず、適用可能な補限度の枠内で、かつその一部として本証券の補完支払条項の第(a)号から第(d)号までの各号に規定されているすべての費用を支払うこと、および、当社は、和解もしくは判決による賠償金またはこれらの費用の支払によって適用可能な補限度額が費消された後には、いかなる場合にも、和解もしくは判決による賠償金またはこれらの費用の支払または訴訟の防禦の責に任じないものとする。

さらに、本追加条項に反する規定が本証券に含まれている場合には、その規定は、その限りにおいて無効であるものとする。

損害賠償請求ベース追加条項

ここに以下の通り約定する。

- (1) 本保険は、 年 月 日以降、最初に発生した事故から生じた身体障害および物的損害に対し適用する。
ただし、次の場合に限る。
 - (a) 身体障害および物的損害に対する損害賠償請求が、保険期間中に被保険者に対し、書面をもってなされる場合、
ならびに
 - (b) 被保険者が本保険の発効日において、賠償請求および身体障害・物的損害の発生を知らずまたは予期し得ない場合。
- (2) 本追加条項において
 - (a) 個人または法人による損害賠償の請求は、書面による通知を被保険者または当社が受領したいずれか早い時点をもってなされたものとみなす。
 - (b) 1事故から発生する同一人物の身体障害に対するすべての損害賠償請求は、それらの請求のうち、被保険者に対し最初になされた請求

at the time the first of those claims is made against any insured.

- c. “All claims” for damages because of “property damage” causing loss to the same person or organization as a result of an occurrence will be deemed to have been made at the time the first of those claims is made against any insured.

3. Definitions of “bodily injury” and “property damage” in the Standard Provisions of the policy shall be deleted and replaced with the followings;

“bodily injury” means bodily injury, sickness or disease sustained by any person including death at any time resulting therefrom.

“property damage” means (1) physical injury to or destruction of tangible property including the loss of use thereof at any time resulting therefrom, or (2) loss of use of tangible property which has not been physically injured or destroyed provided such loss of use is caused by an occurrence.

4. Whenever any insured has information relating to an occurrence which is likely to cause any claim, any insured must give a written notice of such occurrence to the Company, then such claim shall be deemed to have been first made in writing against any insured on the date when the notice of the said occurrence was first given to the Company.

Combined Single Limit Endorsement

It is agreed that the provisions of the policy captioned “III. LIMITS OF LIABILITY” are amended to read as follows;

Limits of Liability

Regardless of the number of (1) Insureds under this policy, (2) persons or organizations who sustain bodily injury or property damage, (3) claims made or suits brought on account of bodily injury or property damage the Company’s Liability is limited as follows;

の時点をもって、すべての請求がなされたものとみなす。

- (c) 1 事故から発生する同一人物、同一法人の物的損害に対するすべての損害賠償請求は、それらの請求のうち、被保険者に対し最初になされた請求の時点をもって、すべての請求がなされたものとみなす。

(3) 本保険普通保険約款中の身体障害および物的損害の定義は次の通り読みかえる。

“身体障害”とは身体の障害または疾病を意味し、これらに起因する死亡を含む。

“物的損害”は次のものをいう。(1)有体物に対する物理的危険または破壊（これに起因する当該有体物の使用不能損害を含む。）(2)物理的危険または破壊をとみなさない有体物の使用不能損害。ただし、当該使用不能損害が事故に起因する場合に限る。

(4) 被保険者は、賠償請求が生ずる可能性のある事故に関し情報を得た場合は、当該事故につき当会社に書面をもって通知しなければならない。

この場合当該賠償請求は、当会社への当該事故にかかる最初の通知がなされた日に 被保険者に対してなされたものとみなす。

共通てん補限度額追加条項

本証券の「Ⅲてん補限度額」条項は、以下のとおり修正して適用される。

てん補限度額

当会社は、(1)本証券によって担保される被保険者の数、(2)身体障害もしくは物的損害をうけた個人もしくは法人の数または(3)身体障害もしくは物的損害のため提起された損害賠償請求もしくは訴訟の数にかかわらず以下に定めるものをもって限度とする。

Coverage A & B—The Company's limit of liability under coverage A & B separately or in combination for all damages, shall be limited to the sum of A & B separately or in combination for all damages, shall be limited to the sum of _____ for each occurrence.

Subject to the above provision respecting each occurrence;

The limit of the Company's liability shall be limited in the aggregate to _____ as respects all occurrence is arising out of the "Products and/or Completed Operations Hazard" as defined herein. Such aggregate limit of liability applies separately to each annual period of the policy period.

(A & B)

Jurisdiction Clause

It is agreed that coverage disputes arising out of this insurance shall be subject to Japanese law and forum.

Premium Computation Endorsement

1. The premium for this policy shall be based upon the;

() Admissions

() Remuneration

() Receipts

() Cost

() Sales

()

of the Named Insured during the policy period and shall be computed by applying to such estimated premium basis, the rate set forth in the declarations. Upon delivery of this policy the Named Insured shall pay the advance premium shown in the declarations and upon termination of the policy shall render to the Company a

担保項目 A および B—担保項目 A および B における当社の責任の限度はすべての損害に対してそれぞれを別個にもしくは合わせて、1 事故の額 _____ に限定される。

上記 1 事故に関する規定に従いつつ、当社の責任の限度は、この証券において定義する「生産物およびもしくは完成作業危険」に起因するすべての責任に関し、総限度額で _____ に限定される。当該総てん補限度額は各年の保険期間ごとに適用する。

(A & B)

管轄裁判所追加条項

本保険に関し疑義が生じた場合、日本国の法および法廷の決定に従うものとする。

保険料精算追加条項

1. この保険料は、保険期間中の記名被保険者の

() 入場者数

() 報酬

() 領収金

() 費用

() 売上高

()

にもとづいており、申告書記載の保険料計算の基礎数字（概算）、保険料率に適用して計算する。この保険証券の交付に際し、記名被保険者は、申告書に記載された前払保険料を支払い、保険期間終了時に、保険期間中の保険料計算の基礎数字の申告を当社に行い、その後確定保険料の計算を行う。計算された確定保険料が、前払保険料を超える場合、記名被

Includes Copy righted material of Iusurance Services Office, Inc with its permission.

© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

statement of the premium basis for the policy period and the earned premium shall be computed thereon. If the earned premium thus computed exceeds the advance premium paid, the Named Insured shall pay the excess to the Company; if less, the Company shall return to the Named Insured the unearned premium paid by the Named Insured.

2. Earned premiums shall be subject to any applicable minimum premiums stated in the declarations.

3. When used as a premium basis;

a. “ Admissions” mean the total number of persons, other than employees of the Named Insured, admitted to the event(s) insured or to events conducted on the premises, whether on paid admission tickets, complimentary tickets or passes;

b. “Remuneration” means the entire remuneration earned during the policy period by all employees of the Named Insured engaged in the Insured’s operations, subject to any overtime earnings or limitation of remuneration rule applicable in accordance with the manuals in use by the Company;

c. “Receipts” mean the gross amount of money charged by the Named Insured or by others trading under his name for all goods and products sold or distributed during the policy period and charged during the policy period for installation, servicing or repair , and includes taxes, other than taxes which the Named Insured and such others collect as a separate item and remit directly to a government division;

d. “Cost” means the total cost to the Named Insured for operations performed for the Named Insured, during the policy period, by independent contractors on all work let or sublet in connection with each specific project, including the cost of all labor, materials and equipment furnished, used or delivered for use in the execution of such work whether furnished by the owner, contractor or subcontractor, including all fees, allowances,

保険者は当会社にその超過分を支払わなければならない。もし少ない場合は、当社は超過額を記名被保険者に返還する。

2. 確定保険料は、申告書に記載された最低保険料に従う。

3. 保険料基礎として使用される用語の意味は次のとおり。

(a) 「入場者数」は、有料入場券、優待券、入場許可券にせよ施設上で付保された行事もしくは、管理された行事に入場を許可された、記名被保険者の従業員以外の総人数をいう。

(b) 「報酬」は、当会社の使用するマニュアルに従い、適用すべき時間外所得もしくは報酬制限規則により被保険者の事業に雇われた全従業員の保険期間中の稼得総報酬をいう。

(c) 「領収金」は、保険期間中に販売もしくは分配した全ての商品および生産物を記名被保険者もしくは記名被保険者の名において他人が販売することによって徴した総金額および、据付け、アフターサービスもしくは修理により保険期間中に徴した総金額をいう。ただし、記名被保険者と当該他人が、別個の項目として集金し、かつ、所轄官庁に直接送付する税金以外の税を含む。

(d) 「費用」は、特定の工事に関しワークレットもしくはサブレット上、独立の請負人が保険期間中、記名被保険者のために行った作業に要した費用をいう。ただし、総労働費、材料費および発注者、請負人もしくは下請負人が設置した当該仕事の遂行のために設置、使用、もしくは引き渡した設備の費用を含み、かつ、謝礼、手当、賞与もしくは手数料を含む。

Includes Copy righted material of Insurance Services Office, Inc with its permission.

© Insurance Services Office, Inc. 1973 All rights reserved.

bonuses or commissions made, paid or due;

e. "Sales" mean the gross amount of money charged by the Named Insured or by others trading under his/her name for all goods or products sold or distributed during the policy period and charged during the policy period for installation, servicing or repair and includes taxes, other than taxes which the Named Insured and such others collect as a separate item and remit directly to a governmental division; moneys charged one Insured under this policy by another Insured under this policy, for goods, products, installation servicing or repair shall not be considered sales within the meaning of this definition.

(e) 「売上高」は、保険期間中に販売もしくは分配した全ての商品および生産物を記名被保険者もしくは記名被保険者の名において他人が販売することによって徴した総金額および据付け、アフターサービスもしくは修理により保険期間中に徴した総金額をいう。ただし、記名被保険者と当該他人が別個の項目として集金し、かつ、所轄官庁に直接送付する税金以外の税金を含む。商品、生産物、据付け、アフターサービス修理のために一方の被保険者が他の被保険者に負担させた金額は、この定義にいう売上高に該当しない。

Installment Premium Endorsement

1. It is hereby understood and agreed that the Advance premium of ¥ _____ will be payable in installments as outlined in "Schedule of Payments".

SCHEDULE OF PAYMENTS

	Installment premium	Due Date
1 st installment		
2 nd installment		

2. In the event of the insured who effects this insurance failing to pay premium on each due date, the Company shall not be obliged to pay for any losses arising out of any occurrence which occurs after the due date.

Co-Insurance Clause

It is hereby understood and agreed that the following members (hereinafter the "Co-Insurers") are, each for itself and not one for the others, liable for their respective subscription as specified below.

保険料分割払特約条項

1. 暫定保険料 () 円は、支払方法明細書の記載に従って分割して支払われることをここに約定する。

支払方法明細書

	分割保険料	払込期日
第1回目分割		
第2回目分割		

2. 被保険者が各払込期日に分割保険料の払込みを怠ったときは、当社は、払込期日の後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

共同保険追加条項

第1条 本証券は、株式会社損害保険ジャパンが、幹事保険会社として、下記会社（以下「引受保険会社」といいます。）を代表して発行するものであり、各々の会社は、下記の分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負うものとする。

Notwithstanding the above, it is also understood and agreed that SOMPO JAPAN INSURANCE INC (hereinafter “the leader”), as the appointed leader, shall be responsible for the following transactions on behalf of the other Co-Insurers;

1. To receive application form, issue and deliver the policy
2. To receive or return insurance premium
3. To change the contents of the insurance contract and to cancel the policy
4. To receive and accept notice of facts required under the insurance contract
5. To receive and accept notice of transfer or assignment of Insured’s rights under the insurance contract
6. To issue and deliver addendum and/or endorsement to the policy
7. To survey and inspect Insured’s interest and/or other things related to the insurance contract
8. To receive notice of claim or documents of claims
9. To adjust and pay insurance claim and to secure right of insures
10. Any other things to related to each of the foregoings

Any of the above items, if done by the leader, shall be deemed to have been done by all of the Co-Insures and any action related to this policy, including notice of important facts, made to the leader by the parties concerned shall be deemed to have been made to all of the Co-Insurers.

第2条 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行うものとする。

1. 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
2. 保険料の収納および受領または返戻
3. 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
4. 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
5. 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
6. 保険契約に係る異動承認請求書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
7. 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
8. 事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
9. 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
10. その他前各号の事務または業務に付随する事項

第3条 この保険契約に関し幹事保険会社が行った上記各号に掲げる事項は、すべての引受保険会社が行ったものとする。

第4条 この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとする。

Definition of Products Endorsement

It is agreed that the word “Products” used in this Policy shall mean;

Deductible Clause (BI, PD)

It is agreed that;

1. The Company’s obligation under the Bodily Injury Liability and Property Damage Liability Coverages to pay damages on behalf of the Insured applies only to the amount of damages in excess of any deductible amounts stated in the Schedule below as applicable to such coverages.
2. The deductible amounts stated in the Schedule apply under the Bodily Injury Liability or Property Damage Liability Coverage, respectively, to all damages because of all bodily injury or property damage as the result of any one occurrence.
3. The term of the Policy, including those with respect to (a) the Company’s rights and duties with respect to the defense of suits and (b) the Insured’s duties in the event of an occurrence apply irrespective of the application of the deductible amount.
4. The Company may pay any part or all part of the deductible amount to effect settlement of any claim or suit and, upon notification of the action taken, the Named Insured shall promptly reimburse the Company for such part of the deductible amount as has been paid by the Company.

SCHEDULE

Coverage	Amount of Deductible
Bodily Injury Liability	per occurrence
Property Damage Liability	per occurrence

生産物定義追加条項

本証券で規定する「生産物」は次のとおりとする。

免責金額追加条項 (BI, PD)

1. 身体障害および物的損害に関する賠償責任特約において、当社が被保険者に代わって損害賠償金を支払う義務は、当該損害賠償金下記明細書記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過部分についてのみ適用されるものとする。
2. 下記明細書記載の免責金額は、一事故によって生じたすべての身体障害または物的損害に起因する損害賠償金に対し、身体障害または物的損害賠償責任につき、各々別個に適用されるものとする。
3. 本証券の規定（(a) 当社の、被保険者を防禦する権利と義務、および (b) 事故発生の際の、被保険者の義務、に関する規定を含む。）は、免責金額の適用にかかわらず、適用されるものとする。
4. 当社は、請求または訴訟を解決するために、免責金額の一部または全部を支払うことができる。ただし、記名被保険者は、その旨の通知を受けた場合、当社が支払った当該免責金額の一部または全部をすみやかに返済するものとする。

明細書

担保項目	免責金額
身体障害賠償責任	1 事故につき \$
物的損害賠償責任	1 事故につき \$

Deductible Clause (CSL)

It is agreed that;

1. The Company's obligation under the Bodily Injury Liability and Property Damage Liability Coverages to pay damages on behalf of the Insured applies only to the amount of damages in excess of any deductible amounts stated in the Schedule below as applicable to such coverages.
2. The term of the Policy, including those with respect to (a) the Company's rights and duties with respect to the defense of suits and (b) the Insured's duties in the event of an occurrence apply irrespective of the application of the deductible amount.
3. The Company may pay any part or part of the deductible amount to effect settlement of any claim or suit and, upon notification of the action taken, the Named Insured shall promptly reimburse the Company for such part of the deductible amount as has been paid by the Company.

SCHEDULE

Coverage	Amount of Deductible
Combined Single Limit	per occurrence

(CSL)

Business Risk Exclusion Clause

This insurance does not apply to bodily injury or property damage resulting from the failure of the Named Insured's products or work completed by or for the Named Insured to perform the function or service the purpose intended by the Named Insured, if such failure is due to a mistake or deficiency in any design, formula, plan or specifications prepared or developed by any Insured.

免責金額追加条項 (CSL)

1. 身体障害および物的損害に関する賠償責任特約において、当社が被保険者に代わって損害賠償金を支払う義務は、当該損害賠償金下記明細書記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過分についてのみ適用されるものとする。
2. 本証券の規定（(a)当社の、被保険者を防禦する権利と義務、および (b)事故発生の際の、被保険者の義務、に関する規定を含む。）は、免責金額の適用にかかわらず、適用されるものとする。
3. 当社は、請求または訴訟を解決するために、免責金額の一部または全部を支払うことができる。ただし、記名被保険者は、その旨の通知を受けた場合、当社が支払った当該免責金額の一部または全部をすみやかに返済するものとする。

明細書

担保項目	免責金額
共通てん補限度額	1 事故あたり \$

効能不発揮損害不担保追加条項

この保険は身体障害または物的損害に関し、記名被保険者の生産物または完成作業が、被保険者によって準備された計画、製造方式、設計書、仕様書のかしまたは欠陥により、その意図されたとおりの機能を発揮しない、もしくは効果をあげえないことに起因する身体障害および物的損害については適用されないものとする。

Waiver of Subrogation Rights Endorsement

It is agreed that Condition 6. Subrogation does not apply to the following entities;

Excess Loss Cover Endorsement

It is agreed that;

1. The Company shall pay on behalf of the Insured all sums or expenses, which is defined in Coverage Part and Amendment of Supplementary Payments Provision Endorsement, in excess of the amount which shall be paid or payable by the applicable underlying insurance stated in the schedule below, which the Insured shall be obligated to pay by reason of the legal liability on account of (A) Bodily injury, (B) Property damage, to which this policy applies, caused by an occurrence.
2. When underlying insurance exists, the company shall have the right but not the obligation to participate at any time in the defense of any suit against the Insured. When an occurrence is not covered by any underlying insurance but covered by the term of this policy, the Company shall have the right and duty to defend any suit against the Insured even if any of the allegations thereof are groundless, false or fraudulent and the Company may make such investigation and settlement of any claim or suit as it deems expedient. But the Company shall not be obligated to pay any claim or judgment or to defend any suit after the applicable limit of the company's liability has been exhausted by payment of judgments, settlements or such expenses.
3. The Insured shall maintain in full effect during the policy period all the underlying insurance described in the schedule below, except for any reduction or exhaustion during the term of this policy of any aggregate limit of liability stated in such underlying insurance solely by payment of claims in connection with

求償権放棄追加条項

条件6、代位の規定は、下記の者に対しては適用しないものとする。

超過損害担保追加条項

1. 当会社は、本証券が適用される (A) 身体障害または (B) 財物損害により被保険者が法的に賠償義務が課せられた場合、下欄記載の第1次保険契約により支払われるあるいは支払い可能な金額を超過する場合、被保険者にかわって特約条項もしくは訴訟費用等内枠追加条項に規定される全損害額もしくは諸費用を支払う責に任じるものとする。
2. 第1次保険契約が存在する場合は、当会社は被保険者に対し提起された訴訟の防禦に関し、いついかなる時においても参加する権利を有する一方、義務を負わないものとする。事故が第1次保険契約ではてん補されず、本証券でてん補される場合は、当会社は被保険者に対する訴訟がたとえ根拠のないもの、間違っただけのものまたは不正のものであったとしても、被保険者を防禦する権利と義務を有する。また適当と認められたときは、損害賠償請求を調査および解決することができる。ただし、当会社のでん補限度額が判決もしくは和解による賠償金または諸費用を支払ったために尽きた後においては、いかなる判決または請求があろうとこれに対する支払いもしくは防禦の責に任じないものとする。
3. 被保険者は本証券の期間中に発生した事故に関連して発生した賠償責任の支払いにより第1次保険要約の期間中のでん補限度額が減少もしくは費消した場合を除き、保険期間中において下欄記載のすべての第1次保険契約を有効に継続させるものとする。万一、被保険者がこの第1次保険契約を有効に継続することができない場

occurrences which occur during the term of this policy. If the Insured fails to maintain any such underlying insurance in force, the insurance afforded by this policy shall apply only in the same manner as it would have applied had such insurance been so maintained in force.

The Insured shall give the Company written notice as soon as practicable of any change in the scope of coverage or in the amount of limits of liability under any such underlying insurance, and of the termination of any coverage or exhaustion of any aggregate limit of any underlying insurer's policy.

UNDERLYING INSURANCE SCHEDULE

Name of Carrier	
Policy Number	
Policy Period	
Limits of Liability	

Cancellation Clause

It is agreed that this policy may, notwithstanding Cancellation Condition of General Liability Policy Standard Provisions, be cancelled by the Company by mailing to the Named Insured at the address shown in this policy, written notice stating when not less than days thereafter such cancellation shall be effective.

Duty of Defense Endorsement (JPN)

It is agreed that in the event of any suit or claim is brought or made against the Insured within Japan the Company shall apply following provisions.

合は、当該第1次保険契約が有効に適用された場合と同じように本証券を適用するものとする。

被保険者は、当該第1次保険契約の適用範囲もしくはてん補限度額に変更がある場合、または契約満期もしくは期間中のてん補限度額の費消について実行できる限り早急に書面による通知を当会社に行うものとする。

第1次保険契約明細

保険会社名	
証券番号	
保険期間	
保険金額	

解約通知に関する追加条項

当会社は、一般賠償責任保険普通保険約款の解約規定にかかわらず、記名被保険者に対し、解約日の___日前までに保険証券記載の住所にあてた解約通知状を郵送することによって、これを解約することができるものとする。

訴訟防禦義務に関する追加条項 (国内)

損害賠償請求が、日本国内において提起された場合には、当会社は次の各条項を適用します。

1. Defense provisions

- a. It is agreed that the Company shall be obligated neither to defend any such suit or claim nor pay on behalf of the Insured any damages, and the company will substitutionally reimburse the Named Insured, within and as a part of the applicable limit of liability, for settlement, judgment, or reasonable expenses incurred with the written consent of the Company.
- b. The Company shall have the right and be given the opportunity to be associated in the defense and trial of any such suit or claim relative to any occurrence which, in the opinion of the Company, may create liability on the part of the Company under the terms of this policy.

2. Lien on Liability Claim

- a. It is agreed that second paragraph of 4.Action against Company in General Liability Policy Standard provisions (herein after called “the standard provisions”) shall be amended to read as follows:

Any person or organization or the legal representative thereof who has secured such judgment or written agreement shall thereafter be entitled to recover under this policy to the extent of the insurance afforded by this policy except for cases described in Duty of defense endorsement (JPN) paragraph 2.c.

No person or organization shall have any right under this policy to joint the Company as a party to any action against the Insured to determine the Insured’s liability, nor shall the Company be impleaded by the Insured or his legal representative. Bankruptcy or insolvency of the Insured or of the Insured’s estate shall not relieve the Company of any of its obligations hereunder.

- b. It is agreed that 8.Assignment of the standard provisions shall be amended to read as follows:

1. 防御条項

- a. 当社は、損害賠償請求に対する防禦または被保険者にかわる損害賠償金の支払いの責に任じないこと、およびそのかわりに当社は、適用可能な補限度額の枠内で、かつ、その一部として和解もしくは判決による賠償金または当社の文書による同意を得て支出された合理的な費用に対して記名被保険者に保険金を支払うこととする。
- b. 当社は支払責任が生じるとされる事故に関する損害賠償請求に対し、関与する権利を有し、またその機会を得ることとする。

2. 先取特権

- a. 当社は、英文賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）4. 会社に対する訴訟の2段落目の規定を次のとおり読み替えて適用します。

確定判決を得た者または上述の書面による示談解決を得た者は、個人、法人もしくはその法定代理人のうち何人であっても、本証券の定めるところに従い保険金を受領する権利を有する。ただし、訴訟防御義務に関する追加条項（国内）の2.cに規定する場合を除く。

何人も、この保険証券において、被保険者の責任を決定するために被保険者に対してなされる訴訟において当社を共同被告とする権利を有するものではないし、被保険者またはその法定代理人によっても、当社が共同被告となるよう強制されるものではない。被保険者またはその財産の破産もしくは支払不能は、当社の責任を免責にするものではない。

- b. 当社は、普通保険約款8. 譲渡の規定を次のとおり読み替えて適用します。

8. Assignment

Assignment of interest under this policy shall not bind the Company until its consent is endorsed hereon and it is subject to the provisions described in Duty of defense endorsement (JPN) paragraph 2.c.; if, however, the Named Insured shall die, such insurance as is afforded by this policy shall apply (1) to the Named Insured's legal representative, as the Named Insured, but only while acting within the scope of his duties as such, and (2) with respect to the property of the Named Insured, to the person having proper temporary custody thereof, as Insured, but only until the appointment and qualification of the legal representative.

c. In case any person possessing a valid claim against the Insured (hereinafter referred to as "the Claimant") is entitled to exercise lien on the right of recovery of the Insured or its assignee under this insurance for such claim under the Insurance Act of Japan, the Company shall pay such claim only in either of the following circumstances, provided that such claim is caused as the result of the Insured becoming liable for loss of or damage to the Claimant (hereinafter referred to as "the Liability Claim"):

- (1) where the Company pay the Liability Claim to the Insured after the Insured have settled same to the Claimant, provided that such payment shall not exceed the sum settled by the Claimant
- (2) where the Company pay the Liability Claim direct to the Claimant pursuant to the instruction of the Insured before the Insured have settled same to the Claimant
- (3) where the Company pay the Liability Claim direct to the Claimant as the result of the Claimant exercising lien on the Insured's right of recovery for same before the Insured have settled same to the Claimant
- (4) where the Company pay the Liability Claim to the Insured pursuant to the

本証券による被保険者利益の譲渡は当会社の裏書による同意がなければ効力を有せず、また、訴訟防衛義務に関する追加条項（国内）の2.cの規定による制限を受ける。ただし、記名被保険者死亡においては、(1)記名被保険者の法定代理人をその代理権の範囲内においては記名被保険者として扱い、また(2)記名被保険者の財産に関してはその財産の正当な占有権を有する者を法定代理人の指名が行われるまでの間被保険者として扱う。

c. 損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権について、保険法に基づく先取特権を有します。当会社は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、損害賠償金に対して保険金の支払を行うものとします。

- (1) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- (2) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (3) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- (4) 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保

agreement of the Claimant for such payment before the Insured have settled same to the Claimant, provided that such payment shall not exceed the sum agreed by the Claimant.

Batch Clause

It is agreed that all losses occurring during the validity of the insurance written by the Company and arising from the same causes shall be deemed as one occurrence regardless of whether they occur in different policy years, and the Company's liability for such losses is limited to the applicable limit of the policy in which the first claim was made.

SOMPO JAPAN INSURANCE INC

險金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。

同一原因事故収束適用追加条項

当会社の発行する保険証券の有効期間中に同一原因に起因して発生したすべての損害は、これらの損害が異なる保険年度に発生したか否かに拘わらず1事故とみなします。また、当該損害に係る等会社の責任は、最初の請求が行われた証券の適用可能なてん補限度額を限度とします。

株式会社 損害保険ジャパン

MEMO

MEMO

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、ただちに当社または取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 英文賠償責任保険においては、当社は被保険者に対して提起された訴訟に対するの防御(Defend)を行います。
- 注1:日本国内など法律などにより防御義務の履行が禁じられている地域において被保険者に対して提起された訴訟に対しては、当社は防御を行いません。
- 注2:保険金支払額が保険金額まで達してしまった場合、当社は、それ以降の訴訟については防御を行いません。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに当社または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日 午後5時～翌日午前9時
土日祝日24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、当社または取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

- この保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項の詳細につきましては、取扱代理店または当社にご照会ください。
- 保険料算出の基礎となる売上高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異ならないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約申込書の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、当社までお問い合わせください。
- 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険責任は保険期間の初日の午前0時1分(※)に始まり、末日の午前0時1分(※)に終わります。
- (※) 保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、保険契約申込書にてご確認ください。
- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除き、当社所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。

- ご契約を解約される場合は、取扱代理店または当社までお申し出ください。解約の条件によっては、当社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。
- 損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 「保険料精算追加条項(Premium Computation Endorsement)」を付帯するご契約については、保険期間終了後に、確定した保険期間中の算出の基礎(売上高、請負金額、賃金、入場者等)に基づき算出した保険料との差額を精算します。
- 取扱代理店は当社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。
- 個人情報の取扱について
当社は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、当社公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または当社までお問い合わせ願います。

当社への相談・苦情・お問い合わせ

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

【窓口:カスタマーセンター】

0120-888-089

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日 午前9時～午後8時
土日祝日 午前9時～午後5時
(12月31日～1月3日は休業)

保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口:一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】



0570-022808

 (通話料有料)

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日:午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または当社までお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。



損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sjnk.co.jp/>



株式会社 損害保険ジャパン

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL. 03-3349-3111
URL <http://www.sompo-japan.co.jp/>

お問い合わせ先